

自己点検・評価報告書

2016

2018年2月
国立大学法人愛知教育大学



「自己点検・評価報告書2016」について

国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程第4条の規定に基づき実施する自己点検評価は、同規程第4条2項に掲げる基本項目のうち、外部評価、認証評価、法人評価の実施年度を勘案した上で、当該年度の自己点検評価項目を選定し、実施する。

1. 実施目的

本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について調査・分析を行い、その結果を「自己点検・評価報告書」として作成・公表することにより、本学の理念・目標・計画に基づく成果や課題、問題点を明らかにし、本学の教育研究水準の向上及び大学運営等の改善に資することを目的とする。

2. 自己点検評価の実施方法

(1) 対象範囲

自己点検評価の範囲は、2016年度の活動状況（2016/ 4/ 1 ～ 2017/ 3/31）とする。

(2) 自己点検項目

- ・大学の使命、目的
- ・管理運営体制
- ・大学教員・教育支援者の構成
- ・施設・整備
- ・財務状況

(3) 評価基準

「評価基準」は、大学改革支援・学位授与機構の「大学機関別認証評価」「大学機関別選択評価」及び教員養成評価機構の「教職大学院評価基準」を活用する。なお、該当の基準は、目次にその旨を示している。

- ・認証評価 「大学機関別認証評価 自己評価実施要項（平成29年度実施分）」
- ・教職大学院 「教職大学院評価基準（平成26年3月6日改正）」

自己点検評価にあたっては、指定された「評価基準」に照らして評価を行い、評価結果を分かりやすい文章で簡潔に記載する。

なお、第1章の3、4、第2章の21～24、第3章の32～35、第4章の40における「基準の達成状況についての自己評価」については、次の標語で記載する。

- A…十分に達成している。
- B…達成している。
- C…達成しているが問題・課題がある。

3. 記載上の留意点

本書は、本学Webサイトにて公表するため、公表に支障がある箇所については、記載を省略するなどの配慮を行っている。

4. 基礎資料集

本書とは別に評価の根拠を「基礎資料集」としてまとめている。

目 次

No.	評価項目	大学機関別認 証評価 基本的な 観点	教職大学院 評価基準	ページ数
第1章 大学の使命・目的				
○ 観点ごとの分析				
1	大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。	1-1-①		3
2	大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。	1-1-②		5
○ 優れた点及び改善を要する点				6
○ 基準ごとの分析				
3	当該教職大学院の理念・目的が法令に基づいて明確に定められていること。		1-1	6
4	人材養成の目的及び修得すべき知識・能力が明確になっていること。		1-2	7
○ 「長所として特記すべき事項」				9

No.	評価項目	大学機関別認証評価 基本的な 観点	教職大学院 評価基準	ページ数
第2章 管理運営体制及び財務状況				
○ 観点ごとの分析				
5	学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。	2-1-①		13
6	教養教育の体制が適切に整備されているか。	2-1-②		16
7	研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。	2-1-③		19
8	専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。	2-1-④		20
9	附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。	2-1-⑤		21
10	教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。	2-2-①		23
○ 優れた点及び改善を要する点				27
○ 観点ごとの分析				
11	管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。	9-2-①		28
12	大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。	9-2-②		32
13	監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。	9-2-③		34
14	管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。	9-2-④		36
15	大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。	9-1-①		38

No.	評価項目	大学機関別認証評価 基本的な 観点	教職大学院 評価基準	ページ数
16	大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。	9-1-②		40
17	大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。	9-1-③		42
18	収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。	9-1-④		44
19	大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。	9-1-⑤		45
20	財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。	9-1-⑥		46
○ 優れた点及び改善を要する点				47
○ 基準ごとの分析				
21	教職大学院の目的を達成するために必要な管理運営のための組織及びそれを支える事務組織が整備され、機能していること。		8-1	47
22	教職大学院における教育研究活動等を適切に遂行できる経費について、配慮がなされていること。		8-2	49
23	教職大学院における教育研究活動等の状況について、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。		8-3	51
○ 「長所として特記すべき事項」				53
○ 基準ごとの分析				
24	教職大学院の目的に照らし、教育委員会及び学校等と連携する体制が整備されていること。		10-1	53
○ 「長所として特記すべき事項」				58

No.	評価項目	大学機関別認証評価 基本的な 観点	教職大学院 評価基準	ページ数
第3章 大学教員、教育支援者の構成				
○ 観点ごとの分析				
25	教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。	3-1-①		61
26	学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。	3-1-②		62
27	大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。	3-1-③		64
28	大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。	3-1-④		65
29	教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。	3-2-①		67
30	教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。	3-2-②		68
31	教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。	3-3-①		70
○ 優れた点及び改善を要する点				71
○ 基準ごとの分析				
32	教職大学院の運営に必要な教員が適切に配置されていること。		6-1	71
33	教員の採用及び昇格等の基準が、適切に定められ、運用されていること。		6-2	73
34	教職大学院における教育活動に関する研究活動が組織的に取り組まれていること。		6-3	74
35	授業負担に対して適切に配慮されていること。		6-4	75
○ 「長所として特記すべき事項」				75

No.	評価項目	大学機関別認証評価 基本的な 観点	教職大学院 評価基準	ページ数
第4章 施設・設備				
○ 観点ごとの分析				
36	教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。	7-1-①		79
37	教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。	7-1-②		82
38	図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。	7-1-③		86
39	自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。	7-1-④		89
○ 優れた点及び改善を要する点				91
○ 基準ごとの分析				
40	教職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備並びに図書、学術雑誌等の教育研究上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。		7-1	91
○ 「長所として特記すべき事項」				93

第1章

大学の使命・目的

第1章 大学の使命・目的

○ 観点ごとの分析

1. 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

【観点到る状況】

学則の第18条に本学の目的が、同第63条に教育学部の目的が課程ごとで、それぞれ定められている【資料1-1】。平成28年度からの第3期中期目標では、国立大学の機能強化に向けて整理された「ミッションの再定義」で示した本学の強み・特色・社会的役割も踏まえ、本学の目的達成にむけた教育研究の方向性を、前文で掲げている【資料1-2】。また、本学では、理念、教育研究の在り方、運営の在り方とともに教育目標、研究目標を記した愛知教育大学憲章（以下、本文中「憲章」という。）を定めている【資料1-3】。これらは大学Webサイトなどで広く周知している。

国立大学法人愛知教育大学学則 <https://www.aue-kitei.jp/doc/auekitei/rule/1.html>
 国立大学法人愛知教育大学中期目標 <https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/hyoka.html>
 愛知教育大学憲章 <http://www.aichi-edu.ac.jp/intro/outline/charter.html>

なお、平成29年度から現代学芸課程を教育支援専門職養成課程に改組するため、学則第63条を改正して新たな課程構成での教育学部の目的を明示しているが、憲章も見直す必要がある。

別添資料1-1 愛知教育大学の「ミッションの再定義」

【資料1-1】国立大学法人愛知教育大学学則（2017年1月24日に改正し、2017年4月1日から適用）（抜粋）

（大学の目的）

第18条 本学は、愛知教育大学憲章を踏まえ、学術の中心として、深く専門の学芸を教授研究するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する学問の府として、大学の自治の基本理念に基づき、教育研究活動を通して世界の平和と人類の福祉及び文化と学術の発展に努める。

（教育学部の目的）

第63条 教員養成4課程は、多様な教員養成プログラムを通して、平和な未来を築く子どもたちの教育を担う優れた教員の養成をめざすことを目的とする。

2 教育支援専門職養成課程は、心理・社会福祉・教育行政等の専門性を深め、教育活動と子どもたちを支援する専門職の養成をめざすことを目的とする。

3 前2項の課程に置く選修、専攻及びコースの教育研究上の目的は別に定める。

【資料1-2】 国立大学法人愛知教育大学 中期目標（抜粋）

<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>① 学士課程教育においては、教員養成課程は現代の教員に求められる基本的な資質能力や実践的指導力を担保するよう教育内容・教育方法を充実させる。また、現代学芸課程は教育支援人材養成課程（仮称）に改組する。両課程において共通科目として、教師教養や体験学習に関する科目を開講して、豊かな人間性と現代的諸課題への対応力に優れた専門職業人を育成する。</p> <p>② 大学院課程教育においては、教育学研究科修士課程における実践力育成科目の充実を図り、教育実践研究科（教職大学院）の拡充に向けた「横の接続」（開講科目や授業担当教員の相互協力体制）を強化する。また、高度な実践力を有する教員養成を目指して、教育学研究科修士課程と教育実践研究科（教職大学院）の教育研究を発展・統合させるという「縦の接続」を図り、教育学研究科後期3年博士課程（共同教科開発学専攻）を充実させる。現職教員が就学しやすくなるための条件整備として、名古屋キャンパスをはじめとした複数箇所でのサテライト授業の実施、時間割の柔軟化等を行う。</p>

【資料1-3】 愛知教育大学憲章（抜粋）

<p>愛知教育大学の教育目標</p> <p>愛知教育大学は、平和で豊かな世界の実現に寄与しうる人間の教育をめざす。</p> <p>学部教育においては教養教育を重視し、教員養成諸課程では多様な教員養成プログラムを通して、平和な未来を築く子どもたちの教育を担う優れた教員の養成をめざし、学芸諸課程では、社会の発展と文化の継承及び創造に貢献できる広い教養と深い専門的能力を持った多様な社会人の育成をめざす。</p> <p>大学院教育においては学部教育を基礎に、学校教育に求められるさらに高度な能力を有する教員の養成をめざすとともに、諸科学の専門分野及び教育実践分野における理論と応用能力を備えた教育の専門家の育成をめざす。また、大学院を教員の再教育の場としても位置付け、教師教育の質的向上を図る。</p> <p>愛知教育大学の研究目標</p> <p>愛知教育大学は、教育諸科学をはじめ、人文、社会、自然、芸術、保健体育、家政、技術分野の諸科学及び教育実践分野において、科学的で創造性に富む優れた研究成果を生み出し、学術と文化の創造及び発展に貢献する。さらに、その成果を社会へ還元することを通して、人類の平和で豊かな未来の実現、自然と調和した持続可能な未来社会の実現に寄与する。</p>

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的及び教育学部の目的は、学則等に明確に定められている。これらは、大学一般に求められる目的を実現するため教育研究を、教員と教員の活動を支える専門職の養成などを通じて行っていくことを示したのとなっており、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

2. 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

【観点に係る状況】

本学大学院の目的は、学則第74条に課程ごとで定められている【資料2-1】。そのほか、「ミッションの再定義」を踏まえた第3期の中期目標や、憲章においても大学院の目標を掲げている【資料1-2、1-3】。

大学院各課程を通じた目的の中心として、学校教育の分野で求められる高度な能力を有する教員や専門家を養成するための教育研究活動があり、その旨が学則さらには憲章において示され、第3期の中期目標では、大学院の目的達成に向けた教育研究の方向性を、前文で掲げている。

また、各専攻の教育研究上の目的を学生便覧に示している【別添資料2-1】。

別添資料2-1 各専攻の教育研究上の目的

【資料2-1】 国立大学法人愛知教育大学学則（抜粋）

（大学院の目的）

第74条 修士課程は、教科専門並びに教育実践に関わる研究能力を有する教員の育成を図ることを目的とする。併せて現代的課題の探求に取り組む学芸諸分野の有為な人材の育成をめざす。また、現職教員及び社会人においては、修士課程を専門性の更なる向上を図る場として位置付ける。

2 教職大学院の課程は、学校教育に関わる理論と実践の融合を基本とし、理論の応用並びに実践の理論化に関わる諸能力の修得によって実践的指導力を備えた教員を養成するとともに、一定の教職経験を有する現職教員に対しては、確かな指導理論と実践力・応用力を備え、指導的役割を果たし得る教員を養成することを目的とする。また、教職大学院の課程を実践的なキャリアアップの場として位置づけ、学校・地域及び教育関係諸機関との連携を活かしつつ、教師教育の更なる質的向上を図る。

3 後期3年博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 前3項の課程に置く専攻の教育研究上の目的は別に定める。

【分析結果とその根拠理由】

本学の大学院の課程及びそこにおける専攻の目的は、学則等に明確に定められている。これらは、大学院一般に求められる目的を実現するための教育研究を、学校教育の分野で求められる高度な能力を有する人材の養成などを通じて行っていくことを示したものとなっており、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

○ 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・学則だけでなく、中期目標や憲章においても、学校教育法の規定に則って大学の目的及び学部・大学院の目的を明確にし、Web サイトをはじめ大学概要などの刊行物に掲載している。

【改善を要する点】

- ・教育学部の各課程の教育研究上の目的及び大学院の各専攻の教育研究上の目的は、学則に別に定めると規定されているため、明確にする必要がある。

○ 基準ごとの分析

3. 当該教職大学院の理念・目的が法令に基づいて明確に定められていること。

[基準に係る状況]

当教職大学院設置の理念・目的は、学校教育法第99条及び専門職大学院設置基準第2条、第26条に即し、【資料3-1】のとおり、学則第74条第2項に専門職学位課程としての特質とともに明確に規定し、教育実践研究科（教職大学院）学生便覧（以下、本文中「学生便覧」。）等に明示している。教育研究上の目的については、【資料3-2】のとおり、応用領域及び基礎領域の領域ごとに明確に定め、学生便覧等に明示している。

【資料3-1】 国立大学法人愛知教育大学学則（抄）（教育実践研究科（教職大学院）学生便覧 2016 P.23）

第7章 大学院

第1節 大学院の目的

（課程等の目的）

第74条 修士課程は、教科専門並びに教育実践に関わる研究能力を有する教員の育成を図ることを目的とする。併せて現代的課題の探求に取り組む学芸諸分野の有為な人材の育成をめざす。また、現職教員及び社会人においては、修士課程を専門性の更なる向上を図る場として位置付ける。

2 教職大学院の課程は、学校教育に関わる理論と実践の融合を基本とし、理論の応用並びに実践の理論化に関わる諸能力の修得によって実践的指導力を備えた教員を養成するとともに、一定の教職経験を有する現職教員に対しては、確かな指導理論と実践力・応用力を備え、指導的役割を果たし得る教員を養成することを目的とする。また、教職大学院の課程を実践的なキャリアアップの場として位置づけ、学校・地域及び教育関係諸機関との連携を活かしつつ、教師教育の更なる質的向上を図る。

3 後期3年博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 前3項の課程に置く専攻の教育研究上の目的は別に定める。

【資料3-2】大学院教育実践研究科（教職大学院）の教育研究上の目的（教育実践研究科（教職大学院）学生便覧2016 P.4）

領域	教育研究上の目的
教育実践 応用領域	<p>現職教員を対象とし、これまでの教職経験の中で培ってきた実践的資質・力量をもとに、さらに個の専門性を高めるとともに、学校を変える推進者、さらにはミドル・リーダーとなるための資質・力量を育成することを目的とします。教職実践応用領域は、さらに次の履修モデルに区分します。</p> <p>『授業づくり履修モデル』 現代の教育諸課題に対応できる優れた実践的指導力を、具体的な授業と教材・評価と改善・カリキュラム検証と開発提案などの事例研究・模擬授業・討論・ワークショップなどによって段階的に・実践的に育成、評価することを目的とします。</p> <p>『学級づくり履修モデル』 学級経営分野、生徒指導分野、キャリア教育分野において、学校におけるリーダーシップを発揮し、様々な企画・運営を行えるレベルに到達することを目的とします。</p> <p>『学校づくり履修モデル』 学校で既に教務主任などの立場に立ってメンターとしての役割を果たしている教師を、日本の学校経営において適した経営パターンであると言われていたミドル・アップ・ダウンの役割を果たすことができる真のミドル・リーダーに養成することを目的とします。</p>
教職実践 基礎領域	<p>学部直進者や社会人といった新人で教職に就こうとする者を対象とし、学部レベルで修得したことをもとに、多様な学校環境に応じた実践ができる教師の育成をめざし、教師に求められるすべての分野にわたって総合的に修学することを目的とします。</p>

（基準の達成状況についての自己評価：A）

- 1) 当教職大学院の理念及び目的は法令に即し、専門職学位課程としての特質とともに学則に明確に規定していることから、基準を十分に達成していると判断する。
- 2) 当教職大学院は大学院教育学研究科（修士課程）とは相対的に区別し、独立した形で設置し、教育研究上の目的については、教職実践専攻の下の教職実践応用領域及び教職実践基礎領域の領域ごとに明確に定め、学生便覧等に明示している。

4. 人材養成の目的及び修得すべき知識・能力が明確になっていること。

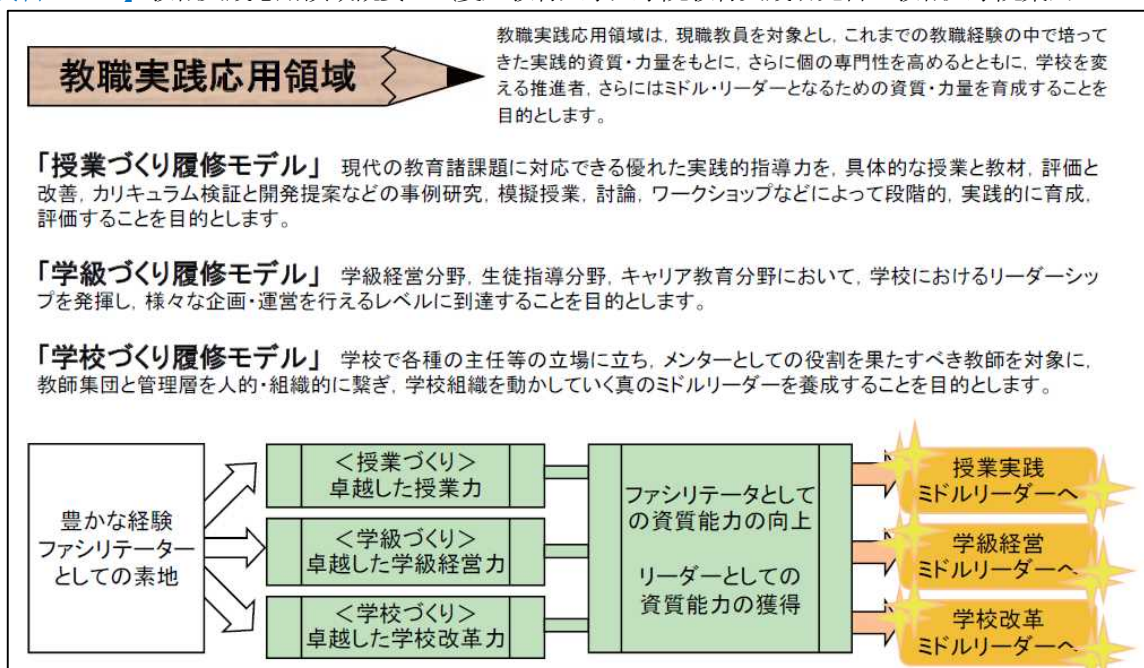
〔基準に係る状況〕

当教職大学院がめざす人材養成・教員像は、教育研究上の目的【資料3-2】に掲げているとおり、現代的な教育課題（教育課程改善・提案）に対応できる「実践的指導力（理論と実践の融合）」を備えた「学び続け探究し続ける」教員像であり、学校運営の大きな三つの柱である授業（学習指導）、学級経営、学校経営における総合的で実地的な企画調整力・構力・開発力等を備えた教員である。各領域・履修モデルにおいて、各科目の系統性や関連、達成目標を示し指導を行っている。

応用領域は、常勤（正規）職員として5年以上の現職経験を持つ中堅教員を対象としており、卓越した実践力・教師力、教育課程開発と提案、実践できるミドル・リーダーを養成することを目的としている。当領域では、学習・学級経営の専門性を持つとともに学校経営に即したコーディネーター、ファシリテーターとしての実践的知見や対話・調整・分析・総合等の能力を備えた、卓越した実践力・教師力、教育課程開発能力の確立等を求めている【資料4-1】。

また、現職教員を対象とする性質上、長期履修制度（修業年限3年又は4年として学修）【別添資料4-1】を運用している。

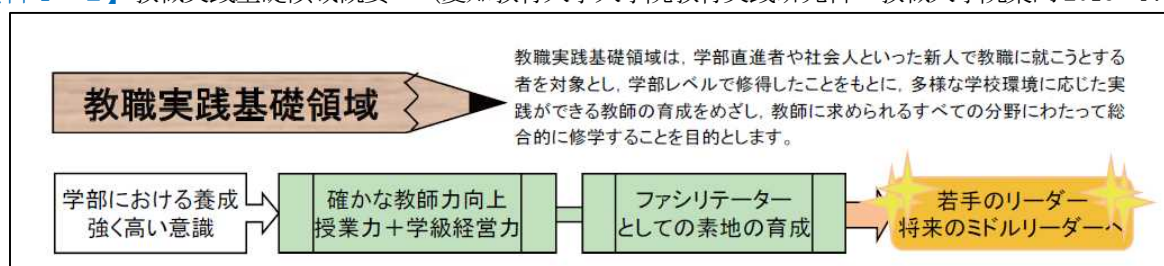
【資料4-1】教職実践応用領域概要 (愛知教育大学大学院教育実践研究科 教職大学院案内 2016 P. 7)



基礎領域は、小・中・高いずれかの一種免許状を取得している学部直進者又は社会人を対象としている。当領域では、確かな指導力・教師力を持つ若手リーダーとなる教師の養成を目的としている。「確かな教師力の向上と体得」、「授業力、学級経営力、学校組織の中での関係能力の向上」等を求めている【資料4-2】。

希望者の多い小学校教員免許取得コース（修業年限を3年とする長期在学コース。1年次は小学校教員免許取得に必要な科目の履修に専念）【別添資料4-2】を設けるとともに、応用領域同様に長期履修制度（修業年限を3年又は4年として学修）【別添資料4-1】も、職業を有する社会人等のために運用している。

【資料4-2】教職実践基礎領域概要 (愛知教育大学大学院教育実践研究科 教職大学院案内 2016 P. 9)



《必要な資料・データ等》

【別添資料4-1】長期履修制度 (愛知教育大学大学院教育実践研究科 教職大学院案内 2016 P. 11)

【別添資料4-2】小学校教員免許取得コース (愛知教育大学大学院教育実践研究科 教職大学院案内 2016 P. 12)

(基準の達成状況についての自己評価：A)

1) 当教職大学院がめざす人材養成の目的及び修得すべき知識・能力については、実践的指導力の養成と、学習指導、学校経営等における総合的な力を備えた教員の育成など、教育研究上の目的の中で明確に定めてい

ることから、基準を十分に達成していると判断する。

- 2) 大学院教育学研究科（修士課程）とは区別・独立した人材養成の目的と具体的なカリキュラム・運営、指導体制等については、当教職大学院設置以前から愛知県及び名古屋市教育委員会と十分な協議を重ねて実施しており、設置以降も毎年運営協議会や連携協力校連絡会等、様々な機会に情報交換の機会を持ち、さらに、それらの要請を踏まえた形でカリキュラム改善や指導体制の改善に努めている。

○ 「長所として特記すべき事項」

大学院教育学研究科（修士課程）とは相対的に区別し、独立した人材養成の目的と具体的なカリキュラム・運営、指導体制等を持ちつつ、その目的の達成と現代的な教育課題に応えるために、本学学部・大学院（修士課程）との連携（教科などの専門的指導を受けることができる体制づくり）、理論的な深い学びと教育現場での各種実習とを繋げ、汎用的な能力・教育課程開発能力を深化させるため配慮（学校教育現場との協議など）も行っている。

第2章

管理運営体制及び 財務状況

第2章 管理運営体制及び財務状況

○ 観点ごとの分析

5. 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到る状況】

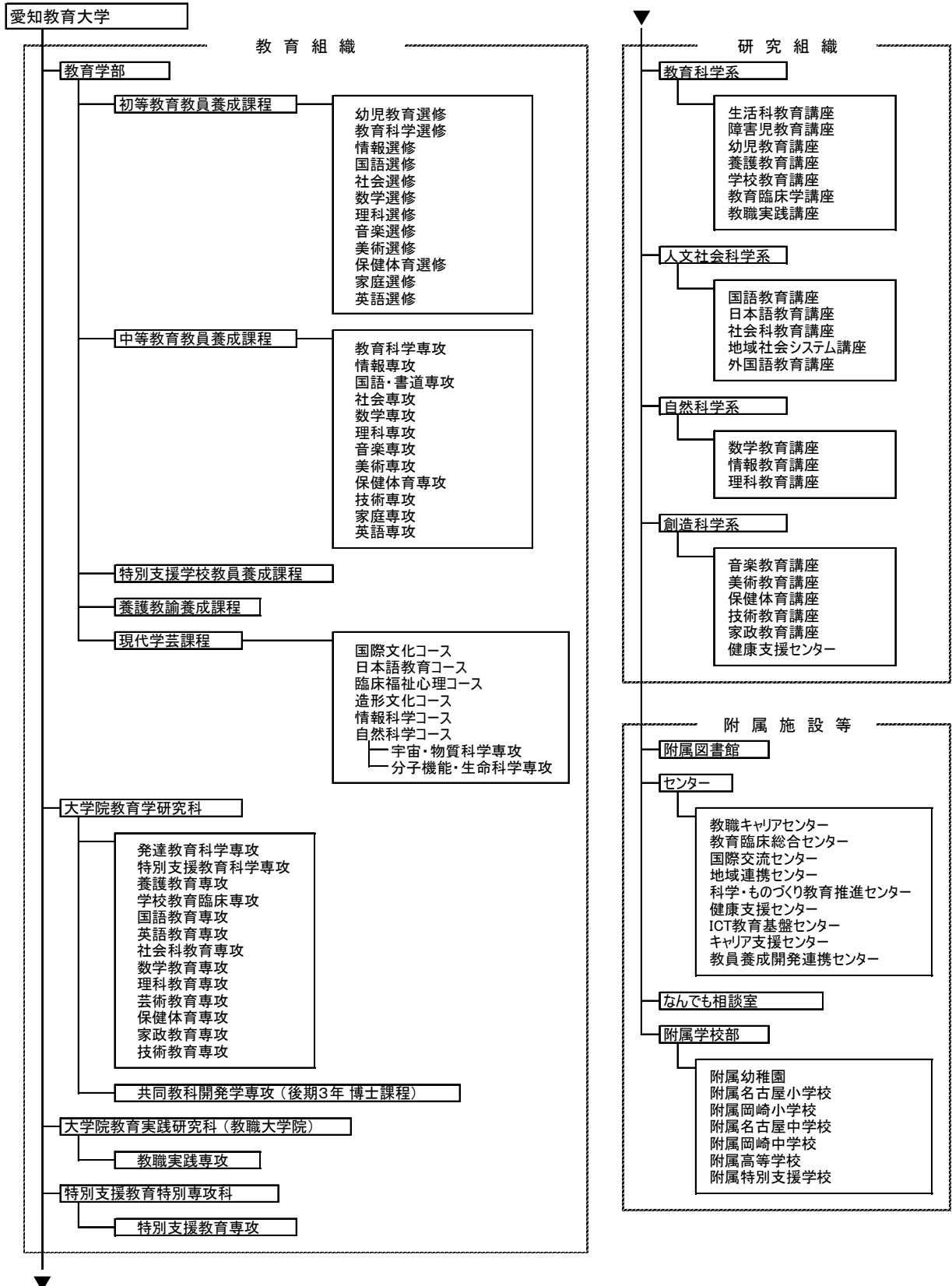
本学は教育学部のみを置く単科大学であり、教員養成を主軸に教養教育を重視する大学として、この教育学部の目的を達成するために、初等教育教員養成課程、中等教育教員養成課程、特別支援学校教員養成課程及び養護教諭養成課程の教員養成4課程と平成19年度に総合科学課程を改組し、専門基礎教育を重視する現代学芸課程の5つの課程を設置している。初等教育教員養成課程、中等教育教員養成課程及び現代学芸課程の下には選修・専攻・コースを置いている。教員養成4課程は、初等教育教員養成課程では幼稚園・小学校教員、中等教育教員養成課程では中学校・高等学校教員、また、特別支援学校教員、養護教諭を養成する課程となっている。現代学芸課程は、専門基礎教育を基礎に、中高教員を含む幅広い職業人を育成する課程となっている【資料1-2、5-1、5-2】。

【資料5-1】 国立大学法人愛知教育大学学則（抜粋）

<p>(学部)</p> <p>第24条 本学に教育学部（以下「学部」という。）を置く。</p> <p>2 学部に次の課程を置く。</p> <p>(1) 初等教育教員養成課程</p> <p>(2) 中等教育教員養成課程</p> <p>(3) 特別支援学校教員養成課程</p> <p>(4) 養護教諭養成課程</p> <p>(5) 現代学芸課程</p> <p>3 前項第1号から第4号までに掲げる課程を、教員養成4課程と総称する。</p> <p>4 初等教育教員養成課程、中等教育教員養成課程及び現代学芸課程に、別表第1に掲げる選修、専攻又はコースを置く。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>別表第1 (第24条第4項関係)</p> <p>初等教育教員養成課程、中等教育教員養成課程、現代学芸課程に置く選修、専攻又はコース</p>	
課程	選修、専攻又はコース
初等教育教員養成課程	幼児教育選修、教育科学選修、情報選修、国語選修、社会選修、数学選修、理科選修、音楽選修、美術選修、保健体育選修、家庭選修、英語選修
中等教育教員養成課程	教育科学専攻、情報専攻、国語・書道専攻、社会専攻、数学専攻、理科専攻、

	音楽専攻, 美術専攻, 保健体育専攻, 技術専攻, 家庭専攻, 英語専攻
現代学芸課程	国際文化コース, 日本語教育コース, 臨床福祉心理コース, 造形文化コース, 情報科学コース, 自然科学コース (宇宙・物質科学専攻, 分子機能・生命科学専攻)

【資料5-2】大学の組織



【分析結果とその根拠理由】

本学の教育学部は、初等教育教員養成課程、中等教育教員養成課程、特別支援学校教員養成課程、養護教諭養成課程の教員養成4課程及び現代学芸課程の5つの課程が設置され、その下には、初等教育教員養成課程は12選修、中等教育教員養成課程は12専攻、現代学芸課程は6コースで構成されていることから、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

6. 教養教育の体制が適切に整備されているか。

【観点に係る状況】

本学の教養教育については、学則第63条【資料6-1】に教育学部の目的として「教養教育を重視する」ことを規定しており、それに従って、主として全課程共通の「共通科目」（教養科目、日本国憲法、情報教育入門、外国語科目、スポーツ科目及び初年次演習で構成）の中に多様な科目の授業を用意し、課程毎に定められた「専門教育科目」を含め、これらの科目間に有機的連携を図ったカリキュラムを設定している。

教務企画委員会の下に共通科目専門委員会を設置しており、年4回のペースで専門委員会を開催し、教育課程の円滑な運営及びその改善・充実を図っている【資料6-2】。専門委員会の下には、教養科目部会、予算配分を検討するための部会及び研究交流誌等編集部会の3つの部会を設けている。また、共通科目の教育研究の責任単位としては12のグループを設置しており、グループごとに担当の授業運営、授業実施及び授業研究を行っている。

平成25年度入学生からは、幅広い教養の形成とともに、論理的思考や問題解決能力をはじめとする汎用的能力（ジェネリック・スキル）を培い、主体的学びの姿勢を育成することを目標として、リテラシーを中核として教養科目を再編し、コミュニケーション能力、数量的分析・処理能力、情報リテラシー、論理的・批判的思考力、問題解決力の修得などの向上を目的として見直しを行った。教養科目は、リテラシー（4分野）、基本概念、現代的課題、感性・創造の4学修領域に区分して開設しており、リテラシー学習領域4分野の中から3分野6単位、基本概念、現代的課題、感性・創造の学修領域から各2単位、計12単位を修得することとしている【資料6-3】。各学修領域別の開講数は、原則としてリテラシー学修領域60（各リテラシー15）、基本概念学修領域20、現代的課題学修領域20、感性・創造学修領域20となっており、各リテラシー別及び各学修領域別にコーディネーターを中心とする授業内容を検討する教育責任体制を構築している。

また、平成29年度入学生から現代学芸課程を教育支援専門職養成課程に改組したことと併せて、学則第63条の目的も改正し【資料1-1】、ミッションの再定義にて定める【別添資料1-1】実践指導力育成と地域の多様な課題に対応すべく教養科目を再編するため、従来のリテラシーは課題探求科目として残し運営体制も継承し、新たに開設した現代的教育課題対応科目の担当講座等を明確にし、実践力育成科目については教職キャリアセンター体験学習部門、国際交流センター及び地域連携センターと連携するために新たに実践力育成科目運営専門委員会を立ち上げ教育責任体制の再編の検討を行った。

【資料6-1】愛知教育大学学則（抜粋）

<p>(教育学部の目的)</p> <p>第63条 学部は、教養教育を重視し、教員養成4課程では多様な教員養成プログラムを通して、平和な未来を築く子どもたちの教育を担う優れた教員の養成をめざし、現代学芸課程では、社会の発展と文化の継承及び創造に貢献できる広い教養と深い専門的能力を持った多様な社会人の育成をめざすことを目的とする。</p>
--

【資料6-2】愛知教育大学共通科目専門委員会規程（抜粋）

<p>(設置)</p> <p>第1条 愛知教育大学教務企画委員会規程第8条の規定に基づき、本学に共通科目専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 専門委員会は、本学における教養科目、情報教育入門、外国語科目及びスポーツ科目（以下「共通科目」という。）の教育課程に関する事項を審議し、教育課程の円滑な運営及びその改善・充実を図ることを目的とする。</p> <p>なお、愛知教育大学教育学部教育課程に関する規程及び愛知教育大学教育学部教育課程実施要領に基づく共通科目の各科目における教育目標を達成するため、教育研究の責任単位としてグループを設置する。グループの運営等については、別途グループ設置要項で定めるものとする。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3条 専門委員会は、次の事項を審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 共通科目の運営方針に関する事項 (2) 共通科目の教育課程に関する事項 (3) 共通科目の授業運営に関する事項 (4) 共通科目の教育研究のための予算に関する事項 (5) 共通科目の授業担当教員（非常勤講師を含む。）に関する事項 (6) その他共通科目に関する事項

【資料6-3】新教養科目一覧

開講期	リテラシー学修領域				基本概念学修領域	現代的課題学修領域	感性・創造学修領域
	市民リテラシー	多文化リテラシー	科学リテラシー	ものづくりリテラシー			
1年後期	歴史学の現在とナショナリズム	コリアンの過去と現在	やさしい天文学入門	ものづくりと技術1	ロシア文学の世界	臨床の知とは何か	ジブリ映画のリテラシー
	暮らしの中のジェンダー	日本社会における外国人労働者とその背景	やり直し物理学	金属材料と鑄造技術	現代化学の基礎	人間と微生物	古典文学にみる日本語の変遷
	国民の司法参加	中国の言語概論	私たちの体を作る細胞	花器を製作する	パラドックス・無限・論理	生活環境と化学	“現代の音楽”を気楽に体験してみよう
	ナショナリズムを考える	イスラム社会と文化	自然の事物・現象について考える	摩擦の化学	哲学と教育	食から日本の社会を考えよう	アメリカ映画入門
	共生のためのジェンダー論	ロシアの社会と文化	感染症の現代生物学	ものづくりと技術1	論理学	環境から見た私たちの健康	ベートーヴェン第九楽章の合唱を歌おう
				離散の世界（身近な離散教学）	不登校、いじめ、発達障害について考える	現代日本の表現文化	

第2章 管理運営体制及び財務状況

					表現の世界（数と図形）	健康科学入門	西洋のクラシック音楽を聴こう	
						遺伝子組み換え食品と私たちの生活	欧米児童文学入門	
						自然災害と防災・減災の科学	身近な素材とさまざまな表現	
2 年 前 期	自己の生き方と市民リテラシー	日本語を考える	初歩からの統計	歴史を変えた物理実験	言語とは何か	現代社会における学校疾病学	音楽制作の実践	
	現代日本の政治と市民	異文化探求	生物の共生	暮らしの中の化学	コンピュータと情報科学的考え	食糧問題と品種改良	ヨーロッパ近代美術の鑑賞	
	暮らしの中のジェンダー	ブラジル社会の特質と諸課題	有機合成化学	摩擦の科学	起源と進化	「障害」への招待	西洋のクラシック音楽を聴こう	
	国際関係—アクターの多元化と多様化	世界の諸言語	生命の科学	21世紀の宇宙観測	表現の世界（数と図形）	細胞研究と現代医療の課題	世界の音楽に触れる	
	国際関係—アクターの多元化と多様化	ロシアの社会と文化	エントロピーと自発変化	ものづくりと技術2	数理の世界	自然災害と防災・減災の科学		
					生物多様性と環境			
2 年 後 期	国民の司法参加	日本語文法研究	初歩からの統計	歴史を変えた物理学実験	数理の世界	地球環境問題を考える	書道作品の鑑賞をもとにした表現の創造	
	現代日本の政治と市民	言語の収奪	有機合成化学	暮らしの中の化学	起源と進化	死生学	古典における詩歌の表現	
	読書と市民生活	政治と音楽	物理学入門	21世紀の宇宙観測	数理の世界	現代の福祉事情	日本・中国の絵画と理論	
	グローバル化と「移民の時代」の日本を生きる	政治と音楽	やり直し物理学	ものづくりと技術3	言語とは何か	「障害」への招待	書の諸相	
	経済と金融のリテラシー	日本とアジア～「描かれた日本」	やさしい天文学入門	都市景観と都市構造	倫理学	環境・安全・衛生を考える	中国古典詩文を読む	
						離散の世界（身近な離散数学）	現代社会における健康	ベートーヴェン第九楽章の合唱を歌おう
						表現の世界（数と図形）	農業と生物	素材と表現
							不登校、いじめ、発達障害について考える	人とデザイン
計	15	15	15	15	20	23	21	

【分析結果とその根拠理由】

教養教育については、共通科目専門委員会の下に3つの部会を設け相互連携ある活動を主軸に共通科目全体の運営や改善を推進している。また、教育研究の責任組織として12のグループを設置し、グループ単位で担当授業の運営・実施・研究を担っており、さらに次年度から開設する科目の運営体制も整備したことから、教養教育の体制は、適切に整備され機能していると判断する。

7. 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学の大学院には、教育学研究科と教育実践研究科を設置しており、教育学研究科には修士課程と後期3年博士課程を、教育実践研究科には専門職学位課程（教職大学院）を置いている【資料2-1、7-1】。それぞれの課程の目的を達成するため、教育学研究科修士課程（以下、「修士課程」という。）には、教科に関わる専攻・分野を置き、平成24年に静岡大学との共同大学院として設置した教育学研究科後期3年博士課程（以下、「後期3年博士課程」という。）には、共同教科開発学専攻の1専攻を置いている。また、平成20年に設置した教育実践研究科専門職学位課程（教職大学院）（以下、「教職大学院」という。）には、教職実践専攻の1専攻を置いている【別添資料2-1、資料7-1】。

【資料7-1】国立大学法人愛知教育大学学則（抜粋）

(大学院)		
第25条 本学に、大学院を置く。		
2 大学院に置く研究科及び課程は次のとおりとする。		
(1) 教育学研究科 修士課程，後期3年の課程のみの博士課程（以下「後期3年博士課程」という。）		
(2) 教育実践研究科 専門職学位課程（以下「教職大学院の課程」という。）		
3 前項の研究科及び課程に、次の表に掲げる専攻を置き、専攻における教育研究は前条第5項に定める講座が担当する。ただし、共同教科開発学専攻における教育研究は、前条第5項に定める講座と静岡大学大学院教育学研究科が共同で担当する。		
研究科及び課程	専攻	
教育学研究科 修士課程	発達教育科学専攻，特別支援教育科学専攻，養護教育専攻，学校教育臨床専攻，国語教育専攻，英語教育専攻，社会科教育専攻，数学教育専攻，理科教育専攻，芸術教育専攻，保健体育専攻，家政教育専攻，技術教育専攻	
教育学研究科 後期3年博士課程	共同教科開発学専攻	
教育実践研究科 教職大学院の課程	教職実践専攻	
4 前条第5項に定めるセンターは、前項の専攻における教育研究に協力することができる。		
5 修士課程芸術教育専攻に、音楽分野及び美術分野を置く。		
6 第3項及び第5項の専攻及び分野に、別表第3に掲げる領域を置き、学校教育臨床専攻学校教育臨床領域に臨床心理学コースを置く。		
7 大学院の運営に関し、必要な事項は、別に定める。		
別表第3 (第25条第6項関係)		
研究科の専攻及び分野に置く領域		
研究科及び課程	専攻	(分野) 領域
教育学研究科 修士課程	発達教育科学専攻	教育学領域
		教育心理学領域
		幼児教育領域
		生活科教育領域
		日本語教育領域
	情報教育領域	
	特別支援教育科学専攻	特別支援教育科学領域

	養護教育専攻	養護教育学領域	
	学校教育臨床専攻	学校教育臨床領域	
	国語教育専攻	国語科教育学領域	
		国語科内容学領域	
	英語教育専攻	英語科教育学領域	
		英語科内容学領域	
	社会科教育専攻	社会科教育学領域	
		社会科内容学領域	
	数学教育専攻	数学科教育学領域	
		数学科内容学領域	
	理科教育専攻	理科教育学領域	
		理科内容学領域	
	芸術教育専攻	音楽分野	音楽科教育学領域
			音楽科内容学領域
美術分野		美術科教育学領域	
		美術科内容学領域	
保健体育専攻	保健体育科教育学領域		
	保健体育科内容学領域		
家政教育専攻	家庭科教育学領域		
	家庭科内容学領域		
技術教育専攻	技術科教育学領域		
	技術科内容学領域		
教育学研究科 後期3年博士課程	共同教科開発学専攻		
教育実践研究科 教職大学院の課程	教職実践専攻	教職実践基礎領域	
		教職実践応用領域	

【分析結果とその根拠理由】

本学の大学院課程は、修士課程の13専攻2分野29領域、後期3年博士課程の1専攻、教職大学院の1専攻2領域から構成されていることから、その教育研究の目的を達成する上で適切なものと判断する。

8. 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学特別支援教育特別専攻科は、特別支援教育の分野において必要とされる資質を持った教員を養成することを目的として設置している【資料8-1、8-2】。現職教員や普通免許状所持者を対象としており、知的障害教育、肢体不自由教育、病弱教育の3領域を置いている。

【資料8-1】国立大学法人愛知教育大学学則（抜粋）

(特別支援教育特別専攻科)
 第26条 本学に特別支援教育特別専攻科（以下「専攻科」という。）を置く。
 2 専攻科に関し、必要な事項は、別に定める。

【資料8-2】愛知教育大学特別支援教育特別専攻科規程（抜粋）

(目的)
 第2条 特別専攻科は、特別支援教育の充実に資するため、大学教育の基礎の上に精深な程度において特別支援教育に関する専門の事項を教授し、特別支援教育の分野における資質の優れた教員を養成することを目的とする。

【分析結果とその根拠理由】

本学特別支援教育特別専攻科は、知的障害教育、肢体不自由教育、病弱教育の3領域を置き、現職教員や普通免許状所持者を対象にして、特別支援教育の分野において必要とされる資質を持った教員の養成を目的として設置していることから、その構成は教育研究の目的を達成する上で適切であると判断する。

9. 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学は、附属図書館、各種センター、なんでも相談室及び附属学校を設置している【資料9-1】。

各種センターとして、教職キャリアセンター、教育臨床総合センター、国際交流センター、地域連携センター及び科学・ものづくり教育推進センター、健康支援センター、ICT教育基盤センター、キャリア支援センター、教員養成開発連携センターの9センターを設置しており、それぞれの設置目的に沿った教育研究活動を行っている【資料9-2】。

また、各学校段階における教育・研究の場として、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の5つの学校種、計7つの附属学校を設置しており、教育実習の受入れをはじめとした本学学生との交流や大学教員と連携した研究活動等を行っている。附属学校では、通常の学校教育に加え、教育現場における研究活動を行い、その成果を大学の教育研究活動に役立てるとともに各地区の教育の拠点校として地域の学校関係者へ広く発信している。

【資料9-1】国立大学法人愛知教育大学学則（抜粋）

第5節 附属施設等
 (附属図書館)
 第27条 本学に、附属図書館を置く。
 2 附属図書館に関する事項を掌理するため、館長を置く。
 3 附属図書館に関し、必要な事項は、別に定める。
 (センター)
 第28条 本学に、次のセンターを置く。
 (1) 教職キャリアセンター
 (2) 教育臨床総合センター

<p>(3) 国際交流センター</p> <p>(4) 地域連携センター</p> <p>(5) 科学・ものづくり教育推進センター</p> <p>(6) 健康支援センター</p> <p>(7) ICT教育基盤センター</p> <p>(8) キャリア支援センター</p> <p>(9) 教員養成開発連携センター</p> <p>2 センターに、その運営を掌理するため、センター長を置く。</p> <p>3 センターに関し、必要な事項は、別に定める。</p> <p>(なんでも相談室)</p> <p>第28条の2 本学に、なんでも相談室を置く。</p> <p>2 なんでも相談室に関する事項を掌理するため、室長を置く。</p> <p>3 なんでも相談室に関し、必要な事項は、別に定める。</p> <p>(附属学校)</p> <p>第29条 本学に、附属幼稚園、附属名古屋小学校、附属岡崎小学校、附属名古屋中学校、附属岡崎中学校、附属高等学校及び附属特別支援学校（以下「附属学校」という。）を置く。</p> <p>2 附属学校を統括するため附属学校部を置き、その長として附属学校部長を置く。</p> <p>3 学長の命を受け、校務を掌理するため、附属学校に校長（幼稚園にあつては園長と称す。）を置く。</p> <p>4 附属学校に、教員として副校長（幼稚園にあつては、副園長と称す。）、教頭（幼稚園は除く。）、教諭、養護教諭を置く。</p> <p>また、特に必要な場合には、教員として主幹教諭、栄養教諭を置くことができる。</p> <p>5 附属学校に関し、必要な事項は、別に定める。</p>
--

【資料9-2】附属施設、センター等の目的

<p>附属図書館：本学の教育及び研究に必要な図書、逐次刊行物、電子ジャーナル、諸記録、古書及び視聴覚資料といった図書館資料の収集、管理、運用を行い、本学学生、教職員の教育研究活動を支援するとともに、地域社会に開かれた活動を行うことにより広く教育及び研究の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>教職キャリアセンター：教職キャリアセンターは、本学におけるこれまでの研究と実践の実績をもとに、教員養成における「実践力の育成」「高度化の推進」「再教育の支援」を柱とし、学生の実践力向上機能、研究機能、現職教員の再教育機能の構築を目的とする。</p> <p>教育臨床総合センター：教育臨床及び発達臨床に関わる理論的、実践的及び学際的研究を行うとともに、学校教育の諸問題に適切に対処することのできる教員及び援助専門職者の養成に寄与することを目的とする。</p> <p>国際交流センター：国際交流センターは、本学における留学生の支援、国際協力および国際学術協定締結校との交流・連携を推進し、これらの活動を全学体制の下に開発することを通して、21世紀にふさわしい多文化交流および国際連帯に資することを目的としている。</p> <p>地域連携センター：教育関連諸機関等との連携協力を維持・発展させ、幅広い研究分野を有する愛知教育大学の特性を活かした社会貢献を行い、地域社会の要請に応えるとともに、地域連携の総合的發展に向けた創造的な取組を行うことを目的とする。</p> <p>科学・ものづくり教育推進センター：科学的探求力をはじめとする高い知識と指導力を持った教員を養成するための科学・ものづくり教育の推進を支援するとともに、学校教育現場及び地域における科学・ものづくり教育の向上と活性化を図ることを目的とする。</p> <p>健康支援センター：本学の保健に関する専門的業務を行い、学生及び職員の健康支援を図ることを目的とする。</p> <p>ICT教育基盤センター：本学のICT教育の実施・支援並びにネットワーク基盤の管理運営及び事務情報システムのサポートを行うことを目的とする。</p>

キャリア支援センター：本学学生の主体的なキャリア設計及び就職活動等に関する基本方針の策定等を行うことを目的とする。

教員養成開発連携センター：国立大学法人北海道教育大学、国立大学法人東京学芸大学、国立大学法人愛知教育大学、国立大学法人大阪教育大学の強みを生かしつつ教員養成機能の強化・充実を図ることを目的とした「大学間連携による教員養成の高度化支援システムの構築－教員養成ルネッサンス・HATOプロジェクト」の活動拠点となり、全国の教員養成系大学・学部と連携・協力を促進し、教員養成の諸課題に積極的に対応することを目的とする。

なんでも相談室：本学学生の修学や大学生活の充実にむけた総合的な相談窓口であり全学的な支援に寄与することを目的とする。

附属学校（附属幼稚園、附属名古屋小学校、附属岡崎小学校、附属名古屋中学校、附属岡崎中学校、附属高等学校、附属特別支援学校）：幼児又は児童・生徒の教育に関すること、学生の教育実地研究の実施に関すること、研究成果を広く教育界の参考に供すること及び教員の現職教育に資することを目的とする。

【分析結果とその根拠理由】

附属図書館、各種センター等は、本学の教育研究の目的を達成するため、それぞれの役割を担いかつ機能している。また、附属学校は、教育実習の指導等を通し実践的な指導力の育成に重要な役割を果たしていることから、本学の附属施設等は、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

10. 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

教育活動に関わる重要事項を審議するため、教育研究評議会及び教授会を設置している。教育研究評議会は、学長を議長として、理事、事務局長、学系長、附属学校部長及び各学系から選出された評議員（各学系から4人）によって組織され、大学の教育研究に関わる基本的な方針や計画などの重要事項を審議している【資料10-1】。教授会は、学長を議長として、副学長、教授、准教授、専任講師、助教、助手及び事務局長をもって組織され、教育課程の改編など、役員会、教育研究評議会及び経営協議会から付託された重要事項を審議している【資料10-2】。また、教授会の構成員の一部をもって組織される代議員会を設置しており、教授会の審議事項の一部について審議を委ねられ、学生の入学、卒業、異動等に関する事項を審議している【資料10-3】。これらについては、代議員会の議決をもって、教授会の議決となる。

平成28年度においては、教授会は6回、教育研究評議会は11回、代議員会は13回開催されており、会議資料や議事要録は、学内専用のドキュメントサーバに掲載し、学内者の閲覧に供している【別添資料10-1】。

また、学部、大学院及び専攻科の教育内容、実施体制及び教育課程に関する企画立案を行う組織として、教務企画委員会を設置している。教務企画委員会は、カリキュラム改革担当の副学長を委員長として、学長が指名した理事、学長が指名した学系長、各学系選出の教育研究評議会評議員、代議員会代議員、教職キャリアセンターから選出された教員、教育・学生支援部長及び教務課職員で構成されている。さらに、その下に、共通科目に関する改善・点検・円滑な開講に関する事項、教育実習の改善・点検・円滑な実施に関する事項、時間割編成、シラバスの作成等授業に関する事項、カリキュラムの検討・立案・検証・評価・改善等

に関する事項及び大学院教育学研究科のカリキュラム、授業運営等の改善・充実に関する専門的事項を検討するため、各専門委員会を設置しており、教育における本学の取組を不断に点検するとともに、その具体化を図っている【資料10-4、10-5】。

平成28年度においては、教務企画委員会は年間11回、また共通科目専門委員会は年間4回、時間割編成専門委員会は年間4回、大学院研究科運営専門委員会は年間4回それぞれ開催されている。教務企画委員会及び各専門委員会の議事録についても、ドキュメントサーバに掲載している。

別添資料10-1 平成28年度教育研究評議会・教授会・代議員会開催状況

【資料10-1】国立大学法人愛知教育大学教育研究評議会規程（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人法第21条の規定に基づき、国立大学法人愛知教育大学教育研究評議会（以下「評議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 評議会は、次に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 事務局長
- (4) 学系長
- (5) 附属学校部長
- (6) 各学系評議員

2 前項第6号に掲げる評議員は、各学系の学系長の申出に基づき、学長が指名する。

3 第1項第6号に掲げる評議員の選出方法については別に定める。

（任期）

第3条 前条第1項第6号に規定する評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、再々任は、原則として不可とする。

（審議事項）

第4条 評議会が審議する愛知教育大学（以下「本学」という。）の教育研究に関する重要事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 経営に関する事項以外の中期目標についての意見に関する事項
- (2) 経営に関する事項以外の中期計画及び年度計画に関する事項
- (3) 経営に関する部分を除く学則、その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項（名誉教授等の称号授与、大学院担当の資格審査、採用講座及び補充職種等定員の運用、部局長及び附属学校長の選考、教員選考基準に関する運用申し合わせ等）
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他本学の教育研究に関する重要事項

（審議の付託）

第5条 前条で規定する審議事項のうち、評議会が教授会での審議が必要であると判断する事項については、教授会に付託する。

【資料10-2】愛知教育大学教授会規程（抜粋）

<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、学校教育法第93条の規定に基づき、愛知教育大学（以下「本学」という。）の教授会について定める。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 教授会は、学長、副学長、教授、准教授、専任講師、助教、助手及び事務局長をもって組織する。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了(2) 学位の授与(3) 前二号に掲げるもののほか、教育課程の改編に関する事項その他教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの <p>2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。</p> <p>第4条～第8条 (略)</p> <p>(代議員会)</p> <p>第9条 教授会は、教授会の構成員の一部をもって構成される代議員会を置き、第3条の一部についてその審議を委ね、代議員会の議決をもって、教授会の議決とする。</p> <ol style="list-style-type: none">2 代議員会は、審議結果を教授会に報告しなければならない。3 代議員会に関する事項は、別に定める。

【資料10-3】愛知教育大学代議員会規程（抜粋）

<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、愛知教育大学教授会規程（2004年規程第31号）第9条の規定に基づき、愛知教育大学代議員会（以下「代議員会」という。）に関し必要な事項を定める。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 代議員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 学長(2) 副学長（学則第5条第3項に規定する者）(3) 事務局長(4) 学系長(5) 附属学校部長(6) 各学系から選出する代議員 各8人 <p>2 前項第6号に掲げる代議員は、各学系の学系長の申出に基づき、学長が指名する。</p> <p>3 第1項第6号に掲げる代議員の選出方法については別に定める。</p> <p>(任期)</p> <p>第3条 前条第1項第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、再々任は、原則として不可とする。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第4条 代議員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 学生の入学に関する事項(2) 学生の卒業又は課程の修了に関する事項及び学位の授与に関する事項(3) 学生の退学、留学、休学、除籍その他学生の在籍に関する事項(4) 学生の懲戒に関する事項(5) その他教授会の議に基づき、教授会から委任された事項
--

【資料10-4】愛知教育大学教務企画委員会規程（抜粋）

（設置）

第1条 学則第16条の規定に基づき、本学に教務企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目的）

第2条 委員会は、本学の中期目標・中期計画に基づき、教育における本学の取り組みを不断に点検するとともに、学部及び大学院の教育内容、実施体制及び教育課程に関する企画立案を行い、その具体化を図ることを目的とする。

（審議事項）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標・中期計画を達成するための教育の内容・実施体制・成果等に関する事項
- (2) 学部・大学院における授業運営に関する事項
- (3) 教育課程・授業運営についての自己点検・評価に関する事項
- (4) 教育課程編成の基本方針及び教育課程の改編に関する事項
- (5) 教職キャリアセンターとの連携による教育改善の実施に関する事項
- (6) その他教務及び教育課程に関する事項（専門委員会）

（組織及び役割分担）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名した理事
 - (2) 学長が指名した副学長
 - (3) 学長が指名した学系長
 - (4) 教育・学生支援部長
 - (5) 教務課長
 - (6) 教務課副課長
 - (7) 教務課修学支援室長
 - (8) 各学系選出の教育研究評議会評議員各1人
 - (9) 各学系選出の代議員会代議員（前号に掲げる者を除く。）各1人
 - (10) 教職キャリアセンターから選出された教員1人
 - (11) 大学院教育実践研究科代表1人
- 2 前項第8号及び第9号の委員は、協議により、教員養成4課程担当、現代学芸課程担当、共通科目担当及び大学院担当の役割を分担する。この場合において、それぞれの担当人数は2人ずつとする。

（任期）

第5条 前条第1項第8号から第11号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えることはできない。また、委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条～第7条 （略）

（専門委員会）

第8条 委員会の下に、共通科目に関する改善・点検・円滑な開講等を目的として共通科目専門委員会を置く。なお、この専門委員会に関する規程は別に定める。

2 委員会の下に、教育実習に関する改善・点検・円滑な実施等を目的として教育実地研究専門委員会を置く。なお、この専門委員会に関する規程は別に定める。

3 委員会の下に、時間割編成、シラバスの作成等授業に関わる事項を検討するため、時間割編成専門委員会を置く。なお、この専門委員会に関する規程は別に定める。

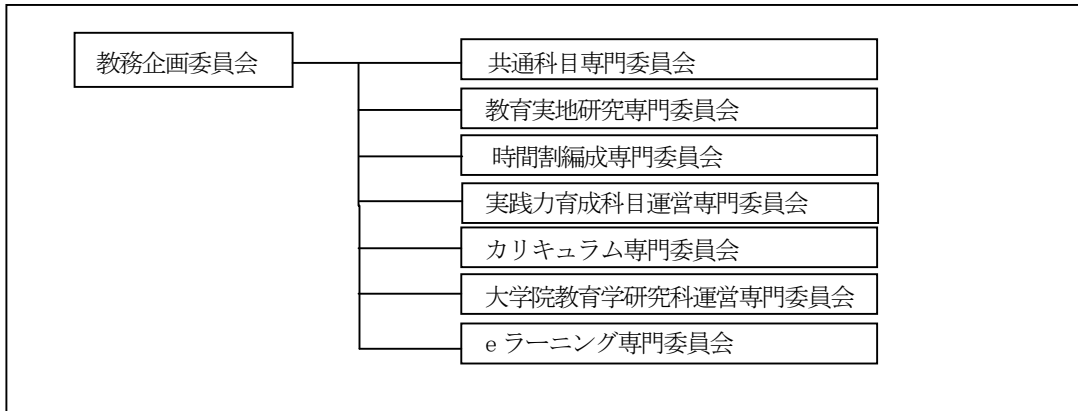
4 委員会の下に、カリキュラムの検討・立案・検証・評価及び改善の提言を行うため、カリキュラム専門委員会を置く。なお、この専門委員会に関する規程は別に定める。

5 委員会の下に、大学院教育学研究科のカリキュラム、授業運営等の改善・充実を図ることを目的として大学院教育学研究科運営専門委員会を置く。なお、この専門委員会に関する規程は別に定める。

6 委員会の下に、eラーニングによる授業の円滑な開講及び運営等を目的としてeラーニング専門委員会を置く。なお、この専門委員会に関する規程は別に定める。

7 専門委員会の委員は、学長が委嘱する。

【資料10-5】教務企画委員会と各専門委員会の組織図



【分析結果とその根拠理由】

教育研究評議会は、大学の教育研究に関わる基本的な方針や計画などの重要事項を審議している。教授会は、教育課程の改編など、役員会、教育研究評議会及び経営協議会から付託された重要事項を審議していることから、必要な活動を行っているとは判断する。

教育研究評議会評議員が教務企画委員会の委員となり、さらに教務企画委員会委員は、教務企画委員会及び教務関係の事項を検討する7つの専門委員会の委員を兼ねており本学の教育課程や教育方法及び評価改善について検討するための適切な構成となっている。また、大学改革に関連する事項については、大学改革推進委員会の部会において基本構想を立案し、委員会に諮った後、教育研究評議会で審議しており、その検討結果が教育改善に大きく役立っていることから、教育課程や教育方法等を検討する組織を適切に構成し、必要な活動を行っているとは判断する。

○ 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・教養科目を含む共通科目の実施体制は、各科目別に「グループ」をつくり、それぞれをとりまとめる役であるコーディネーターを配置している。とくに教養科目は1年次後半から2年次にかけての1年半の科目とその内容をあらかじめ学生に提示し学年を通した計画的な学修ができるよう配慮している。
- ・教養科目の受講調整に当たっては、3期にわたる受講希望をあらかじめ決定するため、ウェブ上で履修希望を受け付け調整するための特別なプログラムを作り対応している。
- ・教職キャリアセンターをはじめ、研究だけでなく教育や国際交流や社会連携に関するセンターを設置し、幅広い研究の深化や連携の推進を目指している。
- ・幼稚園から高等学校、特別支援学校の7つの附属学校を設置し、教育実習の受入れを担うとともに、附属学校としての実践研究を深め、地域の教育をリードする存在になっている。
- ・なんでも相談室では、学生の修学から大学生活に係るあらゆること、また、障がいに対する社会的障壁の除去等に関する相談を受け付ける体制を整備している。

【改善を要する点】

特になし

1.1. 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

本学は、国立大学法人法に基づき、学長、理事4人（うち3人の常勤理事が副学長兼務）、監事2人の役員のほか、特命学長補佐を置いている。また、常勤の理事が兼務する3人の副学長のほか6人の副学長を置き、学長のリーダーシップを一層発揮するための体制を整備している【資料11-1】。

管理運営組織は、国立大学法人法に基づき、役員会、教育研究評議会及び経営協議会を設置するほか、教授会や、大学運営、教学に関わる委員会を複数設置している。

事務組織については、事務局として総務企画部、財務部、教育・学生支援部及び研究推進部の4部に13課を置き、危機管理室の1室を合わせたグループ制を敷いており、事務局長が、学長の監督の下に、事務局の事務を掌理し調整している【31-1】。なお、本学が、教員養成の高度化と大学院改革を更に推進し、第3期中期目標・中期計画を確実に実行するため、大学運営を適切かつ強力に支援できる事務局組織に改組することについて、平成28年度から検討を開始している。

危機管理全般に係る体制については、本学において発生又は発生することが予想される様々な事象に伴う危機に迅速かつ適確に対処するため、危機管理に関する規程を定め、学生及び教職員の安全確保のみならず、地域の避難場所に指定されていることから近隣住民の安全確保等の本学の社会的責任を果たすこととした上で、定期的に総合防災・防火訓練を行うとともに、個別事象に対応するための「危機管理マニュアル」やポケットサイズの「携帯用防災ハンドブック」を作成している【資料11-2、11-3、別添資料11-1、11-2】。また、緊急地震速報システムや安否確認システムの導入等大規模災害への対応にも備えている【資料11-4、11-5】。加えて、非常用自家発電設備や地下水浄化システム等の整備を行い、刈谷市の災害時避難場所の指定を受けた大学として、地域も視野に入れた防災計画を進めている【資料11-6】【別添資料11-3】新たに、南海トラフ地震等の大規模地震によって甚大な被害を受けることを想定し、大学としての機能を早期復旧することを目的とした「愛知教育大学大規模災害事業継続計画（BCP）」を策定した。

研究活動上の不正行為に対しては、研究者の行動規範にも掲げており、研究活動における不正行為への対応に関する規程を定めるとともに、「研究費等に係る不正防止計画」を策定し、不正行為を防止する体制を整備している【別添資料11-4、11-5】。

愛知教育大学事務組織規程 <https://www.aue-kitei.jp/doc/auekitei/index.html>

国立大学法人愛知教育大学における危機管理に関する規程 <https://www.aue-kitei.jp/doc/auekitei/index.html>

研究活動における不正行為への対応 <https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/research/kenkyufusei.html>

愛知教育大学研究活動における不正行為への対応に関する規程

公的研究費の不正使用防止策について

愛知教育大学の研究活動における不正防止計画

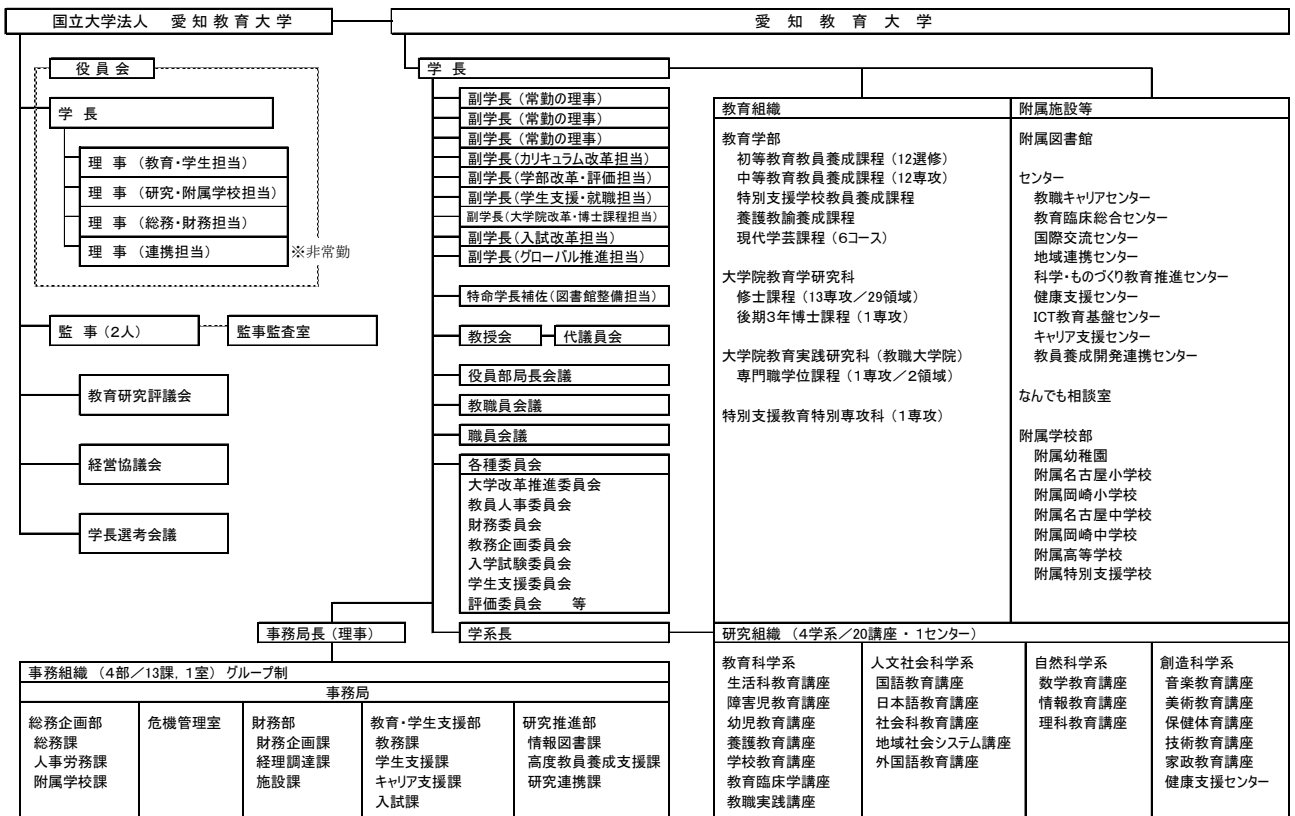
愛知教育大学の研究費等に係る不正防止計画概要

研究費等の不正防止に係る実施基準

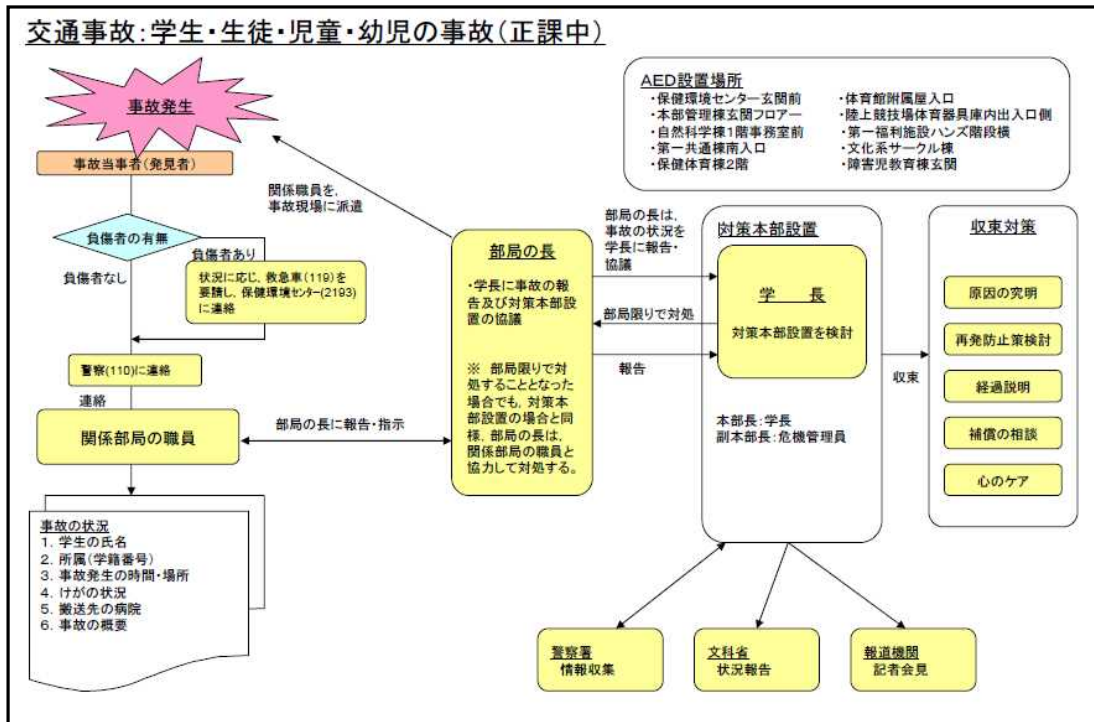
- 別添資料 11-1 国立大学法人愛知教育大学危機管理に関するガイドライン
- 別添資料 11-2 危機管理マニュアル（「学生の交通事故（正課中）」の例）
- 別添資料 11-3 非常用自家発電設備等整備概要
- 別添資料 11-4 愛知教育大学研究活動における不正行為への対応に関する実施細則
- 別添資料 11-5 愛知教育大学における研究者の行動規範

【資料 11-1】愛知教育大学管理運営組織図

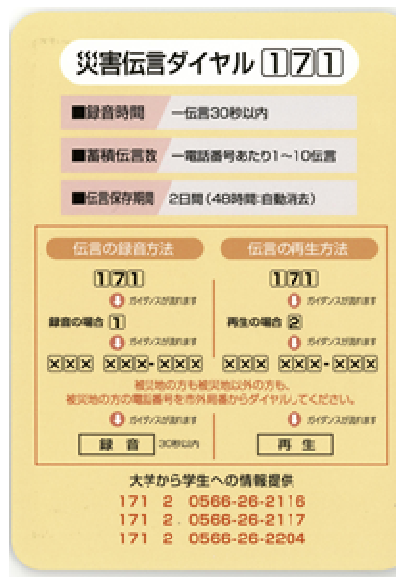
H28. 5. 1 現在



【資料11-2】危機管理マニュアル中のフローチャート（交通事故の例）

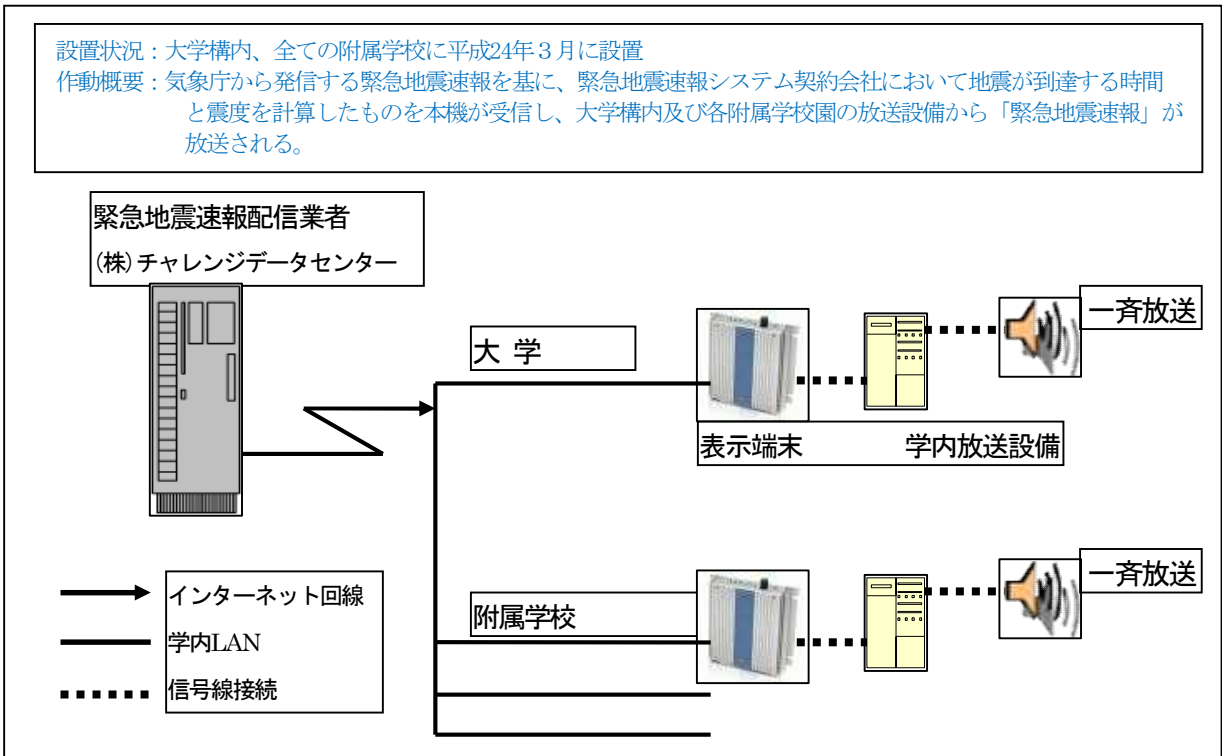


【資料11-3】携帯用防災ハンドブック

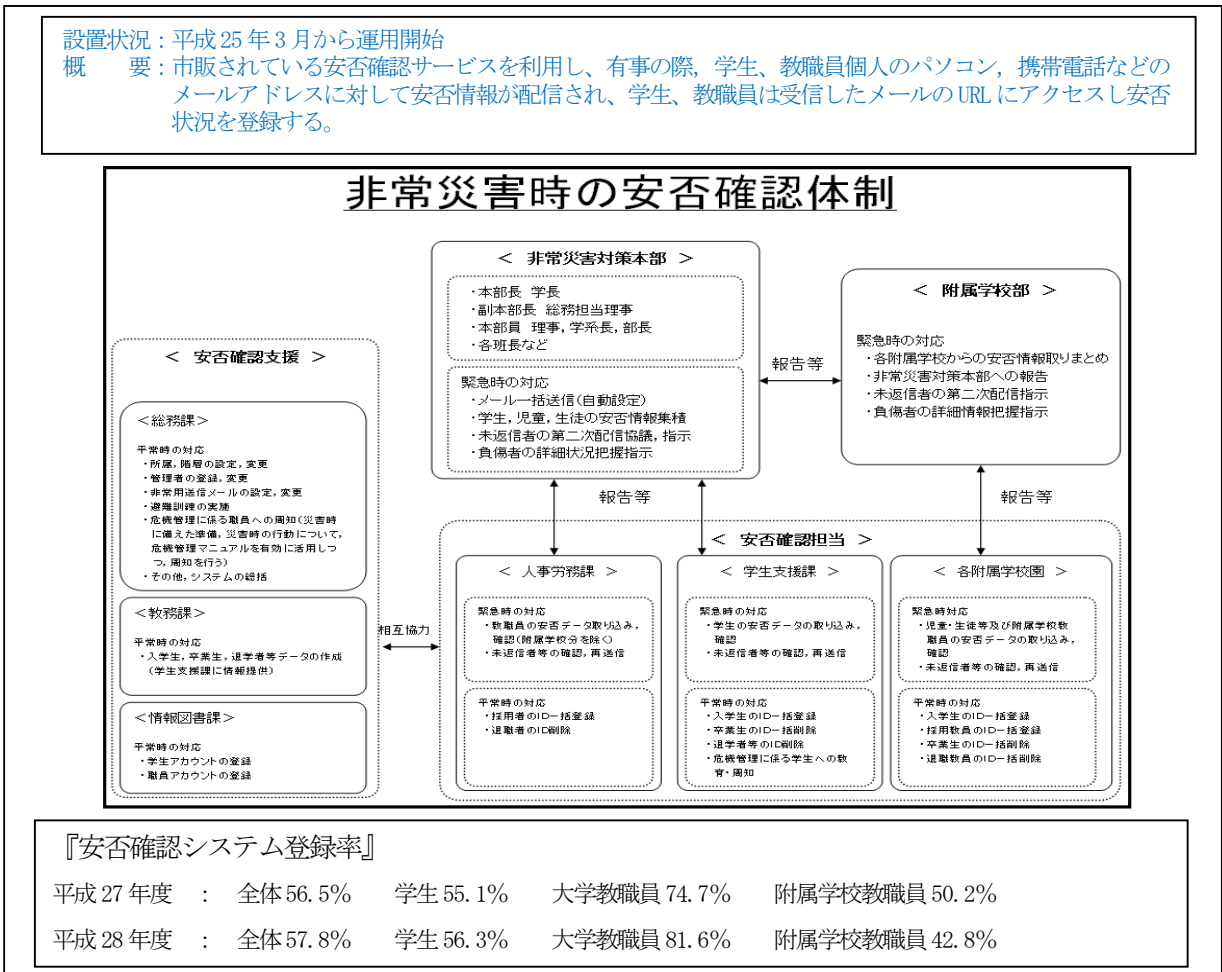


サイズ	格納時 8cm × 11cm (折りたたみ式で広げるとA3サイズ両面にて、以下の内容を掲載)
掲載内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 東海地震に関連する情報と大学の対応 2 東海地震等大規模地震注意情報発表時の学生への対応 3 地震発生時の初動マニュアル 4 知っておきたい救命措置 5 自宅での防災活動 6 災害時における安否・連絡方法 7 気象予報の地域分け 8 東海・東南海・南海地震 9 学内防災マップ
配付	学生全員に配付

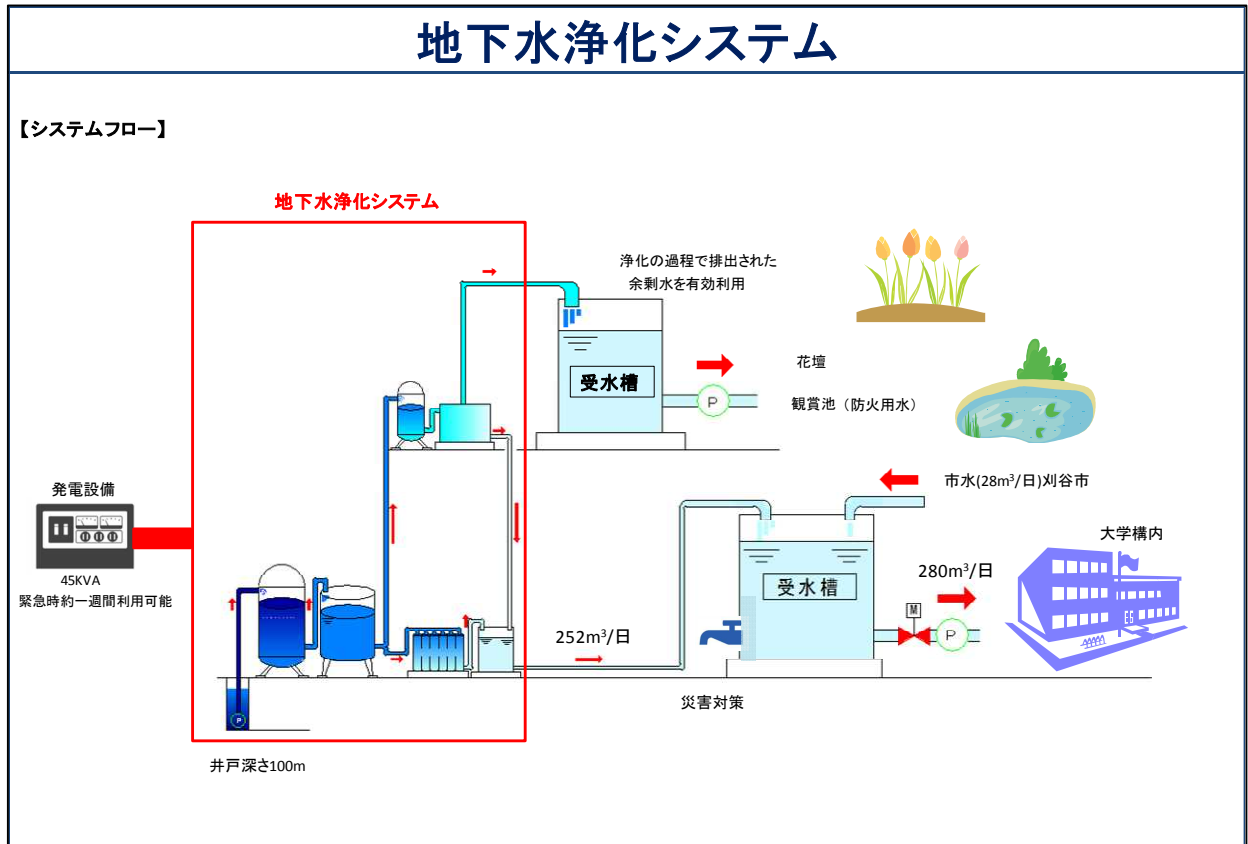
【資料11-4】緊急地震速報システム



【資料11-5】安否確認システム



【資料11-6】地下水浄化システム



【分析結果とその根拠理由】

6人の副学長を置くことにより、学長のリーダーシップが一層発揮できる体制が整備されている。

管理運営組織、事務組織については、効果的な配置により大学の目的の達成に向けてその任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っていると判断する。また、危機管理については、個別危機事象や大規模災害等に対応するための設備・マニュアル・BCP（大規模災害事業継続計画）等の整備、研究活動上の不正行為を防止するための規程等の整備などの状況から、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

12. 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

本学では、学外関係者からの意見を聴取する場として、「経営協議会」、「愛知教育大学教員養成の質向上に関する会議」、「愛知教育大学・愛知県内教育委員会地域教育連携推進協議会」、「愛知教育大学教育実習連絡会」を開催している【別添資料12-1、資料12-1】。これらの会議における、教育関係者をはじめとした外部有識者等からの本学に対する意見、要望により、学外関係者のニーズを把握しており、役員部局長会議を通じて、各委員会での検討を経て、管理運営に反映させている。

学内からの意見については、教員、事務職員が参加する教職員会議を開催し、全構成員のニーズを把握するとともに、意思の疎通及び連絡調整を図っている。これらの会議には、必ず学長、理事等が出席し、適切な形で管理運営に反映させる体制を整えている。

また、学生からの意見については、教務企画委員会及び学生支援委員会に学生が出席できるようになっていることに加え、学生寮自治会、クラブサークル代表者といった学生から直接意見等を聴くシステムを確立している【資料12-2、12-3】。さらに、学生生活実態調査、授業評価アンケート等を実施しているほか、学内に「意見箱」を常設しており、学生からの意見要望等を受け入れる体制が整備されている。

国立大学法人愛知教育大学経営協議会規程	https://www.aue-kitei.jp/doc/auekitei/index.html
経営協議会に関する情報 経営協議会学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した主な取組事例（等）	https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/keiei_yoroku.html
愛知教育大学教員養成の質向上に関する会議規程	https://www.aue-kitei.jp/doc/auekitei/index.html
愛知教育大学・愛知県内教育委員会地域教育連携推進協議会規程	https://www.aue-kitei.jp/doc/auekitei/index.html
愛知教育大学教職員会議規程	https://www.aue-kitei.jp/doc/auekitei/index.html

別添資料 12-1 愛知教育大学教育実習実施連絡会要項

【資料 12-1】平成 28 年度学内外関係者との会議等開催状況

経営協議会	平成 28 年 4 月 18 日 6 月 1 日 7 月 5 日 11 月 28 日 12 月 1 日－7 日（書面会議） 平成 29 年 2 月 1 日 3 月 16 日
愛知教育大学教員養成の質向上に関する会議	平成 28 年 11 月 15 日 平成 29 年 2 月 2 日
愛知教育大学・愛知県内教育委員会地域教育連携推進協議会	平成 28 年 12 月 14 日
愛知教育大学教育実習実施連絡会	平成 27 年 1 月 26 日
保護者懇談会	平成 28 年 10 月 15 日
学生寮自治会役員との懇談会	平成 28 年度は、未開催
クラブサークル代表者セミナー・説明会	平成 29 年 3 月 8 日
教職員会議	平成 28 年度は、未開催
職員会議	平成 28 年度は、未開催

【資料 12-2】愛知教育大学教務企画委員会規程（抜粋）

<p>（学生の参加）</p> <p>第9条 学生の代表は、委員会に出席し意見を述べることができる。ただし、委員長は審議事項により学生の参加を制限することができる。</p>

【資料12-3】愛知教育大学学生支援委員会規程（抜粋）

(学生の参加)
 第9条 学生の代表は、委員会に出席し意見を述べることができる。ただし、委員長は審議事項により学生の参加を制限することができる。

【分析結果とその根拠理由】

学外からの意見については、教育関係者をはじめ学外有識者が加わる会議を複数設置し、これにより学外関係者のニーズを把握し、管理運営に反映させている。

学内からの意見については、教職員会議等を通じて、全構成員のニーズを把握するとともに、意思の疎通及び連絡調整を図り、適切な形で管理運営に反映させる体制を整えている。

また、学生からの意見については、教務企画委員会等の会議で直接意見交換を行うとともに、学生生活実態調査等を実施し、学生・卒業生からの意見要望等を受け入れる体制が整備されていることから、大学構成員及びその他学外関係者の、管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

1.3. 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点に係る状況】

本学では、国立大学法人法に基づき、法人の業務に係る監査を行うため、2人の監事を置いている【資料13-1】。監事は、毎年度策定する、監事監査計画に基づき監査を実施し、監査の結果を学長に報告している【別添資料13-1、13-2】。

業務監査としては、役員会、経営協議会、教育研究評議会等の主要会議に出席し、学内諸規程の整備・遵守状況や関連諸法令に基づく業務等の実施状況を確認するほか、事務局各課でのヒアリングの実施など、業務の課題等の把握に努め、必要に応じて助言を行っている【資料13-2】。また、会計監査としては、会計監査人の監査の妥当性及び監査報告書の内容の検討等を行っており、問題点の早期把握に努めている。

別添資料13-1 2016年度監事監査計画及び監事監査実施状況
 別添資料13-2 2016年度内部監査計画及び内部監査実施状況

【資料13-1】国立大学法人愛知教育大学役員規程（抜粋）

(設置)
 第2条 国立大学法人愛知教育大学（以下「法人」という。）に、以下の役員を置く。
 (1) 学長
 (2) 理事4人
 (3) 監事2人
 2 理事及び監事については、常勤又は非常勤とする。
 第3条～第9条 (略)
 (監事の職務及び権限)
 第10条 監事は、本法人の業務を監査する。
 2 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することが

きる。
 3 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は本学の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

【資料13-2】平成28年度監事監査実施状況

監査事項	監査項目	被監査部局等	監査実施期間	監査方法
(1) 大学の運営状況	①中期目標・中期計画及び年度計画の推進状況 ②業務達成目標の推進状況 ③ガバナンスの確立、運営の状況 ④危機管理及びコンプライアンスの体制整備、運営の状況 ⑤大学教員の服務・勤務状況	全部局	主要会議出席： 28年4月～ 29年3月 理事ヒアリング 29年3月	○主要会議等への出席 役員会、役員部局長会議、経営協議会、代議員会、教育研究評議会、教授会、大学改革推進委員会、財務委員会、評価委員会、附属学校運営委員会、教務企画委員会、学生支援委員会、学長選考会議
(2) 財務の運営状況	①四半期・年次決算の実施状況、資金管理・運用の執行状況 ②収入向上・経費削減の具体的な取組状況 ③調達の管理運営の状況 ④公的研究費、寄附金の管理運用状況 ⑤保有資産の管理、運用状況 ⑥施設整備工事契約の適正な推進	財務企画課 施設課	副学長・学系長ヒアリング 28年10月～11月 担当課長等へのヒアリング： 28年7月	○事務局関係部局（担当課長）へのヒアリング
(3) 教育・学生支援の推進状況	①教育環境整備・学生サービスの推進状況 ②地域連携の拡大とキャリア支援の状況 ③国際交流の取組状況	教務課 学生支援課 キャリア支援課 高度教員養成支援課	関係資料監査： 通年	○関係資料監査
(4) 事務体制の課題把握	①教職協働 ②業務達成目標管理の実践的運用 ③組織のスリム化 ④人員管理、人件費管理の強化 ⑤責任部署の明確化 ⑥広報体制 ⑦適材適所の人事配置	全部局	28年7月	○事務局関係部局（担当課長）へのヒアリング
(5) 附属学校の運営状況	①附属学校園の管理運営の状況 ②附属学校園の資金管理の状況	附属学校課 附属学校	附属学校訪問： 28年12月～29年1月 課長ヒアリング：28年7月	○7附属学校園訪問 ○附属学校担当理事及び校長又は副校長へのヒアリング及び意見交換 ○担当課長へのヒアリング
(6) 個人情報保護の状況	①個人情報保護の重要性の認識 ②個人情報保護に関する点検状況	情報図書課 全部局	28年10月	○個人情報保護に関する全学一斉点検結果の確認・評価
(7) 環境活動の状況	環境活動及び環境報告書の評価	施設課	28年9月	○環境活動及び「環境報告書」についての評価
(8) 法人文書の管理状況	①法人文書管理に関する規程等の整備 ②法人文書管理研修の実施状況 ③法人文書ファイル管理簿の状況 ④法人文書ファイルの管理状況	総務課 全部局	29年2月～3月	○法人文書ファイルの管理状況点検結果報告の確認 ○内部監査部署による法人文書ファイル管理状況実地監査

(9) 会計の監査	財務諸表、事業報告書及び決算報告書 監査	財務企画課	28年6月	○会計監査人の監査の 妥当性及び監査報告書 の内容の検討 ○会計監査人との意見 交換
(10) 公的研究費の 管理・監査体制 の整備	公的研究時の管理・監査のガイドラインに 基づく「体制整備等自己評価チェック リスト」	研究連携課 財務企画課 監事監査室	28年9月	○体制整備等自己評 価チェックリスト の確認
(11) その他	内部監査結果のフォロー	全部局	28年4月～ 29年3月	○内部監査結果に対 する意見

【分析結果とその根拠理由】

監事は、役員会等の主要会議に出席し、法令遵守の下での業務等の実施状況を確認するとともに、課題等の早期把握に努め、必要に応じて助言を行うなど、業務監査及び会計監査を適切かつ効率的に実施している。また、監査の結果については、学長に報告されており、法人運営に生かされていることから、監事が適切に役割を果たしていると判断する。

1.4. 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

本学の職員の研修については、「職員に現在就いている職又は将来就くことが予想される職の職務と責任の遂行に必要な知識、技能等を修得させ、その他その遂行に必要な職員の能力、資質等を向上させること」を目的として、新規採用職員研修をはじめ本学独自に計画・実施している【別添資料14-1】。また、中期計画、年度計画にも掲げているとおり、東海地区事務連携ネットワークによる合同研修を活用するなど、職員の資質向上を図っており、平成28年度には延べ478人の職員を参加させている【資料14-1】。

別添資料14-1 国立大学法人愛知教育大学職員の研修に関する規程

【資料14-1】平成28年度研修実施状況

本学主催

1	新採用職員研修会・新採用事務職員研修	H28/04/01(金)・	04/04(月)
2	法人文書管理研修	H28/08/25(木)・	08/30(火)
3	東海地区国立大学法人等中堅職員研修(本学当番校)	H28/09/01(木)	-09/02(金)
4	危機管理セミナー	H28/09/28(水)	
5	教育著作権セミナー	H28/10/24(月)	
6	教職員PD(FD・SD)学部・大学院の公開授業(HATO プロジェクト)	H28/11/29(火)	
7	個人情報保護・情報セキュリティセミナー	H28/11/30(水)	
8	語学学習研修(eラーニング英語学習)	H28/12/01(木)	-H29/04/30(日)

第2章 管理運営体制及び財務状況

9	事務系職員育成研修（文部科学省行政実務研修生報告会）	H28/12/05(月)	
10	大学院改革セミナー	H29/01/11(水)	
11	女性管理職と女性係長との意見交換会	H29/03/06(月)・	H29/03/08(水)
12	研究費の不正使用防止に関する研修会	H29/03/13(月)	

行政機関・独法機関主催（文科省・他大学等）

1	文部科学省新規採用職員等研修	H28/04/18(月)	
2	中部地区中堅係員研修（人事院中部事務局）	H28/05/11(水)	－05/13(金)
3	東海地区国立大学法人等職員基礎研修	H28/05/19(木)	－05/20(金)
4	中部地区女性職員キャリアアップ研修（人事院中部事務局）	H28/06/01(水)	－06/03(金)
5	国立大学法人総合損害保険研修会（国立大学協会）	H28/06/28(火)	
6	国立大学法人等部課長級研修（国立大学協会）	H28/07/25(月)	－07/26(火)
7	中部地区メンター養成研修（人事院中部事務局）	H28/07/20(水)	
8	東海地区国立大学法人等新任課長補佐研修	H28/07/21(木)	－07/22(金)
9	東海地区国立大学法人等係長研修	H28/07/21(木)	－07/22(金)
10	国立大学法人等情報化要員研修（インターネットセキュリティ技術）（国立大学法人等情報化連絡協議会）	H28/08/03(水)	－08/05(金)
11	国立大学法人等情報化要員研修（ハッキング技術）（国立大学法人等情報化連絡協議会）	H28/08/22(月)	－08/23(火)
12	I D E 大学セミナー（I D E 大学協会東海支部）	H28/08/30(火)	
13	東海・北陸地区国立大学法人等技術職員合同研修（情報処理コース）	H28/08/31(水)	－09/02(金)
14	情報セキュリティ技術向上研修（国立大学法人等情報化連絡協議会）	H28/09/07(水)	－09/08(木)
15	東海・北陸地区国立大学法人等会計事務職員研修会	H28/09/07(水)	－09/09(金)
16	東海地区国立大学法人等目的別研修	H28/09/08(木)	－09/09(金)
17	中部地区係長研修（人事院中部事務局）	H28/09/14(水)	－09/16(金)
18	東海地区国立大学法人等リーダーシップ研修	H28/09/29(木)	－09/30(金)
19	国立大学一般職員会議（国立大学一般職員会議実行委員会）	H28/10/09(日)	－10/10(月)
20	中部地区女性職員キャリアアップ研修（人事院中部事務局）	H28/10/26(水)	－10/28(金)
21	東海・北陸地区施設担当職員研修会（幹部候補クラス）	H28/11/14(月)	－11/16(水)
22	職員の海外研修（カンボジア）（名古屋大学）	H28/11/21(月)	－11/25(金)
23	政策評価に関する統一研修（総務省中部管区行政評価局）	H28/12/09(金)	
24	国立大学法人等若手職員勉強会（国立大学協会）	H28/12/13(火)	－12/14(水)
25	著作権セミナー（愛知県教育委員会）	H28/12/16(金)	
26	中部地区評価・監査セミナー（総務省中部管区行政評価局）	H29/02/15(水)	
27	情報システム統一研修（eラーニング研修コース）／文部科学省	H28/04/21(木)	－H29/03/22(水)
28	東海・北陸地区学生指導研修会	H28/11/24(木)	－11/25(金)

その他機関主催（民間等）

1	ビジネス基礎研修（（株）話し方教育センター）	H28/04/05(火)	
2	メンター研修（（株）インソース）	H28/04/22(金)	

3	ワーキングマザー向けキャリア研修（（株）インソース）	H28/08/03（水）	
4	図解力向上研修（（株）インソース）	H29/03/01（水）	
5	リーダーシップ研修（（株）インソース）	H29/03/03（金）	
6	メンター研修（（株）インソース）	H29/03/16（木）	
7	女性リーダー研修（（株）インソース）	H29/03/17（金）	
8	放送大学利用による研修 第一学期	H28/04/01（金）	－09/30（金）
9	放送大学利用による研修 第二学期	H28/10/01（土）	－H29/03/31（金）

【分析結果とその根拠理由】

職員の研修等は、マネジメント研修を中心に、他機関が企画する研修にも積極的に参加している。また、大学独自でも管理職員も対象とするセミナー・研修、仕事と家庭の両立支援制度の周知徹底と理解促進のための意見交換会等及び大学改革セミナーや新採用職員研修会を開催していることから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

15. 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点に係る状況】

本学の資産は、平成16年度の国立大学法人化に伴い国から承継した土地、建物、構築物等を基盤とし、平成29年3月31日現在の資産は49,307,679千円、負債は6,536,585千円となっている【資料15-1】。

また、債務については、職員住宅改修事業のために、文部科学大臣の認可を受け、平成26年度から平成45年度（20年返済）の長期借入れを行った【資料15-2】。

【資料15-1】平成28事業年度貸借対照表（財務諸表より抜粋）

(単位千円)

勘定科目	金額
固定資産	48,205,003
土地	36,929,711
建物	7,635,496
構築物	898,835
工具器具备品	327,364
図書	2,121,753
美術品・收藏品	25,224
船舶	0
車両運搬具	6,579
建設仮勘定	227,160
ソフトウェア	12,748
その他無形固定資産	19,987
預託金	142
流動資産	1,102,676
現金及び預金	1,074,404
未収学生納付金収入	12,019
たな卸資産	5,135
前渡金	1,757

その他	9,359
資産合計	49,307,679
固定負債	5,301,568
資産見返負債	4,615,879
長期借入金	155,712
資産除去債務	527,790
長期リース債務	2,186
流動負債	1,235,016
運営費交付金債務	177,100
寄附金債務	122,038
前受共同研究費	2,093
前受金	7,276
預り金	118,565
一年内返済予定長期借入金	9,732
未払金	749,704
リース債務	48,505
負債合計	6,536,585
資本金	43,693,912
資本剰余金	△1,174,197
利益剰余金	251,379
純資産合計	42,771,094
負債純資産合計	49,307,679

【資料15-2】長期借入金

目的	井ヶ谷住宅1、2号棟改修工事
借入額	194,500,000円
借入金の償還期間	20年（平成26年4月～平成46年3月）
償還方法	月賦元金均等償還
償還原資	宿舍使用料（駐車場使用料含む）
文部科学大臣認可日	平成25年4月18日（木）
入札執行日及び場所	平成26年3月17日（月） 愛知教育大学本部棟
入札参加金融機関	2社
借入金融機関	大垣共立銀行

【分析結果とその根拠理由】

本学の資産については、平成28事業年度における資産額が、固定資産と流動資産を合わせて、49,307,679千円となっており、本学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有している。

また、負債については、国立大学法人会計基準に則した会計処理により計上されている資産見返負債、資産除去債務、運営費交付金債務及び未払金等であり、国立大学法人会計基準特有の処理によるものや現金の裏付けのあるものが主となっており、長期借入金についても、職員住宅改修事業のために文部科学大臣の認可を受けて実施したもので、宿舍使用料による返済計画が明確な借入金であることから、債務は過大ではないと判断する。

16. 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点に係る状況】

本学の経常的収入は、国からの運営費交付金、自己収入（授業料、入学料、検定料収入等）及び外部資金（科学研究費助成事業等）で構成されている【資料16-1】。

運営費交付金については、平成28年度から区分が見直されるとともに補助金からの組入があったことから、基幹運営費交付金は27,274千円の増額となったが、経営努力による支出削減や自己収入確保に努め、運営費交付金削減により教育研究活動に支障が出ないよう工夫している。

自己収入のうちの学生納付金収入（授業料、入学料、検定料）については、安定した収入を確保するため、高校訪問プロジェクト、オープンキャンパス等による大学紹介などによる学生数の確保に努めている【資料16-2】。また、学生納付金以外の収入については、競争的資金獲得、寄附受入、農場生産物売払、教員免許状更新講習実施など、積極的な収入確保に努めている。平成28年度は、文部科学省や（独）科学技術振興機構等が公募する各種補助金等に積極的に応募しており、国立大学改革強化推進補助金（HATOプロジェクト他）、設備整備費補助金等のほか、地元の地方公共団体4市からの受託事業等、多くの外部資金を確保している。【資料16-3】また、寄附金制度を改編し、「愛知教育大学未来基金」を設け受入体制を強化した。

財務に関する情報	http://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/zaimu.html
平成28事業年度決算報告書	http://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/h28_kessan_houkoku_170929.pdf

【資料16-1】平成28事業年度収支状況（決算報告書より抜粋）

(単位：百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	4,972
施設整備費補助金	222
補助金等収入	78
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	29
自己収入	2,622
授業料、入学料及び検定料収入	2,508
雑収入	115
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	125
計	8,048
支出	
業務費（教育研究経費）	7,270
施設整備費	251
補助金等	78
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	111
長期借入金償還金	11
計	7,721
収入－支出	327

【資料16-2】 学生収容定員、在籍者数 (5/1 現在)
(単位：人)

区 分	収容定員	在籍者数
教育学部	3,500	3,874
大学院 *	312	325

* 大学院は、教育学研究科（修士課程、後期3年博士課程）と教育実践研究科（教職大学院）の合計数。

【資料16-3】 平成28事業年度の主なプロジェクト (単位：千円)

委託者及び交付者	事業名	契約金額
文部科学省高等教育局	国立大学改革強化推進補助金「大学間連携による教員養成の高度化支援システムの構築－教員養成ルネッサンス・HATOプロジェクト－」	14,784
文部科学省高等教育局	国立大学改革強化推進補助金「アジアを中心とする国際人材育成と大学連携による国際化の加速度的推進」	11,500
文部科学省高等教育局	教員講習開設事業費等補助金「通信・放送・インターネット等による講習開発支援事業」	1,107
文部科学省高等教育局	設備整備費補助金「外国人児童生徒リソースルーム及び「医教連携」推進室等の設備整備」	51,000
文部科学省初等中等教育局	学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業	2,501
文部科学省初等中等教育局	発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援・教職員の専門性向上事業（発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業）	4,565
文部科学省初等中等教育局	総合的な教師力向上のための調査研究事業	2,268
刈谷市 知立市 豊田市 豊明市	外国人児童生徒のための学習支援	4,000

【分析結果とその根拠理由】

学生納付金収入については、多様な広報活動による学生の確保に努めており、収容定員に対して常に適正な在籍者数を有していることから、継続的、安定的に確保しているといえる。また、学生納付金以外の収入についても、競争的資金獲得、寄附受入、農場生産物売払、教員免許状更新講習実施など、積極的な収入確保に努めていることから、大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための経常的収入を継続的に確保していると判断する。

17. 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

本学の収支に係る計画は、中期計画及び年度計画を策定し、「予算・収支計画・資金計画」を定めている。また、これらの計画は、経営協議会、役員会の議を経て決定し、本学Webサイトに掲載することにより広く学内外に公表している【資料17-1】。

収支予算案の作成にあたっては、通常①予算編成方針を策定、②概算要求に対する文部科学省からの予算内示額を基礎に収入予算額を算出、③同時に学内で支出予算の所要額を調査、④支出所要額を査定し収入予算額の範囲内で予算案を作成、⑤財務委員会、経営協議会、役員会の議を経て、前年度中に決定している。

中期目標・中期計画、年度計画 <http://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/hyoka.html>

【資料17-1】平成28事業年度予算、収支計画及び資金計画（各事業年度年度計画より抜粋）

予 算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	4,845
施設整備費補助金	222
補助金等収入	29
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	25
自己収入	2,603
授業料、入学金及び検定料収入	2,495
雑収入	108
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	142
引当金取崩	0
目的積立金取崩	0
計	7,866
支出	
業務費	7,437
教育研究経費	7,437
施設整備費	247
補助金等	29
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	142
長期借入金償還金	11
計	7,866

収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	7,779
経常費用	7,779
業務費	7,227
教育研究経費	1,232
受託研究費等	32
役員人件費	110

教員人件費	4,441
職員人件費	1,412
一般管理費	268
財務費用	2
雑損	0
減価償却費	282
臨時損失	0
収益の部	7,779
経常収益	7,779
運営費交付金収益	4,845
授業料収益	1,969
入学金収益	317
検定料収益	69
受託研究等収益	32
補助金等収益	29
寄附金収益	76
施設費収益	50
財務収益	1
雑益	116
資産見返運営費交付金等戻入	226
資産見返補助金等戻入	37
資産見返寄附金戻入	12
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	8,372
業務活動による支出	7,650
投資活動による支出	553
財務活動による支出	64
翌年度への繰越金	105
資金収入	8,372
業務活動による収入	8,019
運営費交付金による収入	4,845
授業料、入学金及び検定料による収入	2,522
受託研究等収入	32
補助金等収入	29
寄附金収入	80
その他の収入	511
投資活動による収入	248
施設費による収入	247
その他の収入	1
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	105

【分析結果とその根拠理由】

収支予算案の作成から決定までのプロセスについては、財務委員会、経営協議会、役員会の議を経て十分な検討のうえ決定されている。また、Web サイトにより、学内外へ広く公表をしていることから、大学の目的を達成するための収支に係る計画等は適切に策定され、関係者に明示していると判断する。

18. 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

各年度の予算執行は、各部局に配分された予算の範囲内で執行しており、予算の過不足については財務部において適切に調整を行っている。これにより当期総利益を計上しており、支出超過とはなっていない。【資料18-1】。

平成28年度の収支状況については、経常費用7,890,380千円、経常収益8,040,572千円、当期総利益150,090千円となっている。

【資料18-1】平成28事業年度損益計算書（各事業年度財務諸表より抜粋）

（単位：千円）

区分	金額
経常費用	7,890,380
業務費	7,545,957
教育経費	1,117,419
研究経費	198,615
教育研究支援経費	168,467
受託研究費	1,438
共同研究費	882
受託事業費	21,960
役員人件費	75,789
教員人件費	4,481,917
職員人件費	1,479,467
一般管理費	342,233
財務費用	2,189
経常収益	8,040,572
運営費交付金収益	4,807,903
授業料収益	2,293,553
入学料収益	320,416
検定料収益	68,116
受託研究収益	1,462
共同研究収益	1,146
受託事業等収益	23,046
寄附金収益	59,558
施設費収益	9,812
補助金等収益	60,478
資産見返負債戻入	280,937
財務収益	156

雑益	113,984
経常利益（又は経常損失）	150,192
臨時損失	332
臨時利益	230
当期純利益	150,090
目的積立金取崩額	0
当期総利益	150,090

【分析結果とその根拠理由】

収支状況は、年度計画の範囲内で収支が行われている。また、年度計画の範囲を越える収支は、年度計画策定後の国の補正予算等による財源の確保に伴うものである。当期総利益を計上していることから、過大な支出超過となっていないと判断する。

19. 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

教育研究活動に必要な資源配分については、運営費交付金の減少、学部定員超過抑制（110%→105%）及び学部改組（入定▲10人）に伴う学納金収入の減少、人事院勧告に準拠した給与引き上げ及び共済組合負担金率の引き上げによる人件費増等、財務構造を圧迫する状況の中、基盤的教員研究費配分単価を見直し、前年度比で総額約▲30百万円（▲27%）の削減を行うとともに、質の高い教育活動を活性化するために、重点教育研究費の配分基準を見直し、教育改革や機能強化に資する教育研究及び大学の目指す方向性に沿った「教育改善」「連携推進」「研究発展」の3分野で学内公募による重点的配分を行った。

更に、第3期中期目標を踏まえた「ビジョン」に基づき、その実現に向けた具体的方針である戦略を推進する取組の「機能強化経費」及び「国立大学改革強化推進事業経費」の配分を行った。

また、特殊要因運営費交付金及び施設整備費補助金を原資とした大規模な施設・設備整備である「PCB廃棄物処理」及び「附属図書館改修」事業実施経費の学内負担額の配分を行った【別添資料19-1】。

別添資料 19-1 平成 28 年度予算説明資料（経営協議会議議題資料 H28. 3. 24）

【分析結果とその根拠理由】

財務状況が厳しい中で人件費及び基盤的教員研究費の削減を行い、大学の目的を達成するため、学長裁量経費による弾力的な教育研究活動に必要な教育経費、研究経費、施設設備費等への配分が行われていることから、メリハリのある適切な資源配分をしていると判断する。

20. 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

【観点に係る状況】

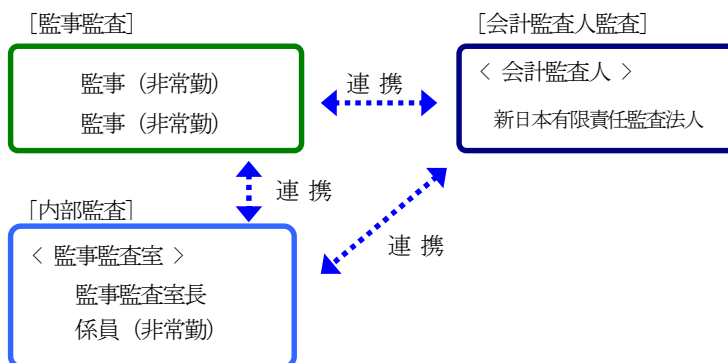
財務諸表等は、国立大学法人法に基づき作成し、会計監査人の監査、学内機関の審議を経て、文部科学大臣に提出している。官報による公示、本学 Web サイト掲載に加え、特に、平成 24 年度分からは、財務諸表を分かりやすくまとめた「財務レポート」を作成し、より広く社会一般に公表している。

また、財務に係る監査等については、前出の会計監査人監査のほかに、監査計画に基づき監事監査及び内部監査を実施しており、監査結果及び改善事項等により、改善策の検討・実施を行っている【資料 20-1】

【別添資料 13-1、13-2】

財務に関する情報	http://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/zaimu.html
平成 28 事業年度財務諸表	http://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/h28_zaimushohyo_170929.pdf
平成 28 年度財務レポート	http://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/h28_financial_report_171108.pdf
監査に関する情報	http://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/jhyoka.html
国立大学法人愛知教育大学監事監査規程	https://www.aue-kitei.jp/doc/auekitei/index.html
国立大学法人愛知教育大学内部監査規程	https://www.aue-kitei.jp/doc/auekitei/index.html

【資料 20-1】 監査イメージ図



【分析結果とその根拠理由】

財務諸表等について、法令に基づき、適切に作成・公表されている。

財務に係る監査等については、会計監査人監査、監事監査、内部監査と、監査計画に基づき、毎年実施され、監査結果が学長に報告され、文部科学大臣の承認も得ていることから、適正に実施されていると判断する。

○ 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・副学長を6人配置し、常勤の理事が兼務する3人の副学長と合わせて9人の副学長を置き、学長のリーダーシップを一層発揮できる体制を整備している。
- ・危機管理に関する諸規程を整備し、「危機管理マニュアル」の作成及び更新、緊急地震速報システム及び安否確認システムの導入、南海トラフ地震等を想定した「大規模災害事業継続計画（BCP）」を策定するなど、危機管理全般に係る体制を整備した。
- ・大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための研修としての機会を設け、また、全ての職員ができる限り参加できるよう心掛けるなど、延べ478人の職員（1人当たり約3.3回参加）を参加させている。

【改善を要する点】

- ・大規模災害への対応に備えた「安否確認システム」について、学生、教職員の登録率を上げる必要がある。

○ 基準ごとの分析

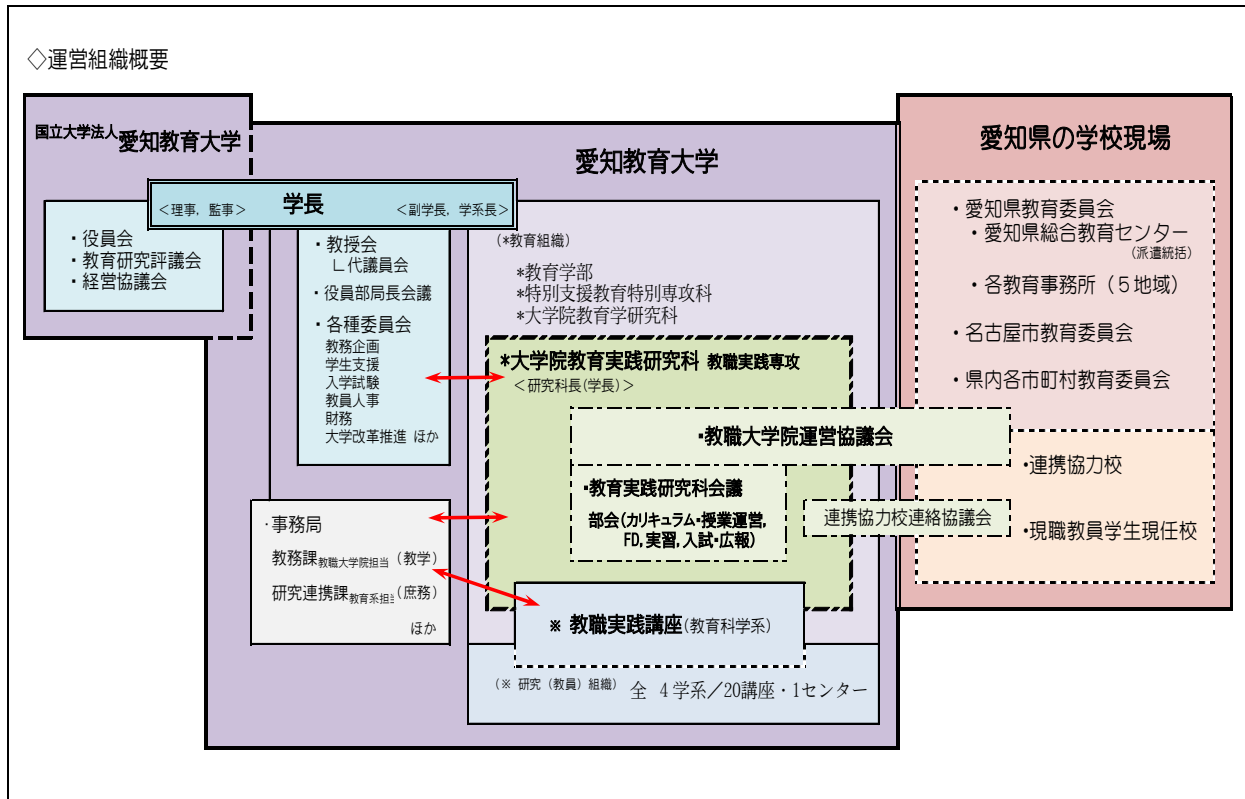
2.1. 教職大学院の目的を達成するために必要な管理運営のための組織及びそれを支える事務組織が整備され、機能していること。

〔基準に係る状況〕

当教職大学院の運営に係わる組織は【資料21-1】のとおりであり、研究科長は学長が兼ね、専任教員の所属研究組織は教職実践講座として一本化している。当教職大学院の組織運営に関する事項については、他の学内組織と同様に教授会や教育研究評議会、経営協議会などの審議機関（これら機関への提案のために事前審査等を行う各種委員会を含む）を経て役員会で決定することとしているが、一定の自律性確保のため、教学事項を中心に企画・立案・発議を担う機関を当教職大学院の中に設けている。

まず、デマンドサイドや学校現場との協議の場、かつ研究科内で最上位の審議機関として愛知教育大学教職大学院運営協議会（以下、本文中「運営協議会」。）を設け、研究科長、理事、教職大学院教員など学内関係者及び愛知県、名古屋市教育委員会の職員等により構成している【別添資料21-1】。平成28年度は1回開催し、教育研究及び組織運営の主要事項について協議を行った【別添資料21-2】。なお、今年度は運営協議会の在り方について見直しが行われ、今後、当教職大学院の組織運営について機動的に検討できるよう、運営協議会を教職大学院における教育研究、組織運営について審議をする機関から協議をする機関に変更することが了承された。それに伴い、教職大学院運営協議会規程を一部改正する手続きを行い、平成29年度から施行するよう組織整備を行った。

【資料21-1】運営組織概要



また、運営協議会の下に、その委員の一部から構成される愛知教育大学教育実践研究科会議（以下、本文中「研究科会議」。）を設け、教学、学生受け入れ、人事などのあらかじめ定める事項について、研究科会議に審議を付託している。当該会議は、当教職大学院の専任教員（みなし専任を含む。）をもって構成し、研究科長の指名による議長が主宰し、定例で月1回を基本として開催している【資料21-2、別添資料21-3】。

【資料21-2】愛知教育大学教育実践研究科会議内規（抄）

(審議事項)

第2条 運営協議会規程第9条第2項に基づき、次に掲げる事項については、研究科会議で審議の上、その議決をもって、愛知教育大学教職大学院運営協議会（以下「運営協議会」という。）の議決とする。ただし、運営協議会が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 教育実践研究科（以下「教職大学院」という。）の教員人事に係る実務上の案件の発議に関する事項
- (2) 教職大学院の教学に係る実務上の案件の発議に関する事項
- (3) 教職大学院の学生受け入れに係る実務上の案件の発議に関する事項
- (4) その他教職大学院の教育研究及び組織運営に係る実務上の案件として、運営協議会が必要と認める事項

第3条 (略)

(議長等)

第4条 研究科会議に、議長を置く。

- 2 議長は、前条に掲げる者*のうち教授である者の中から、研究科長が指名する。
- 3 議長は、研究科会議を招集し、かつ、主宰する。
- 4 議長の任期は1年とする。ただし、再任は妨げないものとする。 ※…教職大学院専任教員（みなし専任を含む。）

研究科会議の下には、カリキュラム・授業運営（学生支援を含む）、FD、実習、入試・広報の各部会があり、各所掌事項の原案作成や予備審議を行っている。その原案を、研究科会議での審議を経て、必要に応じ全学の各種委員会へ諮っている。定例的に諮られる議案は、カリキュラム・授業運営、FD、実習事項についての教務企画委員会、入試・広報事項についての入学試験委員会が主となっている。

運営支援のための事務体制について、本学は総務、財務、学務などの事項に応じ、事務局関係各課においてそれぞれ一元的に処理する体制であるが、当教職大学院の直接的な運営支援事務は、教務課教職大学院担当（教学、研究科内の会議運営）と、研究連携課教育系担当（教員の服務、研究費などの庶務的事項）が行っている【資料21-1】。両課各係それぞれに係長と担当係員各1人が配置され、両課課長の指揮の下、教職大学院の運営支援事務や教員及び学生の窓口を担っている。

《必要な資料・データ等》

【別添資料21-1】愛知教育大学教職大学院運営協議会規程及び委員名簿

【別添資料21-2】愛知教育大学教職大学院運営協議会議題・議事要録（平成28年度）

【別添資料21-3】教育実践研究科会議 議事内容の事例（平成28年度開催分 議事要録）

（基準の達成状況についての自己評価：A）

1) 当教職大学院内の運営組織を目的別に分化して役割を明確化し、全学の運営組織における円滑な審議に繋げており、一定の自律性も確保されている。運営支援のための事務組織も適切に整備されており、事務担当職員は効率的な役割分担がなされ、教員との緊密な連携が図られている。

以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

2.2. 教職大学院における教育研究活動等を適切に遂行できる経費について、配慮がなされていること。

[基準に係る状況]

本学では、学生の教育に使用するための年間経常予算として、基盤教育研究費「学生教育費」を各講座へ配当している【資料22-1】。大学院生については学生1人あたり66千円（平成28年度単価）に現員数を乗じた額が配当され、教職大学院の平成28年度配当実績は6,468千円（平成28年度と同額単価×学生数98人）であった。学生現員数に基づく配当であることから、例年100人積算前後の規模となっている。この経費は、ア) 学生共用備品・設備の購入・維持、イ) 学内及び連携協力校ほか学外実地活動で用いる教材の材料などの消耗品購入、ウ) 研究科に配架する書籍・雑誌などの購入、エ) 修了報告論集（学生の教育実践成果報告物）の印刷、オ) 修了報告書発表会の会場借料などのための講座共通費として管理するほか、指導学生教育費として教員個人予算へも一部再配分し、学生の学びの充実を図っている。なお、消耗品に関しては、学生の中から管理担当責任者を選出し、同学生から教員又は事務職員へ購入の要望を申し出ることにより手配する仕組みとしている。

一方、教員の研究に使用するための年間経常予算として、基盤教育研究費「教員研究費」は、配分基準に基づき、各講座へ配当している【資料22-1】。教職実践講座の平成28年度配当実績は2,650千円であり、教員が教育研究活動を円滑に遂行することができている。なお、平成28年度教員研究費の教員1人あたり基盤研究経費配分単価は、支出予算を可能な限り抑制して、経費の効率化・適正化を図る観点から、200千円とするとともに、別途インセンティブ経費を設けている。

また、実習巡回指導のための教員の交通費は、別途、教務課管理の教育実習経費から支出しており（平成28

年度実績：約1,050千円)、充実した指導を行うことができるよう配慮している。

さらに、平成20年度の設置時は計37校であった連携協力校を、平成28年度には85校と拡充し、学生の居住地により近い連携協力校に配置できるようになった。これにより、学生の交通費や通勤時間の軽減につながっている。

【資料22-1】平成28年度基盤教育研究費配分基準

基盤教育研究費配分基準			
教員研究費			
<ul style="list-style-type: none"> ・最低限の研究活動を支援する研究経費として基盤研究経費を配分する。 教員現員数で積算する。(実験系、非実験系(※注1)の区分は設けない。) ・代表者として科学研究費補助金を申請(前年度)した教員(採択者及び継続者を含む)に対して、インセンティブ経費を配分する。(※注2) ・「大学教育職員の個人評価」において、総合評価が30点以上の教員に対して、インセンティブ経費を配分する。(※注2) 			
(※注1) 非実験系講座… 国語教育講座、日本語教育講座、社会科教育講座、外国語教育講座			
(※注2) 病休・産休等の事情により、申請・提出ができなかった場合は、配分額は事情(期間等)を考慮して決定する。			
区 分		配分単価	
基盤研究経費		200,000円	
科研費インセンティブ経費		50,000円	
個人評価インセンティブ経費		50,000円	
<ul style="list-style-type: none"> ・研究室環境整備分として、設置空調機(エアコン)が修理不能の場合、主たる教員研究室に限り、更新経費の1/2相当額を補填配分する。 ・間接経費獲得見合インセンティブ分として、間接経費を伴う外部資金を獲得した教員に対して、獲得した間接経費の30%に相当する額と同額を配分する。 ・センター等担当教員に対して、インセンティブ経費を配分する。 (配分単価等は別途定める。) 			
学生教育費			
区 分		配分単価	基 準
学部 学生分	授業担当分		52,000円 各講座等の教員現員数に応じて配分 (配分方法等は別途定める。)
	学生定員分	実験系	12,000円 各講座等の学生定員数に応じて配分
		非実験系	6,000円
大学院 学生分	学生現員分		66,000円 大学院学生現員数(5/1現在、留学生は除く)
	博士課程現員分		92,000円 に応じて所属の講座等に配分

(基準の達成状況についての自己評価：A)

1) 学生への経済的支援の観点も考え合わせて、学内はもとより学外で学生が使用する消耗品類などの購入経費の十分な確保を基本方針とし、教育研究活動充実のために、目的・事項ごとに経費を措置していることから、基準を十分に達成していると判断する。

2.3. 教職大学院における教育研究活動等の状況について、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

[基準に係る状況]

当教職大学院の概要、教育活動などの状況を周知するため、パンフレット及び現職教員向けリーフレットを作成し、県内公立小・中学校をはじめとする関係の各機関に送付している【別添資料 23-1、23-2、23-3】。また、本学Webサイトでは、シラバス【別添資料 23-4】の閲覧も可能であるほか、同サイトに当教職大学院運営のサイト (http://www.aichi-edu.ac.jp/kyoshoku/)【資料 23-1】を開設し、概要、教育活動、イベント情報、入試情報などを掲載するほか、基礎領域の学生のためのポートフォリオ様式【別添資料 23-5】も閲覧できるようにしており、積極的に情報を発信している。

【資料 23-1】教育実践研究科運営のWeb サイト



当該サイトでは教職大学院教員の輪番によるコラムも連載している。コラムのテーマは、現代的教育課題についてのコメント、目下の研究状況、大学院生に対する指導の様子など多岐に渡っており、教職大学院について、具体的に知ることができるようになっている【別添資料23-6】。

また、入試広報活動の一環として体験授業等を実施しており、平成28年度は【資料23-2】のとおり開催した。特に体験授業では授業テーマを設定し、教職大学院ならではの学びを体験できる工夫をしており、参加者に対するアンケート調査では、大学生や現職教員など学内外から好評を得ている【別添資料23-7】。

【資料23-2】体験授業等開催状況（平成28年度）

日程	内容		備考
6月22日（水） 午後	体験授業	授業①「みんなでいっしょに学習する意味」 講師：中妻雅彦 教授 授業②「望ましい行動が育つ・広がる学級づくり」 講師：川北稔 准教授	本学
6月28日（火）	公開授業	1限 カリキュラムの開発と評価 2限 問題行動の理解と生徒指導・相談活動の進め方 3限 心の教育と道徳教育の推進 4限 学級経営ワークショップ	本学
7月1日（金）	公開授業	1限 授業づくりの内容と方法Ⅰ 2限 自立する学校づくり 3限 実践的授業研究Ⅰ	本学
7月9日（土） 午後	体験授業	授業①「先生、あのね？を科学しよう」 講師：村上洋 准教授 授業②「子どもを育てる学級づくりのコツ」 講師：鈴木健二 教授	本学
7月24日（日） 午後	体験授業	授業①「教師力の基盤は『コミュ力』だ！」 講師：瀧田健司 准教授 授業②「二つのキャリア教育？」 講師：中山弘之 准教授	本学
10月19日（水） 午後	体験授業	授業『「考えてみましょう」を考えてみる』 講師：松井孝彦 講師	本学

修了生支援の一環として開始したメールマガジン【別添資料23-8】の定期配信については、学校現場で活用できる情報の提供や教職大学院における教育研究活動等の状況を、修了生を通じて県内外の学校へ広めることに繋がっている。

また、教育委員会や連携協力校、応用領域学生の現任校等の関係者が多数参加する修了報告書発表会においては、より丁寧な情報発信の観点も踏まえて、基礎領域の学生を午前、応用領域の学生を午後とした日程により、一人の学生につき発表時間20分、質疑応答10分の時間を確保して、学修成果を詳細に提供できるようにしている【別添資料23-9】。その発表内容である各学生の教職大学院在学中の学修成果・まとめは、修了報告論集として毎年刊行し、関係機関へ配付することで、広く社会に周知している。

《必要な資料・データ等》

【別添資料23-1】パンフレット「教職大学院案内2016」

【別添資料23-2】パンフレット及びリーフレット送付先（平成28年度）

【別添資料23-3】愛知教育大学大学院教育実践研究科教職大学院案内 教職実践応用領域（現職教員対象）

【別添資料23-4】教育実践研究科シラバスの事例（成績評価の方法と採点基準）

【別添資料 23-5】学修の記録（様式）

【別添資料 23-6】コラムダイジェスト 2014-2016

【別添資料 23-7】体験授業でのアンケートまとめ（事例）

【別添資料 23-8】メールマガジンの事例

【別添資料 23-9】「修了報告書発表会」、「応用領域課題実践研究中間報告会」開催案内

（基準の達成状況についての自己評価：A）

- 1) パンフレット及びリーフレットの送付、コラムやメールマガジンの配信など、あらゆる機会、手段を通じて、教職大学院の教育内容や取り組みなどの学びの魅力を、多角的・多面的に発信するようにしていることから、基準を十分に達成していると判断する。
- 2) 「体験授業」でのアンケート調査実施により、今後の広報展開のための情報収集も行っている。

○ 「長所として特記すべき事項」

- 1) 学外の教育現場の関係者も参画する教職大学院運営協議会を定期的で開催し、多様な立場からの率直な意見を直接聴取することで、教育研究や組織運営の充実に生かしており、教職大学院が自律して進展するための体制が機能している。
- 2) 昨今の本学予算を巡る状況が厳しく推移していく中、学生のために使用する「学生教育費」の配分単価は、当教職大学院の設置以来、同額を維持しており、学生への運営経費面からの配慮をしている。その執行においても、教材作成に用いる材料などは、学生の自主管理のもと、購入要望は臨機応変に可能な限りの便宜を図っている。
- 3) 当教職大学院運営の Web サイトに掲載している教員コラムや、様々な教育研究情報を掲載しているメールマガジンなど、特色ある方法で情報発信を行っている。

○ 基準ごとの分析

2.4. 教職大学院の目的に照らし、教育委員会及び学校等と連携する体制が整備されていること。

[基準に係る状況]

連携体制

当教職大学院における教育研究及び組織運営について独自に協議する組織として、運営協議会【別添資料 21-1】を設けており、委員には、大学関係者のほか、愛知県、名古屋市教育委員会の職員（第4条第7号委員：愛知県教育委員会 2人、愛知県総合教育センター 1人、名古屋市教育委員会 1人）、学長が委嘱する者（第4条第8号委員：連携協力校代表 2人、現職教員現任校代表 1人）が参画している【資料 21-1、24-1、別添資料 21-2】。

また、全学レベルでは大学関係者のほか、地元の教育委員会の教育長、校長会長、学外有識者を委員とする「愛知教育大学教員養成の質向上に関する会議」により、教育関係者との連携協力が強化・推進されている【別添資料 24-1】。

【資料24-1】愛知教育大学教職大学院運営協議会規程（抄）

<p>(構成)</p> <p>第4条 運営協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>(1) 研究科長</p> <p>(2) 理事</p> <p>(3) 学系長</p> <p>(4) 附属学校部長</p> <p>(5) 事務局長</p> <p>(6) 教職大学院専任教員（本学の他の学部又は大学院の専任教員の数に算入する専任教員（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）附則第2項に該当する者をいう。）及びみなし専任教員（専門職大学院に関し必要な事項を定める件（平成15年文部科学省告示第53号）第2条第2項に該当する者をいう。）を含む。）</p> <p>(7) 愛知県教育委員会及び名古屋市教育委員会の職員のうちから学長が委嘱する者</p> <p>(8) その他運営協議会が必要と認めて学長が指名又は委嘱する者</p>
--

教育活動等の整備・充実・改善へのフィード・バック例

運営協議会など教育委員会及び学校等との協議の機会に出された要望等の反映事例としては、次のようなものがある【資料24-2】。

- 特別課題実習、他校種実習の実施形態について、午前中のみで8回行い、その日の午後は大学での授業としていたものを、実習効果の実質化や移動等の負担軽減など効率化の観点から、終日4回に変更
- 実習ポートフォリオ報告の質的充実のための実践的指導力のガイドライン【別添資料24-2】の策定
- 当教職大学院の学生のために独自に整備された授業料減免措置（愛知県又は名古屋市からの派遣又は自らの意志により入学した現職教員の場合には授業料年額の4分の1を免除）
- 当教職大学院の組織運営について機動的に検討できるよう、運営協議会を教職大学院における教育研究、組織運営について審議をする機関から協議をする機関に変更。それに伴い、教職大学院運営協議会規程を一部改正（平成29年度から施行）

【資料24-2】愛知教育大学教職大学院運営協議会の議事内容（フィード・バック例）

<p>平成20年度第2回愛知教育大学教職大学院運営協議会議事要録（抜粋）</p> <p style="text-align: right;">日時 平成21年1月28日（水）</p> <p>議事9. その他</p> <p>(3) その他</p> <p>教育委員会関係委員及び連携協力校代表委員から、教職大学院の管理運営等に関して、次のとおり報告及び要望等が寄せられた。</p> <p>3) 他校種実習について、実習を全日行うことに変更されたことで、実習がより効果的に行われると予測する。また、学生の実習記録等が外部評価資料として有効利用できる。</p>
<p>平成21年度第3回愛知教育大学教職大学院運営協議会議事要録（抜粋）</p> <p style="text-align: right;">日時 平成22年3月10日（水）</p> <p>議事4. 教務事項について</p> <p>(5) 修了報告書の改善について</p> <p>議長から提議され、中妻委員から資料に基づき、実習ポートフォリオの改善内容等について報告があった後、種々意見交換の結果、これを了承した。</p> <p>また、実習ポートフォリオの見直しのために、今後、教育委員会等と協議する機会を設けることの提案があったため、愛知県総合教育センターと連携を図ることを確認した。</p>

<p>平成24年度第2回愛知教育大学教職大学院運営協議会 議事要録 (抜粋)</p> <p style="text-align: right;">日時 平成24年10月24日 (水)</p> <p>議事2. 学生募集事項について</p> <p>(4) その他</p> <p>議長から、学生募集の面にも影響が及ぶことが考えられる、教職大学院に係わる現在の政策動向として、以下の2件について資料に基づき説明があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 中央教育審議会答申(本年8月)『教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について』における教職大学院関連事項 * 同審議会教育振興基本計画部会審議経過報告(本年8月)『第2期教育振興基本計画』に対する日本教職大学院協会の提出意見 <p>次いで、(中略)学生募集・定員充足方策及び関連する事項について意見交換が行われ、その際の意見要旨は以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 学納金減免に係る制度改正案の適用対象として、無給休業者を挙げているが、この手段で修学しようとする者は、かえって経済的な基盤は確かである場合が多いと思われ、背景事情を考慮すれば、むしろ、有給である派遣教員に対する何らかの経済支援策について、早急な策定が望まれる。[学外委員]
<p>平成28年度第1回愛知教育大学教職大学院運営協議会 議事要録 (抜粋)</p> <p style="text-align: right;">日時 平成29年2月8日 (水)</p> <p>議事1. 教職大学院運営協議会規程の一部改正について</p> <p>議長から提議され、中田委員から教職大学院運営協議会規程の一部改正について、運営協議会を審議機関から協議機関へ変更するための説明があった。また併せて改正の要点として、①審議事項を協議事項へ変更、②構成メンバーの変更、③副議長の選出方法の変更、④運営協議会の下に規定されている研究科会議の条項を削ること、⑤改廃規程を定めることの説明があり、以下の質疑があった後、改正を了承した。</p>

修了生等の処遇・インセンティブについての協議

標記については、運営協議会の場以外でも、学長、理事等を通して申し入れを行っている。

運営協議会では、大学院在学者・進学者に対する特例措置として、平成22年度採用選考の愛知県公立学校教員採用選考試験から、大学院進学による採用辞退者への特別選考(選考機会の再提供)が講じられることとなり、平成24年度採用選考からは名古屋市公立学校教員採用試験についても大学院在学による採用辞退者への特別措置が実施された。なお、愛知県については、当初、措置の適用が修業年限2年の学生に限られていたため、継続して交渉した結果、平成23年度採用選考から小学校教員免許取得コースや長期履修の修業年限3年の学生にも適用されることとなった。また、平成27年度採用選考の愛知県公立学校教員採用試験からは、教職大学院修了見込者特別選考(書類選考に基づく1次試験免除)が行われている【資料24-3、24-4】。

【資料24-3】愛知教育大学教職大学院運営協議会の議事内容(修了者の処遇等)

<p>平成20年度第2回愛知教育大学教職大学院運営協議会議事要録(抜粋)</p> <p>日時 平成21年1月28日(水)</p> <p>9. その他</p> <p>(2) 教員採用試験における優遇について</p> <p>議長から、1)愛知県教育委員会教職員課より、教員採用試験における優遇について回答を頂いたこと、2)名古屋市教育委員会教職員課に対して折衝を継続中であること、3)愛知県教育委員会及び名古屋市教育委員会に対して、教職大学院在学中に教員採用試験を受験した場合の優遇について、引き続き折衝を継続することについて、それぞれ報告があり、これを了承した。</p>
--

【資料24-4】愛知県及び名古屋市の教員採用試験における大学院在学者・進学者に対する特例措置
(平成28年度愛知県公立学校教員採用選考試験受験案内から抜粋)

(4) 大学院進学による採用辞退者への措置

選考結果が「合格」であった人で、受験した区分・教科の専修免許状を取得できる大学院(教職大学院を含む。)に進学又は在学を理由として辞退書を提出し、平成28年度の採用を辞退した人が、下の表に示す「愛知県公立学校教員採用選考試験」に同一の受験区分・教科で出願する場合は、「大学院進学による採用辞退者に対する特別選考」の資格を有する者としてします。修業年限は各大学院の所定の期間(最大3年)とし、それを越えて在学している場合は、資格を失うものとします。

※ 平成28年度愛知県公立学校教員採用選考試験において「大学院進学による採用辞退者に対する措置」で「大学院進学による採用辞退者に対する特別選考」の出願資格を有する者については、下の表に示す該当年度の採用選考試験は、**第2次試験の口述試験(集団討議及び個人面接)**での選考とします。

大学院 進学者	① 平成30年度愛知県公立学校教員採用選考試験(平成29年実施)への出願[修業年限が2年の場合] ② 平成31年度愛知県公立学校教員採用選考試験(平成30年実施)への出願[修業年限が3年の場合]
大学院 在学者	① 平成29年度愛知県公立学校教員採用選考試験(平成28年実施)への出願[修業年限が2年で大学院1年生] [修業年限が3年で大学院2年生] ② 平成30年度愛知県公立学校教員採用選考試験(平成29年実施)への出願[修業年限が3年で大学院1年生]

※ 大学院の学年は平成28年度愛知県公立学校教員採用選考試験(平成27年実施)出願時の学年とします。

※ 選考結果が「補欠」であった人は、「大学院進学による採用辞退者への措置」の資格を有しません。

18 教職大学院修了見込者特別選考

(1) 出願資格

「4」の「(1)受験資格」に加えて、次の要件を満たす人に限ります。

- ア 現在、教職大学院に在籍し、平成28年3月31日までに修了見込みの人
- イ 愛知県の教員として勤務することを第一志望とする人

(2) 出願の手続き

- ア 所定の「教職大学院修了見込者特別選考推薦書」の〔受験者記入欄〕に必要事項を記入の上、出願時に在学する大学の学長又は学部長に推薦書の作成を依頼してください。
- イ 「4」の「(2)出願の手続き」及び「(3)出願手続き及び提出書類等一覧」に従って出願してください。在学する大学の学長又は学部長が作成した推薦書(厳封)を同封してください。教職大学院で学んだことを教員としてどう生かすかについての800字以内の作文を同封してください。

(3) 選考結果

- ア 書類選考の結果、相当と認めた人は、第1次試験を免除します。選考の結果は「教職大学院修了見込者特別選考」と記載した受験票の発送をもって通知します。(受験票は第2次試験受験に必要です。)
- イ この特別選考に出願しても、出願資格を満たさなかった人は、一般選考の受験者として受け付けません。
- ウ 履歴事項等に事実と異なる内容の記載があった場合は、採用内定後であっても採用を取り消します。

(「平成27年度実施名古屋市公立学校教員採用選考試験要項」から抜粋)

(3) 大学院在学者への特別措置

大学院(教職大学院を含む。以下同じ)在学者が、「平成27年度実施 名古屋市公立学校教員採用選考試験」において、小学校教員または中学校教員の区分で合格し、次のア～オの要件をすべて満たす場合は、以下の特別措置を行います。

- ア 大学院での修学を理由に、平成27年10月16日までに名古屋市教育委員会に申し出た上で「平成27年度実施 名古屋市公立学校教員採用選考試験」の合格を辞退すること。
- イ 平成27年度に引き続き、平成28年度も大学院で修学すること。
- ウ 「平成28年度実施 名古屋市公立学校教員採用選考試験」に「平成27年度実施 名古屋市公立学校教員採用選考試験」で合格した選考区分・教科に出願すること。
- エ 平成29年3月31日までに大学院修士課程を修了見込みであること。
- オ 平成29年3月31日までに、「平成27年度実施 名古屋市公立学校教員採用選考試験」で合格した区分・教科の専修免許状を取得もしくは取得見込みであること。

特別措置の内容……「平成28年度実施 名古屋市公立学校教員採用選考試験」において、2次試験の個人面接のみで選考試験を実施します。

連携協力校との連携体制

基礎領域学生を受け入れている連携協力校については、学校サポーター等の巡回指導の機会に随時、意見・要望等の聞き取りを行っている。全ての連携協力校【別添資料24-3】は、毎年度末から年度当初にかけて、学生の受け入れ体制把握のための調査（可能人数、教科）を行っており、その際に意見、要望等も併せて照会している【別添資料24-4】。

連携協力校との連携については連携協力校の要望に従って、教職大学院教員による研究協力・支援（校内研修講師派遣等）を行っている【別添資料24-5】。

さらに、教育委員会、現任校の校長などが参加して、後期の学期末に一般公開で行う修了報告書発表会、中間発表会【別添資料23-9】も、実践研究成果を介しての教職大学院の整備・充実・改善のための両者間協議の機会となっている。なお、中間報告会の当日には、連携協力校（現任校）連絡協議会【別添資料24-6】を開催し、大学から現任校に学修の場が移る段階に合わせて、応用領域学生の現任校側と連絡を密にし、理解を深めてもらえるようにしている。

《必要な資料・データ等》

- 【別添資料24-1】愛知教育大学教員養成の質向上に関する会議概要・委員名簿
- 【別添資料24-2】実践的指導力のガイドライン点検
- 【別添資料24-3】連携協力校・施設機関一覧
- 【別添資料24-4】愛知教育大学教職大学院連携協力校データの提供事例
- 【別添資料24-5】連携協力に係わる講師派遣について
- 【別添資料24-6】連携協力校（現任校）連絡協議会レジュメ

（基準の達成状況についての自己評価：A）

- 1) 連携協力校からの要望に基づく教職大学院教員の講師派遣の仕組みを整備し、双方向の連携が行えるようにしている。また、運営協議会等、デマンドサイドである愛知県及び名古屋市教育委員会との協議のための様々な機会を設けているとともに、修了発表会、中間発表会では、愛知県及び名古屋市教育委員会をはじめとする教育委員会関係者や、連携協力校の校長をはじめとする学校現場の関係者による、活発な質疑応答など、実践研究成果を介して今後の連携展開を考える機会となっている。

以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

- 2) 現職教員の学修スタイルはフルタイムが望ましいと考えているものの、デマンドサイドの諸事情その他現実的な問題もあり、それに至らない現状ではあるが、要請等を反映した教育研究活動が進められるよう努めている。

教職実践基礎領域を修了し教員となった者が、在学時に学校サポーター活動・実習を行った連携協力校に赴任（現在も在任）する例もある。このことは、在学時の同人の取り組み姿勢、ひいては教職大学院の教育が評価されたことの現れであり、修了生が連携協力校に在任していることで、連携の充実がより図られるものとする。

○ 「長所として特記すべき事項」

本学独自の協議のための組織として教職大学院運営協議会が置かれ、そこで出される意見は、要望もある一方、助言や応援にあたるものもあり、より緊密な関係を構築している。

また、連携にあたり専門職大学院設置基準等の規定を、より上回って配置している実務家教員が、連携におけるファシリテーターとして要になっている。

第3章

大学教員、 教育支援者の構成

第3章 大学教員、教育支援者の構成

○ 観点ごとの分析

25. 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点到る状況】

本学は、教育研究組織として、学部¹に教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、創造科学系の4つの学系を置き、その下に、専門分野に応じて20講座1センターを設置し、専任の教員を配置している【資料5-1】。各学系には、学系長が置かれ、学系の運営を掌理している【資料25-1】。各教員は、講座組織の下で研究を進めるとともに、学部、大学院など諸課程の教育にあたっては、教育組織である選修、専攻及びコースの分野に対応する講座の教員が主体となって担当し、講座単位の会議等を通じて組織的に指導の手立てなどを確認しながら、教育研究の円滑な実施に努めている。また、学系単位での会議等も定期的²に開催され、組織間の情報の共有を図っている。

【資料25-1】 国立大学法人愛知教育大学学則（抜粋）

(学部)	
第24条 本学に教育学部（以下「学部」という。）を置く。	
2～4 (略)	
5 学部 ¹ に教育研究組織として別表第2第1欄に掲げる学系を置き、当該学系は同表の第2欄に掲げる、専任の教員を配置した講座及びセンターをもって構成する。	
6 学系の運営を掌理するため、各学系に学系長を置く。	
7 学部及び学系の運営に関し、必要な事項は、別に定める。	
別表第2 (第24条第5項関係)	
愛知教育大学の教育研究組織	
第1欄	第2欄
教育科学系	生活科教育講座
	障害児教育講座
	幼児教育講座
	養護教育講座
	学校教育講座
	教育臨床学講座
	教職実践講座
人文社会科学系	国語教育講座
	日本語教育講座
	社会科教育講座
	地域社会システム講座
	外国語教育講座
自然科学系	数学教育講座
	情報教育講座
	理科教育講座

創造科学系	音楽教育講座
	美術教育講座
	保健体育講座
	技術教育講座
	家政教育講座
	健康支援センター

なお、平成 29 年度から現代学芸課程を教育支援専門職養成課程に改組することに併せて、教育研究の円滑な運営の維持・向上を図るため、教員が所属する講座を改組後の学部教育組織と一致させるかたちに再編成することを、平成 28 年度に決定した。

【分析結果とその根拠理由】

専任の教員が配置された教育研究組織である学系及び講座に学系長及び講座代表を置き、また、学生の所属する教育組織である選修・専攻及びコース等に代表を置いており、学系レベル、講座レベル、教育組織レベルでのそれぞれの会議等において情報を共有し、組織的に連携している。学系、講座組織を中心とする体制で運営が行われていることから、教育研究に係る責任の所在が明確な教員組織編成がなされていると判断する。

26. 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点に係る状況】

本学の学士課程を担当する専任教員は、平成 28 年 5 月 1 日現在、教授（定年退職の後、再任用制度により採用された特別教授を含む。以下同じ）110 人、准教授 73 人、講師 29 人、助教 8 人の計 220 人であり、大学設置基準を十分に満たしている。また、入学定員 875 名に対して教員一人当たりの学年ごとの学生数は平均約 4.0 人となっており、学部学生への教育に責任を持った教育体制がとられている。

また、本学では、大学及び教育学部の目的に照らして、共通科目を含む必修科目を教育上主要と認める授業科目としているが、開講科目との関係で非常勤講師の補充が必要な場合は、教務企画委員会や教育研究評議会での時数配分や資格審査についての審議を経て、非常勤講師を配置している。専任教員と非常勤講師の授業担当については、教務企画委員会において、授業科目や開講時数等を総合的に勘案して決定している。そのほかにも、教育実習の事前指導、教員免許状更新講習等、本学が重点的に取り組んでいる教育プログラム支援のために非常勤講師を配置している【資料 26-1】。

【資料26-1】教育学部及びその他における非常勤講師延べ採用数

H28/5/1 現在 (単位:人)

選修・専攻・コース	男性	女性	計
教育学部	133	90	223
教養科目	11	3	14
幼児教育	7	4	11
教育科学	11	7	18
特別支援教育	2	0	2
養護	0	7	7
生活科教育	2	5	7
臨床福祉心理	3	1	4
国語	5	13	18
社会	15	3	18
英語	12	5	17
国際文化	14	3	17
日本語教育	0	0	0
数学	7	1	8
理科	8	1	9
情報教育	9	2	11
情報科学	0	1	1
自然科学	4	2	6
音楽	1	10	11
美術	4	0	4
保健体育	10	7	17
技術	3	1	4
家政	2	11	13
造形文化	3	3	6
その他	8	4	12
教育実習	6	0	6
6年一貫教員養成コース	0	0	0
国際交流センター	0	3	3
免許状更新講習	0	0	0
大学間連携	2	1	3

【分析結果とその根拠理由】

平成28年5月1日現在、教員220人が配置され、うち110人（特別教授を含む）が教授であり、大学設置基準上からも、大学の設置目的に照らし合わせて適切であることから、学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。また、教務企画委員会において、教育上主要と認める授業科目の担当を総合的に勘案して配置している。

2.7. 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

本学の大学院修士課程を担当する専任教員は、平成28年5月1日現在、研究指導教員111人、研究指導補助教員77人の計188人であり、大学院設置基準を満たしている。また、入学定員100人に対して、研究指導教員一人当たりの学年ごとの学生数は専攻別で0.6～2.7人となっているが、修士課程の学生の教育に必要な体制は十分に整っている。

静岡大学との共同大学院である後期3年博士課程は、教育環境学分野、人文社会系教科学分野、自然系教科学分野、創造系教科学分野の4分野に分けて研究指導を行っており、本学の専任教員は、平成28年5月1日現在、研究指導教員8人、研究指導補助教員3人の計11人であり、大学院設置基準を満たしている。このほかに、授業担当の教員が4人配置されている。また、入学定員4人に対して、研究指導教員1人当たりの学生数は、0.5人となっており、後期3年博士課程の学生の教育に必要な体制が十分に整っている。

教職実践研究科（教職大学院）を担当する専任教員は、平成28年5月1日現在、専任教員15人（うち教授6人、実務家教員9人）であり、専門職大学院設置基準を満たしている。入学定員は50人で、教員1人当たりの学生数は3.3人となっており、専門職学位課程の学生の教育に必要な体制が十分に整っている。

専任教員と非常勤講師の授業担当については、教務企画委員会において授業科目、開講時数等を総合的に勘案して決定している【資料27-1】。

【資料27-1】 大学院における非常勤講師延べ採用数

H28/5/1 現在（単位：人）

	男性	女性	計
大学院教育学研究科	8	4	12
発達教育科学	3	3	6
特別支援教育科学	0	0	0
養護教育	0	0	0
学校教育臨床	0	0	0
国語教育	1	0	1
英語教育	0	0	0
社会科教育	0	0	0
数学教育	1	0	1
理科教育	1	0	1
芸術教育	1	1	2
保健体育	1	0	1
家政教育	0	0	0
技術教育	0	0	0
大学院教育実践研究科	1	0	1
特別支援教育特別専攻科	3	0	3

【分析結果とその根拠理由】

修士課程及び後期3年博士課程を担当する専任教員については、大学院設置基準上の研究指導教員数及び研究指導補助教員数を満たしており、教職大学院を担当する専任教員についても、専門職大学院設置基準上の必要教員数を満たしている。

以上のことから、大学院課程の設置目的に照らし合わせても大学院課程において教育活動を展開するために必要な教員を十分に確保していると判断する。

28. 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

本学における教員の年齢分布は、60代が全体の18.9%、50代が37.4%、40代が30.7%、30代が13.0%、20代が0%で、平均年齢が50.43歳となっている。また、男女別では、男性が195人、女性が43人で、教員に占める女性の割合は18.1%であり、国立大学協会のアクションプランの数値目標（2015年度までに17%以上に引き上げる）を達成している【資料28-1】。今後は、「第3次男女共同参画基本計画」（平成22年12月閣議決定）で提言された「2020年 30%」の目標達成に向けて、計画的採用に取り組んでいく必要があり、教員公募の際には、公募条件に「男女共同参画社会基本法の趣旨に基づき、業績が同等と認められた場合には女性を積極的に採用する」と明記している。本学では、平成18年度に男女共同参画委員会を設置し、平成19年度には「愛知教育大学男女共同参画マスタープラン」を策定した。その後、委員会からの要望を受けて、育児、介護及び看護に関する各種の休業や休暇の制度が整備、拡大してきている。平成26年1月には、男女共同参画推進オフィスを開設し、平成25年度に見直した「愛知教育大学男女共同参画マスタープラン（改訂版）」に基づいて、引き続き休日託児や託児施設を検討するなど、教職生活全般を支援する体制の充実を図っている【別添資料28-1、28-2、28-3】。更に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性職員が妊娠・出産、子育て、介護等のライフ・イベントを経ながら多くの部署で能力を發揮し、キャリア形成ができるよう、「愛知教育大学一般事業主行動計画（女性活躍行動計画）」を策定し、また、次世代育成支援対策推進法及び男女共同参画社会基本法の趣旨に基づき、「愛知教育大学次世代育成支援行動計画」を策定し、仕事と生活の両立支援を推進している。

また、定年退職した教授を再任用制度により特別教授として採用しており、平成28年度5月1日現在、14人在籍している。そのほか、外国人教員は8人、一部導入している任期付きの専任教員は2人、教職大学院の実務家教員は9人であり、多様な教員で本学の教育を活性化している。

教職員の長期研修制度として、サバティカル制度を平成17年9月から、長期研究・長期研修制度を平成23年4月から導入しており、大学教員、附属学校教員、事務職員の全ての教職員が対象となっている【資料28-2】。

なお、新採用教員については、FDの一環として、年度当初の4～5月に附属学校及び一般公立校での施設見学・授業観察を義務づけている。新採用教員が教員養成に対する理解を深め、学生の教育実習の支援・指導に活かすとともに、大学での授業力向上にとって有益な機会となっている【資料28-3】【別添資料28-4】。

- 別添資料 28-1 国立大学法人愛知教育大学男女共同参画委員会規程
 別添資料 28-2 国立大学法人愛知教育大学職員の育児・介護休業等に関する規程
 別添資料 28-3 国立大学法人愛知教育大学職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程
 別添資料 28-4 愛知教育大学 2016 年度新採用教員の附属学校・一般公立校における FD の実施計画

【資料 28-1】大学教員の男女別年齢分布

H28/5/1 現在 (単位:人)

年齢	男	女	計	比率
65 以上	5	1	6	2.5%
64~60	36	3	39	16.4%
59~55	39	8	47	19.8%
54~50	35	7	42	17.6%
49~45	27	7	34	14.3%
44~40	26	13	39	16.4%
39~35	21	1	22	9.2%
34~30	6	3	9	3.8%
29~25	0	0	0	0.0%
24 以下	0	0	0	0.0%
合計	195	43	238	

【資料 28-2】長期研修制度の実施状況と概要

H28/5/1 現在 (単位:人)

年 度	サバティカル制度				長期研究・長期研修制度			
	大学教員	附属教員	事務職員	合計	大学教員	附属教員	事務職員	合計
H23(2011)	3	0	1	4	0	0	0	0
H24(2012)	1	0	0	1	0	0	0	0
H25(2013)	1	0	0	1	0	0	0	0
H26(2014)	0	0	0	0	0	0	0	0
H27(2015)	1	0	0	1	0	0	0	0
H28(2016)	0	0	0	0	0	0	0	0

関係規程	職員サバティカル制度規程	長期研究・長期研修制度規程
実施開始年度	H17(2005) 年度より実施	H23(2011) 年度より実施
定 義	本学の教育・研究・管理運営の向上に寄与する目的で職務を免除され、自己研修に専念する	派遣先からの通知又は要請等により、職務を免除され、教育研究機関等において研究・研修に従事する 単なる知識の習得又は資格の取得を目的としない
対象者の要件	次のいずれにも該当する者 ・本学に7年以上勤務している者 ・職務復帰後、原則3年以上本学に勤務すること ただし、定年退職時までに2年の者は2年間本学に勤務すること	次のいずれにも該当する者 ・本学に3年以上勤務している者 ・職務復帰後、原則3年以上本学に勤務すること
期 間	本学に10年以上勤務：最長1年 本学に7年以上勤務：最長6か月 延長：あり(通算2年まで)	原則：3か月から1年以内 延長：あり(通算2年まで)

選考	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務成績を考慮し、学長が大学運営に支障をきたさない範囲において選考する ・大学教員は、基準定員の5%程度を上限 ・附属教員及び事務職員は、基準定員の3%を上限 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務成績を考慮し、学長が大学運営に支障をきたさない範囲において選考する ・大学教員、附属教員、事務職員とも基準定員の3%を上限
----	--	---

【資料28-3】新採用教員のFD参加状況

(単位：人)

年度	対象者	参加者					訪問校		
		特任教授	教授	准教授	講師	助教・その他	附属学校	一般公立校	
平成28年度	2	2	1	0	0	1	0	附属名古屋小学校 附属幼稚園	刈谷市立小 垣江小学校

*対象者には、平成28年度新採用教員1人のほか、平成27年度中途採用教員1人を含む。

【分析結果とその根拠理由】

本学教員の年齢分布について、平成28年度5月1日現在で50歳以上の割合が高くなっているが、近年の採用において講師や助教といった若い教員を計画的に採用していること、「愛知教育大学男女共同参画マスタープラン（改訂版）」に基づき、女性の積極的な採用を謳っていること、育児休業制度等を充実させていること、男女共同参画推進オフィスを設け更なる支援を図っていること、長期研修制度を設けていること及び新採用教員を対象に教員養成系大学の教員として理解を深めるFDを実施していることなどから、教員組織の活動を活性化するための措置を講じていると判断する。

29. 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

本学は、教員の採用基準や昇進基準等について、「愛知教育大学教員選考基準」及び「愛知教育大学教員選考基準に関する運用申し合わせ」に定めている【別添資料29-1】【別添資料29-2】。

教員の採用及び昇進の可否は、「愛知教育大学教員選考手続要項」に定めるとおり、「愛知教育大学教員選考基準」及び「愛知教育大学教員選考基準に関する運用申し合わせ」に基づく教員選考委員会、教員人事委員会での選考を経て、教授会で候補者の教育研究業績を審査し、役員会の議を経て学長が決定している【別添資料29-3】。

選考にあたっては、候補者本人が提出した「研究、教育、管理運営及び社会的活動等に係る業績一覧」等について、「研究業績」「教育業績」「管理運営に関する貢献」「社会的活動に関する貢献」「今後の計画等または本学への貢献」の5つの項目を総合的に評価する。

また、採用については、原則公募により広く人材を募り、選考の過程で「業績一覧」の評価の他に面接などを実施し、候補者の教育上の指導能力を確認している。さらに、大学院担当資格の審査について、教授または准教授昇進と同時に「愛知教育大学教員選考基準に関する運用申し合わせ」において判定することとし、

申し合わせの中に、昇進の基準とは異なる大学院担当資格としての基準を定めており、審査の際に、教育研究上の指導能力を確認している。

- 別添資料 29-1 愛知教育大学教員選考基準
- 別添資料 29-2 愛知教育大学教員選考基準に関する運用申し合わせ
- 別添資料 29-3 愛知教育大学教員選考手続要項

【分析結果とその根拠理由】

教員の採用、昇進及び大学院担当の資格審査に係る基準については規程に明確に定められている。また、その規程の中で、評価すべき項目として「研究業績」「教育業績」「管理運営に関する貢献」「社会的活動に関する貢献」「今後の計画等または本学への貢献」の5つを定めており、教育上の指導能力及び教育研究上の指導能力を評価する仕組みになっていることから、教員の採用及び昇進に係る基準が適切に運用されていると判断する。

30. 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

平成20年度より本学の教員に関する評価は、「愛知教育大学における大学教育職員の個人評価に関する実施基準」に基づき、教育領域、研究領域、管理運営領域、社会貢献領域の4つの評価項目について、教員個人の自己点検・評価により実施している。教育、管理運営については前年度1年間の活動内容を、研究、社会貢献は過去5年間の活動内容をそれぞれ評価の対象としており、各教員は毎年度4月末までに個人評価調査票を提出し、教員人事委員会が集約する【資料30-1】。平成28年度より総合評価が30点以上の教員に対して、教員研究費個人評価インセンティブ経費50千円を配分している。

【資料30-1】愛知教育大学における大学教育職員の個人評価に関する実施基準（抜粋）

愛知教育大学（以下「本学」という。）の大学教育職員（以下「教育職員」という。）個人の教育研究活動等について自己点検・自己評価することにより、自己の諸活動の改善と向上に努め、もって大学全体の発展に役立てるとともに、社会に対する説明責任を果たすことを目的として教育職員の個人評価（以下「個人評価」という。）を実施するため、その実施基準を定める。

（対象教育職員）

第1 個人評価対象となる教育職員は、当該年度4月1日に在職する本学の教授、准教授、専任の講師、助教及び助手とする。ただし、4月1日現在休職中の教育職員、長期にわたり海外滞在中の教育職員及び当該年度に退職予定の教育職員については対象としない。

（評価領域）

第2 個人評価は、教育、研究、管理運営及び社会貢献の4つの領域を対象とする。

（評価期間）

第3 個人評価の対象となる評価領域のうち、研究及び社会貢献については、過去5年間の活動を対象とし、教育及び管理運営の活動については、当該年度の活動を対象として行う。

(個人評価基準)

第4 個人評価は、各領域の項目ごとの合計点で表1による6段階の領域評価を行いさらに各領域評価点にそれぞれ重みを乗じて表2による5段階の総合評価を行う。

なお、「研究」及び「社会貢献」領域の評価については、5年間の平均で行う。

2 前項に定める領域の重み付けは、教育職員の職種、職務の特殊性、専門性等の状況に応じ、基本となる割り振りを次の各号により定め、かつ、その合計が10となるよう自己申告により2つ以上の各領域に正の整数で割り振る。

1) 教授 教育3, 研究2, 管理運営1

2) 准教授・講師・助教 教育2, 研究2, 管理運営1

3) 助手 研究1, 管理運営1

3 教育職員は、領域の重み付けについて、前年度（自己評価）結果をふまえた「当該年度の計画等」を付記し、当該年度4月末日までに学長あて提出するものとする。

表1 (略)

表2 (略)

第5 (略)

(評価実施体制)

第6 個人評価の実施結果の集計及び公表、その他全学的な調整は、教員人事委員会において行う。

2 評価委員会は、個人評価の結果を本学の教育研究活動等に関する評価に利用することができる。

(評価調査票提出)

第7 教育職員は、第5に規定する各評価項目について客観的な個人評価が可能となるよう当該年度末までの個人評価調査票を作成し、次年度4月末日までに学長に提出する。

(評価調査票点検)

第8 教員人事委員会は、学長に提出された個人評価調査票を次年度の6月末日までに点検集約し、学長に報告する。

(個人評価結果の点検・評価、公表及び通知)

第9 教員人事委員会は個人評価結果を点検・評価し、その概要を教授会に報告する。

2 教育職員個々の個人評価結果については、本人以外には公表しない。

3 学長、理事、教員人事委員会委員及び評価委員会委員は、必要に応じ個人評価調査票を閲覧することができる。

4 教員人事委員会は、当該年度の個人評価結果について、次年度6月末日までに各教育職員に「大学教育職員評価報告書」により通知する。

【分析結果とその根拠理由】

教員の個人評価を毎年度実施し、評価は研究のみならず、教育業績、社会貢献、管理運営の項目についても評価を行っており、課題のある教員に対しては、必要に応じて学系長が指導するなど、具体的な改善のための対策を講じており、教員の教育及び研究活動等の評価を継続的に行っていることから、課題に対しては適切に取り組んでいると判断する。

3.1. 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点に係る状況】

教務関係や厚生補導等の教育活動支援を主に担当する事務職員として、教務課 23 人、学生支援課 15 人、キャリア支援課 22 人の常勤職員、非常勤職員を配置している【資料 31-1】。高度教員養成支援課に FD・学習支援や留学生支援を担当する職員、情報図書課に情報教育を支援する職員、司書職員等を配置するなど、多方面からの教育活動支援を行っている。

また、学部授業の演習や実験・実習の教育補助者として TA を活用しており、平成 28 年度は、修士課程 2 年の学生 18 人を採用するなど、毎年度継続的に活用している【資料 31-2】。

【資料 31-1】 事務職員・技術職員・研究員・非常勤職員の現員数 H28/5/1 現在 (単位:人)

部 課 名	事務職員・技術職員								合 計			非常勤職員		
	事務局長	部長	課長	副課長・室長	係長	主任	係員	その他	男	女	計	男	女	計
合 計	(1)	4	13	16	53	10	50	1	97 (1)	50	147 (1)	46	95	141
総務企画部		1	3	4	18	2	15		29	14	43	10	41	51
総務課			1	3	6	1	3		11	3	14	2	5	7
人事労務課			1	1	5	1	7		11	4	15	1	1	2
附属学校課			1		7		5		6	7	13	7	35	42
財務部		1	3	3	11	2	10		25	5	30	2	6	8
財務企画課			1	1	3	1	2		8		8		1	1
経理調達課			1	1	5	1	4		9	3	12	1	3	4
施設課			1	1	3		4		7	2	9	1	2	3
教育・学生支援部		1	4	3	12	2	16	1	24	15	39	18	10	28
教務課			1	1	6	2	9		12	7	19		4	4
学生支援課			1	1	3		3	1	4	5	9	1	5	6
入試課			1	1	1		2		4	1	5	1		1
キャリア支援課			1		2		2		3	2	5	16	1	17
研究推進部		1	3	6	12	4	9		19	16	35	11	30	41
情報図書課			1	2	4	3	6		6	10	16		8	8
高度教員養成支援課			1	2	2	1	1		4	3	7	4	10	14
研究連携課			1	2	6		2		8	3	11	7	12	19
教育学部・教育実践研究科												5	8	13

- * 事務職員は正規・常勤の人数で、退職者を含み代替職員は含まない。
- * 役職を兼務していても一つの主たる所属・役職のみに計上。ただし、理事が兼務している事務局長は () で示す。
- * 人事交流者 (他大学等に出向中の者、他大学等から受入れている者) は、本学に籍がある場合のみ計上。
- * 非常勤職員は一つの主たる所属先のみに計上し、退職者等は含まない。

【資料31-2】ティーチングアシスタント（TA）活用状況

当該年度累計

年度	所 属	実人数（人）			従事時間数
		男	女	合計	
H21（2009）	教育学研究科（修士課程）	14	17	31	1213.5 h
H22（2010）	〃	11	8	19	707.0 h
H23（2011）	〃	13	18	31	1242.0 h
H24（2012）	〃	11	14	25	1072.0 h
H25（2013）	〃	13	8	21	878.0 h
H26（2014）	〃	9	13	22	885.0 h
H27（2015）	〃	6	10	16	902.0 h
H28（2016）	〃	12	6	18	798.0 h

【分析結果とその根拠理由】

常勤職員、非常勤職員とも多くの事務職員が、教育活動支援に携わっていること、また、TAの活用状況などから、教育活動を展開するために必要な教育支援者及び教育補助者が適切に配置され活用されていると判断する。

○ 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・新規採用教員を対象とした一連の研修において、附属学校及び一般公立校を訪問して、学校現場の状況や課題などについて知るためのFDを実施している。

【改善を要する点】

特になし

○ 基準ごとの分析

3.2. 教職大学院の運営に必要な教員が適切に配置されていること。

[基準に係る状況]

当教職大学院においては、「理論と実践の融合」を図る観点から、研究者教員6人と実務家教員9人の合計15人で構成しており、概ね4割以上（必要専任教員数11人のうち）が実務家教員であることとされている専門職大学院設置基準等の規定を4人上回っているほか、研究者教員のうちの4人も学校現場経験者である。また、共通科目を中心に研究者教員と実務家教員が「理論と実践の融合」を図るためにT・T方式で授業を行っている【別添資料32-1】。

研究者教員6人の所属は、授業づくり2人、学級づくり2人、学校づくり2人（うち1人は、いわゆる専任他専攻教員）となっており、本学が学校運営の大きな三つの柱として設定した各分野において、「理論と実践の融合」が効果的に推進できるようにしている。

実務家教員については、愛知教育大学教職大学院実務家教員の採用等に関する取扱要領（以下、「実務家教員採用要領」。）【別添資料32-2】を定め、多様な背景を持つ教員の採用を可能としている。実務家教員9人のうち、みなし専任教員を除いた5人の構成については、質の高い実践を研究的視点から相対化している者（以下、「実務研究者」という。）の公募採用が2人、豊かな経験に加えて研究的資質を備えた本学（附属学校を含む。）教員の配置転換が1人、学校現場において指導的役割・実践を果たしてきた愛知県及び名古屋市の教員の人事交流が2人となっており、より充実した実践力の育成・向上ができると考える。また、みなし専任教員としては、校長経験者3人、児童福祉経験者1人、附属学校教員（兼務）2人（H28.6.1採用）となっており、応用領域学生の指導の充実を図るとともに、基礎領域学生も担当し、学校経営的な視点を生かした指導を行っている。

さらに、平成27年度から開設した「通常学級における特別支援教育」の授業においては、専門分野が好適である本学他専攻の教員が兼担として参画することで、学生のニーズに幅広く応えることのできる教員の充実を図っている。また、授業科目の専門性を踏まえて実務経験のある者を、専任教員とのT・Tで授業を行う非常勤講師として採用するとともに、実習指導充実を図るため、本学の元みなし専任教員を実習補助教員（通称：実習コーディネーター）として配置している【別添資料32-3】。

なお、本学専任教員の研究業績については、【資料32-1】のとおり、Webサイトの愛知教育大学研究者総覧において情報公開を行っている。

【資料32-1】本学Webサイトの研究者総覧



《必要な資料・データ等》

【別添資料32-1】授業開講科目及び担当教員（教育実践研究科（教職大学院）学生便覧 P.59）

【別添資料32-2】愛知教育大学教職大学院実務家教員の採用等に関する取扱要領

【別添資料32-3】実習補助教員について

(基準の達成状況についての自己評価：A)

1) 多様な教歴背景を持つ実務家教員を教職大学院設置基準に対して4人多く配置することにより、当教職大学院の目標をよりよい方向で達成できる体制を整備している。また、校長経験者であるみなし専任教員(特任教授)は平成23年度から1人増員しており、実習コーディネーターを平成25年度から配置したことにより、より充実した指導体制となった。

以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

3.3. 教員の採用及び昇格等の基準が、適切に定められ、運用されていること。

[基準に係る状況]

当教職大学院の教員の年齢別構成については【資料33-1】のとおりであり、このうち女性はみなし専任の特任教授1人であるが、本学男女共同参画マスタープランにおいて、女性の積極的採用や性差別のない昇進の促進などによる雇用の男女平等の実現について明記しており、ポジティブアクションを宣言し取り組んでいる。

【資料33-1】教職大学院教員年齢別構成 (H28.5.1現在)

年齢	39才以下	40～44才	45～49才	50～54才	55～59才	60才以上
研究者教員		准教授2人		教授1人		特別教授1人 教授2人
実務家教員			准教授2人 講師1人		教授1人	教授1人 特任教授4人

※特別教授・再雇用専任教員、特任教授・みなし専任教員

本学教員の採用及び昇進は、愛知教育大学教員選考手続要項に定めるとおり、愛知教育大学教員選考基準及び愛知教育大学教員選考基準に関する運用申し合わせに基づき教員選考委員会、教員人事委員会での審議を経て、教授会において候補者の採用又は昇進の可否を決定している【別添資料33-1、33-2、33-3、33-4】。採用・昇進にあたっては、候補者本人が提出した研究、教育、管理運営及び社会的活動等に係る業績一覧等について、研究業績、教育業績、管理運営に関する貢献、社会的活動に係る貢献、教育、研究、社会的活動等に関する今後の計画等の5つの項目を総合的に評価している。

また、採用については、公募により広く人材を募り、選考の過程で業績一覧の評価のほか面接及び模擬授業などを課すことによって、候補者の教育上の指導能力を確認している。公募以外の多様な方法にて採用している実務家教員については、実務家教員採用要領【別添資料32-2】に基づき、教員選考委員会、教員人事委員会での審議を経て、教育研究評議会において候補者の採用の承認を得ている。さらに、愛知県及び名古屋市教育委員会の人事交流については、その前提として交流協定【別添資料33-5】を締結している。

非常勤講師においては、愛知教育大学大学院教育実践研究科非常勤講師の採用に関する申合せ【別添資料33-6】において、「採用できる場合」を限定しつつ、採用に当たっては専任教員と同等以上の業績があると認められる者について、教育研究評議会において資格審査を実施し、採用している。

《必要な資料・データ等》

【別添資料33-1】愛知教育大学教員選考手続要項

【別添資料33-2】愛知教育大学教員選考基準

【別添資料33-3】愛知教育大学教員選考基準に関する運用申し合わせ

【別添資料 33-4】教員選考委員会の運営等について

【別添資料 33-5】人事交流協定書

【別添資料 33-6】愛知教育大学大学院教育実践研究科非常勤講師の採用に関する申合せ

(基準の達成状況についての自己評価：A)

1) 教員の採用・昇進にあたっては、教員選考委員会を設置し、研究者教員及び実務研究者については、修士レベルかつ専門職としての教員養成を担当するにふさわしい客観的な基準を設けている。実務研究者以外の実務家教員については、研究者教員等の基準とは異なる観点、例えば教職年数、実践的な業績等を評価して、厳正な審査を行い、教員人事委員会及び教育研究評議会の議を経て決定している。

以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

3.4. 教職大学院における教育活動に関連する研究活動が組織的に取り組まれていること。

[基準に係る状況]

平成27年度より、愛知県並びに名古屋市教育委員会と連携して、本学教職キャリアセンター、地域連携センターとともに教職大学院が主体となって、本学の第3期中期目標期間における重点的取組の一つである『『学び続ける教員像』の確立に向けた研修体制・研修プログラムの開発・実施』に取り組んでいる。本取組では、愛知県総合教育センター、名古屋市教育センター、本学の3者で「教員研修連携協議会」を設置し【別添資料 34-1】、「中堅教員研修」、さらに「管理職・教育委員等研修」プログラムを開発し、実施することで、現職教員のための再教育システムを構築することを目指している【別添資料 34-2】。その中で、愛知県及び名古屋市の教員育成指標の策定検討に反映させていくための事例作りにも寄与すべく進めている。

また、日本教育大学協会研究集会および日本教職大学院協会研究大会において、学生との共同の形も含め毎年複数の教員が発表を行っている【別添資料 34-3、34-4】。

《必要な資料・データ等》

【別添資料 34-1】愛知教育大学教員研修連携協議会要項及び内規

【別添資料 34-2】「学び続ける教員像」の確立に向けた研修体制・研修プログラムの開発

【別添資料 34-3】日本教育大学協会研究集会発表題目の事例

【別添資料 34-4】日本教職大学院協会研究大会発表題目の事例

(基準の達成状況についての自己評価：A)

1) 当教職大学院の基本理念である「理論と実践の融合」の視点を基にした教育活動の充実を図るために、愛知県並びに名古屋市教育委員会と連携し、現職教員の高度化を実現する研修プログラムの開発等の研究活動に組織的に取り組むとともに、研究大会において複数の教員が発表を行なっている。

以上のことから基準を十分に達成していると判断する。

3.5. 授業負担に対して適切に配慮されていること。

[基準に係る状況]

授業・実習指導負担、担当単位数、年間開講時間については、【別添資料32-1】のとおりであり、おおむね均衡が取れている。教職大学院の教員は、それぞれ主担当分野（履修モデル）があり【別添資料35-1】、これに沿って授業や学生指導を担当するが、各履修モデルの学生数や科目で扱う事項によっては、履修モデル間において協働する体制がとられている。

実習等の指導負担については、全教員が担当することを基本とし、現地訪問回数等の基準【別添資料35-1】を設定の上、各教員の負担が偏らないように割り振っている。基礎領域の主要実習である教師力向上実習においては、指導教員に加えて、必要に応じ副担当教員（実習コーディネーターを含む。）を配置し【別添資料35-2】、応用領域の課題実践研究（実習関連の演習科目群）では、履修モデル単位での集団指導も行うとともに、2年次前期に行う課題実践実習では、適宜履修モデル内で複数の教員による実地訪問の分担も行い、学生指導負担のバランスをとるようにしている。

《必要な資料・データ等》

【別添資料35-1】 指導體制・運営組織（愛知教育大学大学院教育実践研究科 教職大学院案内2016 P13、14）

【別添資料35-2】 平成28年度実習の運営概要

（基準の達成状況についての自己評価：A）

- 1) 各教員の主担当分野（履修モデル）を超えて、履修モデル間において協働する体制がとられており、実習における訪問指導等についての基準も設定し、指導負担のバランスが取れるようにしていることから、基準を十分に達成していると判断する。

○ 「長所として特記すべき事項」

- 1) 研究者教員6人、実務家教員9人の合計15人の教員構成により、共通科目を中心に研究者教員と実務家教員のT・T方式で授業を行っており、「理論と実践の融合」を進める上で大きな役割を果たしている。

実務家教員の構成についても、実務研究者、校長経験者、教育委員会との交流による多様な経験を持つ実務家教員を配置し、本学が学校運営の大きな三つの柱として設定した授業づくり、学級づくり、学校づくりの各分野において、「理論と実践の融合」を推進し、教職大学院の教育研究目標を達成するに相応しい教員配置となっている。

第4章

施設・設備

第4章 施設・設備

○ 観点ごとの分析

36. 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

大学キャンパスがある井ヶ谷地区の大学設置基準上の土地面積307,233㎡、校舎面積62,639㎡となっており、収容定員3,842人（教育学部3,500人、大学院修士課程200人、後期3年博士課程12人、教育実践研究科100人、特別支援教育特別専攻科30人）に対応している。

大学キャンパスには、教室として、講義室68室、演習室132室及び実験実習室249室を備えるとともに、情報処理学習施設12室、語学学習施設8室の他、自主的学習環境スペースを整備し、学習環境を整えている。また、ガラス・陶芸・鋳金・織物工房など本学の特色ある施設も整備されている。講義室の使用状況については、課外活動や各種セミナー（就職ガイダンス等）をはじめ休業期間においても、教員免許状更新講習や公開講座等、年間を通じて高い稼働率となっている【資料36-1】。また、大学院においては、現職教員を含む社会人が104人在籍しており、修学環境の配慮として、昼夜開講制による授業開講や長期履修学生制度を導入し、夜間等の授業が可能となるよう、講義室等の施設を整備しているほか、博士課程の授業用にTV会議室を整備している【資料36-2】【資料36-3】【別添資料36-1】。体育施設は、陸上競技場、体育館、プール等の施設を適切に整備し、授業及び部活動等で有効に活用している【資料36-4】。

施設整備の基本計画として「キャンパスマスタープラン」を策定しており、本学全体（大学及び附属学校）では100%の耐震化を達成した。【別添資料36-2】【資料36-5】。障害者支援のためのバリアフリー化について、全体の整備達成率はスロープは100%、身障者トイレは93.8%以上、エレベータは85.7%以上、自動ドアは84.2%以上を整備済みである【資料36-6】。安全・防犯への配慮については、大学構内の要所に防犯カメラを設置したほか、学生証、職員証等による建物入退管理システムの導入や、正門に入構ゲートを設置し、構内のセキュリティ強化を継続的に行っている。

別添資料36-1 2016（平成28年度）大学院（教育学研究科）授業時間割表

別添資料36-2 愛知教育大学キャンパスマスタープラン2016

【資料36-1】平成28年度全学共通講義室授業使用状況（集中講義等を除く）

① 第一共通棟

室名	稼働率 (%)	収容人数	室名	稼働率 (%)	収容人数	室名	稼働率 (%)	収容人数
103	83.4	64	201	80.6	204	301	77.8	200
104	88.9	64	202	38.9	40	303	66.7	126
105	88.9	64	203	91.7	64	304	83.4	64
*106	19.5	64	204	77.8	64	305	75.0	64
107	75.0	64	205	88.9	64	306	83.4	64
108	94.5	64	206	86.2	64	307	77.8	64
109	83.4	64	207	72.3	64	308	61.2	64
111	75.0	72	208	75.0	64	309	72.3	64
112	63.9	72	209	94.5	64	310	77.8	90
113	69.5	63	210	80.6	90	311	69.5	90
114	77.8	90	211	86.2	90	312	72.3	90
115	75.0	90	212	86.2	90	313	50.0	56
			213	94.5	90	314	61.2	56
			214	91.7	90	315	58.4	56
			215	88.9	90			

② 第二共通棟

室名	稼働率 (%)	収容人数
411	56.6	204
412	38.9	72
421	50.0	204
422	47.3	80
431	47.3	303

③ 教育未来館

室名	稼働率 (%)	収容人数
2A	38.9	64
3A	22.2	24
3B	19.4	24
*3C	2.8	104

* 稼働率(%) = 1週間のカリキュラム上の講義数(コマ数) ÷ 36 (1週間の総時間数〔月曜日、火曜日、木曜日、金曜日は4時限、水曜日は2時限〕)

* 106講義室は、自習室Aとしても併用している。

* 3C講義室は、主に就職相談対応に充てられた。

【資料36-2】平日・土曜日授業時間

	時限	授業開始・終了時刻
昼間	第1時限	9:10 ~ 10:40
	第2時限	10:50 ~ 12:20
	第3時限	13:20 ~ 14:50
	第4時限	15:00 ~ 16:30
	第5時限	16:40 ~ 18:10
夜間	第6時限	18:20 ~ 19:50
	第7時限	20:00 ~ 21:30

* 昼夜開講授業は、大学院授業のみ実施。昼間開講コースは、原則として月曜日から金曜日まで各4時限（水曜日は2時限）、昼夜開講コースは、火曜日、水曜日、金曜日の夜間各2時限及び土曜日4時限に実施。

【資料36-3】TV会議室整備状況

建物名	目的	室名	利用状況
教育未来館	講義	講義室3A (302)	遠隔講義システム、無線LAN、2人掛け机12台、椅子24席
教育未来館	講義	講義室3B (303)	遠隔講義システム、無線LAN、2人掛け机12台、椅子24席
教育未来館	講義	講義室3C (307)	遠隔講義システム、無線LAN、2人掛け机52台、椅子104席

【資料36-4】 体育施設一覧

運動施設等	面積 (㎡)	主な用途
第一体育館	1,400	バスケットボールコート2面設置可能
第二体育館	1,199	バレーボールコート2面設置可能
体育館附属棟	773	卓球台10台設置可能
武道場・柔道場・剣道場	575	柔道場1面、剣道場1面
トレーニングセンター棟	463	トレーニング
陸上競技場	—	400m 8レーン、100m 9レーン、全天候型
野球場	—	野球場1面
サッカー場・ラグビー場	—	サッカー場2面、ラグビー場1面
ハンドボール場	—	ハンドボール場2面
水泳プール	—	50m 9コース
テニスコート	—	全天候2面、クレ-10面

【資料36-5】 耐震化の整備状況 (2009年度末～2016年度末の比較)

耐震改修状況	2009年度末 (第1期末)		2016年度末	
	総面積	耐震化率	総面積	耐震化率
主な改修施設				
大学	81,641 ㎡	83.6%	84,532 ㎡	100.0%
附属学校	42,383 ㎡	87.5%	42,437 ㎡	100.0%
附属幼稚園	913 ㎡	100.0%	913 ㎡	100.0%
附属名古屋小学校	7,218 ㎡	88.7%	7,232 ㎡	100.0%
附属岡崎小学校	7,014 ㎡	78.8%	7,014 ㎡	100.0%
附属名古屋中学校	7,569 ㎡	84.2%	7,569 ㎡	100.0%
附属岡崎中学校	6,533 ㎡	87.1%	6,546 ㎡	100.0%
附属高等学校	9,143 ㎡	100.0%	9,143 ㎡	100.0%
附属特別支援学校	3,993 ㎡	73.7%	4,020 ㎡	100.0%

【資料36-6】 障害者支援設備 整備状況

H29/3/31 現在

設備名	達成率 *1		
	大学	附属学校	合計
身障者トイレ	93.8%	71.4%	87.0%
エレベーター/車椅子用階段昇降機/車椅子用段差解消機	85.7%	25.0%	72.2%
スロープ	100.0%	28.6%	81.5%
自動ドア	84.2%	28.6%	69.2%
専用駐車場	36.8%	0%	26.9%
視覚障害者誘導用ブロック	35.7%	0%	23.8%

*1 達成率 大学：設置済建物数 ÷ 設置対象建物数 附属学校：設置済学校数 ÷ 設置対象学校数

【分析結果とその根拠理由】

大学設置基準に定める、校地の面積及び校舎の面積は基準を十分に満たしており、マスタープランに基づき計画的に、学習関連の施設が整備されている。また、講義室については、夜間及び土曜日においても、大学院の授業が行われており、有効に活用されている。これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、かつ有効活用されており、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面に関して、それぞれ配慮されていると判断する。

37. 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

学術研究のための情報処理や学術情報の利用と提供については、ICT教育基盤センターが中心となって行っている。ICT教育基盤センターでは、情報システム委員会・情報システム実施管理委員会と連携を図り、学内の情報システム及び情報ネットワークの運用管理や各種情報サービスの提供を行っている【資料37-1】。

学内情報ネットワークについては、大学幹線・主要建物14棟の支線ネットワーク及び附属学校の支線ネットワークを構築し、外部回線はSINET5と接続し、データセンター・大学間を1Gbpsの帯域保証に、大学・附属間の通信速度は100Mbpsベストエフォートとしている【資料37-2】。

学部学生にはノートPCの所持を義務付け、ICT教育基盤センターの第1PCルームに50台、第3PCルームに30台、計80台のPCを設置しているほか、附属図書館、講義室棟などでも、学生のノートPCからネットワークに接続できる環境を有線、無線ともに整備している【資料37-3】。

ICT教育基盤センターコンピュータシステムのユーザID登録者数は、学生、教職員併せて約5,700人であり、パンフレットを作成して利用者への周知を図り、「情報教育入門」をはじめ、情報関連授業や各専攻の授業のほか、CALLシステム（語学学習eラーニングシステム）を利用したICT教育を行っている【資料37-4】。また、情報セキュリティ教育として、「個人情報保護・情報セキュリティセミナー」、「セキュリティ講習会」を開催するとともに、「情報セキュリティサイト」を開設し、情報セキュリティに対する取組を行っている【別添資料37-1】。

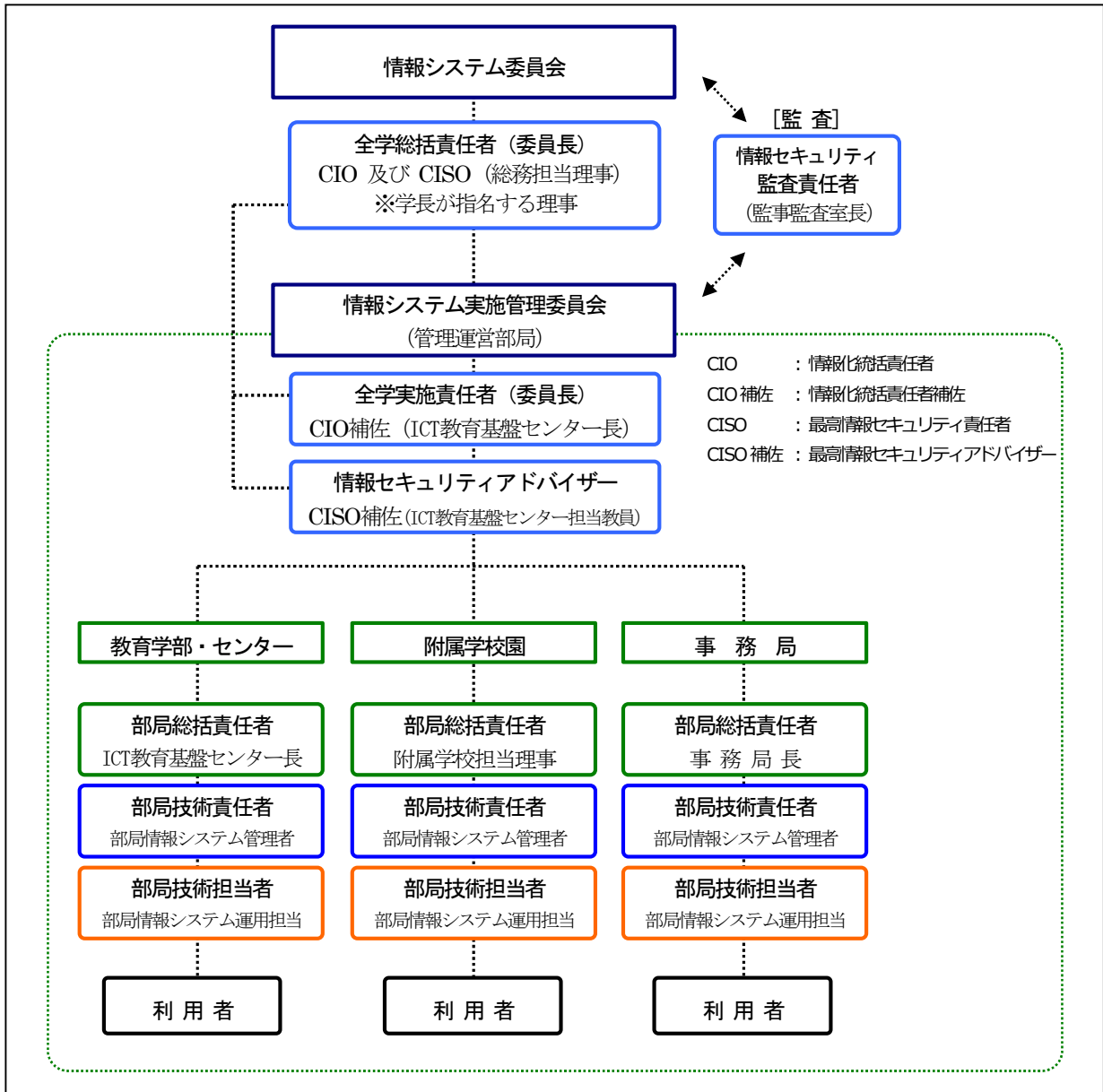
また、平成23年度から、教育実習参加学生が教育実習の研究授業で用いた「学習指導案」の中から、学校種ごとに優れた学習指導案を選定し、「優れている点」「改善すべき点」などのコメントを付して、「教育実習における学習指導案事例集」データベースに登録し、Webシステムで閲覧できるようにしている。平成27年3月現在で約1,678件を公開し、公開以降約5,774件を超えるアクセスがあった。

このほか、教育実習支援のために、映像による事前指導として『初めての教育実習』と『よくわかる教育実習』の2つのコンテンツを作成し、「まなびネット」上で閲覧できるようにしている。

別添資料37-1 国立大学法人愛知教育大学情報セキュリティ年度講習計画策定基準

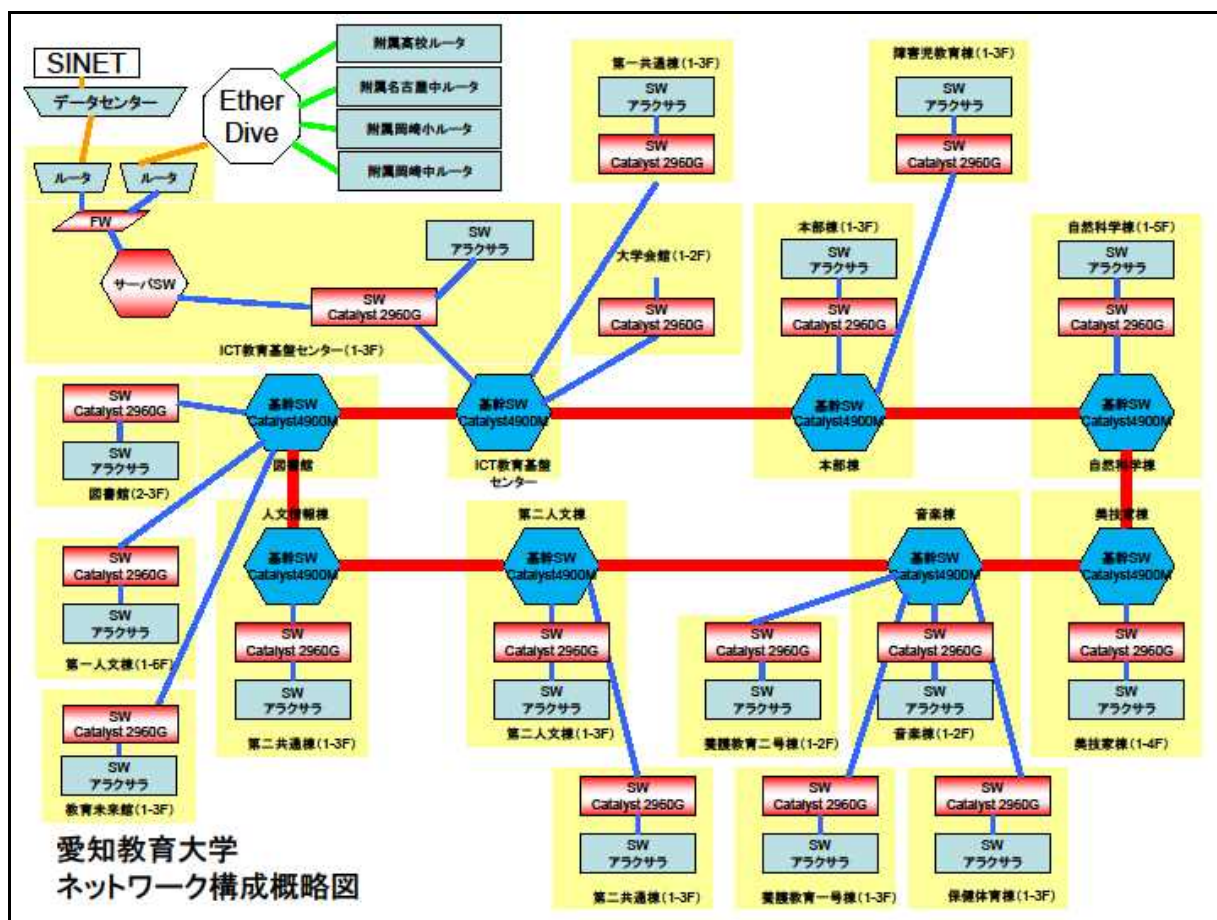
【資料37-1】情報システム運用管理体制

H29/3/31 現在



【資料37-2】 キャンパスネットワーク構成図

H29/3/31 現在



【資料37-3】 無線LANアクセスエリア

H29/3/31 現在

棟名	室名
1 本部棟	第一会議室
	第二会議室
	第三会議室
	第五会議室
4 附属図書館	2 F 本館
	2 F 新館
	2 F ホール
	2 F 自由閲覧室
	3 F 本館
5 第一共通棟	3 F 新館
	201 教室
	301 教室
	310 教室
	311 教室
	312 教室
	313 教室
6 第二共通棟	314 教室
	315 教室
	412 教室

棟名	室名
7 第一人文棟	教育科学系セミナー室A
	教育科学系セミナー室B
	人文社会科学系セミナー室A
	人文社会科学系セミナー室B
	人文社会科学系セミナー室C
8 第二人文棟	人文社会科学系セミナー室D
	人文社会科学系セミナー室E
	人文社会科学系セミナー室F
10 教育交流館	人文社会科学系セミナー室G
	2 F 第1PCルーム
	3 F 事務室
	3 F 第2PCルーム
35 大学会館	3 F 第3PCルーム
	3 F 第4PCルーム
	1 F
	2 F
40 第二福利施設	2 F

【資料37-4】平成29年度 ICT 教育基盤センターパンフレット

愛知教育大学
情報セキュリティガイドライン①

パソコンやスマートフォン等の情報セキュリティ対策として日頃から注意しましょう！



OSやソフトウェアは最新に！
WindowsUpdate等、常に最新にしてウイルスや攻撃からパソコンを守りましょう。

パスワードは絶対教えない！
パスワードを机に貼っていませんか？
パスワードは重要な情報です。誰にも教えてはいけません。



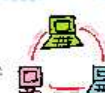
添付ファイルは慎重に開く！
メールで届く覚えがたい添付ファイルやリンクをクリックしないようにしましょう。ウイルス感染する可能性があります。

ウイルス対策ソフトの導入を！
パソコンやスマートフォンには、ウイルス感染防止のために、必ずウイルス対策ソフトをインストールしましょう。



ネットショッピングに注意！
詐欺やウイルス感染などの被害にあわないように信頼できるお店を選びましょう。

ファイル共有ソフトは禁止！
Winny等のファイル共有ソフト(P2P)の学内利用は禁止されていますので使用しないようにしましょう。



AUE Information Security guidelines

ICT教育基盤センターは
みなさんのICTライフを支えます！



センターを利用するには？

開館時間と休館日は以下の通りです。

開館時間 8:30～17:00

休館日 土・日・祝日
その他メンテナンス日など



IDとパスワードは忘れずに...

許諾書に記載されたIDとパスワードは大切に保管してください。パスワードを忘れた際の「再発行」の手続きにはセンター稼働日3日かかりますのでご注意ください。

空き教室で自習できます。

開館時間内であれば空き教室で自習ができます。センターのWebページや教室の入り口にある時刻表をチェックしてください。

プリンタが利用できます。

モノクロ、カラーの印刷ができます(有料)。印刷するにはデータを保存するためのUSBメモリと料金を支払うためのコインカードが必要です。その他印刷方法の詳細はプリンタ本体に掲載してあるマニュアルやセンターWebページなどをご覧ください。

パソコンの使い方に関する質問や相談もできます。

ネットワークに接続できない、メールの送受信がうまくいかない等、パソコンについて困ったことがあれば事務室で相談を受け付けています。

※授業の修業に関すること等はお答えできません。



ICT教育基盤センター
Work Alliance and Communities
Work 4.0 Promotion
教育交流館
3階です

- 施設案内 -

階	室名	収容人数	設備	ノートPC用設備	
				無線LAN	有線LAN
2階	第1 PCルーム	50	設置PC	○	-
	第2 PCルーム	40	情報コンセプト	○	○
3階	第3 PCルーム	30	設置PC	○	-
	第4 PCルーム	54	情報コンセプト	○	○

※情報センターLANケーブルの差し込み口
※LANケーブルの貸出等は行っていません

開館時間 8:30～17:00

休館日 土・日・祝日 その他メンテナンス日など

- アクセス -



T 449-8542 愛知県刈谷市谷ヶ谷町6区1
TEL 0566-26-2198 FAX 0566-96-0051
ICT教育基盤センターWebページ
http://www.auecc.aichi-edu.ac.jp

愛知教育大学
ICT
教育基盤
センター

Center for
Information and
Communication Technology
in Education

Contents

センター利用案内
センター案内図
よくある質問Q&A
施設案内

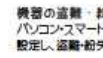


愛知教育大学
情報セキュリティガイドライン②

パソコンやスマートフォン等の情報セキュリティ対策として日頃から注意しましょう！



データのバックアップをとりましょう！
大切なデータがパソコンの故障などで失われることがないよう、常にバックアップをとりましょう。



機器の盗難・紛失に注意！
パソコンやスマートフォンには、パスワードを設定し、盗難・紛失に注意しましょう。



ネットカフェで注意！
ネットカフェでは入力する内容が盗聴されている場合があります。IDやパスワードの入力には注意しましょう。



困ったときは、相談しましょう！
ウイルス感染や詐欺等の被害に遭ったときは、各相談窓口へ必ず相談しましょう。

AUE Information Security guidelines



http://www.auecc.aichi-edu.ac.jp

【分析結果とその根拠理由】

ICT 環境については、情報システム委員会・情報システム実施管理委員会と ICT 教育基盤センターとの連携により適切に整備されており、学内情報ネットワークを経由して、教育研究活動に活用されている。ICT 教育基盤センターコンピュータシステムは、構成員全員がユーザ ID 登録を行っており、情報関連授業をはじめ、語学学習 e ラーニングシステムを利用した、適切な ICT 教育が行われている。

以上のことから、基準を満たしていると判断する。

38. 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

附属図書館は、本学の教育・研究活動を支援するために、本学教員からの推薦、学生の希望、図書館員による選書等により、本学学生の教育に不可欠な図書・雑誌・情報等として学部生向け、大学院生向け、授業用参考図書等を、対象や用途を区別して系統的に収集し、図書館システム（学術情報を収集・整理・提供するシステム）を活用して利用者に提供している。また、学内はもとより、国内における必要な情報の検索・利用もスムーズに行えるようレファレンス業務を行っている【資料 38-1】【資料 38-2】。

電子ジャーナル及び電子ブックについては、附属図書館の Web サイトに閲覧用エリアを設け、学内はもとより、学術認証フェデレーションへ参加することで学外からでもアクセスできる環境を整備している。また、本学で生成された学術成果を広く社会に還元し、また後世に保存するために「愛知教育大学学術情報リポジトリ」を構築している。

蔵書検索については、携帯 OPAC サービスを導入し、いつでもどこからでも携帯電話からの蔵書検索ができる環境が整備されるとともに、開館時間についても、利用状況を踏まえ、延長開館や土・日・祝日開館を実施し、利用者サービスの拡大を図っている【資料 38-3】。また、利用者の目的やテーマに合わせた検索ができるよう、「共通科目図書コーナー：カリキュラム改革に対応して充実がはかられた共通科目図書」、「児童資料コーナー：子どもの成長・発達を支援する児童図書」、「世界の教科書コーナー：国際的な視野を持った教育者を育成するため、世界 15 ヶ所の教科書等」、「愛教大資料コーナー：本学が発行した報告書等」、「進路・資格コーナー：学生のキャリア支援として、就職関係の図書や資格試験問題集」の特設コーナーを開設するとともに、所蔵している貴重な資料である江戸期の俳諧一枚摺資料を電子化し、Web サイトで公開することにより社会への発信を行っている。また、教職員・学生の作品展示、授業の成果物の展示などが行える多目的利用スペース「アイ♥スペース」を開設し、図書館機能の充実を図っている【資料 38-4】。

【資料38-1】平成28年度附属図書館利用状況

○ 開館状況 (年度累計)						
	平日	うち時間外	土曜	日・祝日	合計	休館日数
開館日数	207日	161日	31日	42日	280日	85日
開館時間数	2,442h	790h	217h	252h	2,911h	—

○ 入館者数 (年度累計/単位:人)		
学内者	学外者	合計
181,000	1,463	182,463

○ 貸出冊数 (年度累計/単位:冊)				
	平日	土曜	日・祝日	合計
教職員	4,253	252	498	5,003
学生	48,072	1,848	2,633	52,553
学外者	667	111	156	934
合計	52,992	2,211	3,287	58,490

○ 相互利用件数 (年度累計/単位:件)					
	相互貸借		文献複写		合計
	受付	依頼	受付	依頼	
教職員	—	124	136	399	659
学生	—	39	0	459	498
学外者	326	—	572	—	898
合計	326	163	708	858	2,055

○ レファレンス件数 (年度累計/単位:件)				
	所在調査	事項調査	利用指導	合計
教職員	18	1	9	28
学生	255	11	398	664
学外者	11	2	8	21
合計	284	14	415	713

○ 学術情報リポジトリ件数 (単位:件)	
登録総数 (当該年度3月末)	ダウンロード件数 (年度累計)
6,028	1,005,895

* ダウンロード件数: 検索サイト (Google、Yahoo等) による巡回アクセス数は含まない。

【資料38-2】平成28年度蔵書状況

○ 蔵書冊数 (単位：冊)				
和書	洋書	合計		
488,892 (421,147)	130,760 (95,550)	619,652 (516,697)		
* ()内は、目録データベース入力冊数				
○ 雑誌種類数 (単位：種類)				
和雑誌	洋雑誌	合計		
8,723	1,853	10,576		
○ 電子ジャーナル、視聴覚資料				
電子ジャーナル契約数 (タイトル数)	電子ブック (冊数)		視聴覚資料点数	
	うち外国書		うち外国書	
6,321	4,355	8,792	8,599	1,532

【資料38-3】平成28年度附属図書館開館日・時間

通常開館	平日	月～金	9:00～17:00
延長開館	平日	月～金	17:00～22:00
	休日	土	11:00～18:00、日・祝日 11:00～17:00
* 休業期間中又は行事等により、開館日及び開館時間の変更あり			

【資料38-4】平成28年度アイ♥スペース使用状況

	使用期間	タイトル	主催者	使用目的
1	H28. 4. 1 - 5. 27	種プロジェクト	附属図書館	展示
2	4. 4 - 4. 15	I C T機器展示会in附属図書館	附属図書館	展示
3	4. 18 - 4. 27	能楽部 展示・仕舞	能楽部	展示・仕舞
4	4. 20	春のランチタイムコンサート	音楽教育講座	コンサート
5	5. 9	性の多様性を知る会	セクシャルマイリティ支援団体 BALLoon	セミナー
6	6. 3	性の多様性を知る会	セクシャルマイリティ支援団体 BALLoon	セミナー
7	6. 10	性の多様性を知る会	セクシャルマイリティ支援団体 BALLoon	セミナー
8	6. 20	性の多様性を知る会	セクシャルマイリティ支援団体 BALLoon	セミナー
9	6. 24 - 7. 4	写真の中の愛教大	写真サークルRAW	展示
10	7. 5 - 7. 6	マジックショー	学生支援課	コンサート
11	7. 7	性の多様性を知る会	セクシャルマイリティ支援団体 BALLoon	セミナー
12	7. 12	混声合唱団コンサート	混声合唱団	コンサート
13	7. 13	第2回図書館改修についての意見交換会	附属図書館	意見交換会
14	7. 14、7. 15	性の多様性を知る会	セクシャルマイリティ支援団体 BALLoon	セミナー
15	7. 19 - 7. 21	Smaile 愛教大生の平和と国際	生協学生委員会平和 国際組	展示
16	7. 22 - 8. 3	ガラス展	美術教育講座	展示
17	9. 6 - 10. 6	選書ツアー展示	附属図書館	展示
18	10. 7 - 10. 18	保護者懇談会企画 デザイン教育学生作品展	美術教育講座 学生支援課	展示

19	10.20 - 10.27	カンボジア子ども絵画展	高度教員養成支援課	展示
20	10.31 - 12.1	第4回比較読みの勧め —読書マップからはじめよ—	国語非常勤講師	展示
21	11.9	秋のランチタイムコンサート	音楽教育講座	コンサート
22	11.11 - 11.22	美術選修・専攻2年風景写生展	美術教育講座	展示
23	11.30 - 12.19	大人になっても楽しみたいおすすめの絵本・児童書展	附属図書館	展示
24	H29.1.6 - 1.23	Photo Gallery 2017	写真サークルRAW	展示
25	1.17	講義内ブビリオバトル	附属図書館	授業
26	1.24	講義内ブビリオバトル	附属図書館	授業
27	1.25	冬のランチタイムコンサート	音楽教育講座	コンサート
28	1.26 - 2.3	造形文化コース ガラス作品展	美術教育講座	展示

【分析結果とその根拠理由】

本学附属図書館における資料収集は、附属図書館委員会での管理・運営の基本方針に基づき、整備されるとともに、図書、逐次刊行物、電子ジャーナル、諸記録、古書及び視聴覚資料等々施設が有効に活用されている。

以上のことから、基準を満たしていると判断する。

39. 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

本学では、学部学生・大学院生が自由に利用できる全学共通的な自主的学習環境スペースとして、自習室、リフレッシュスペースをはじめ、多様な学習形態に対応した設備を整えている【資料39-1】。

第一共通棟の自習室Aでは、学習用個人机64席を設けている。

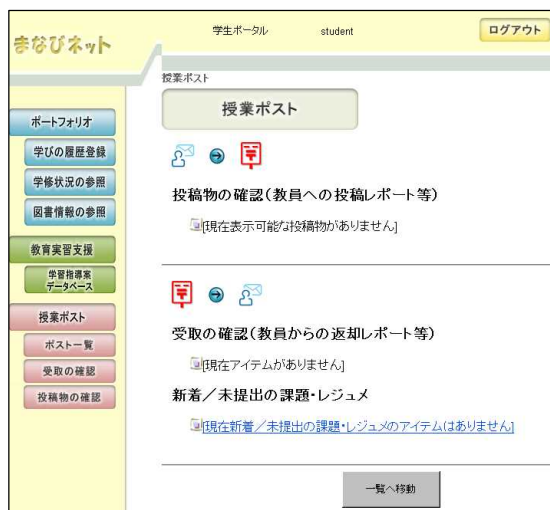
第二福利施設2階の学習スペースは、「学生生活実態調査」の結果を反映して、食堂スペースを改修して新たに設置したもので、可動壁により小部屋として利用できる一角には、プロジェクターとスクリーンを設置し、プレゼンテーションの練習等が可能なスペースとなっている。

また、授業運営と学生への修学支援を目的とした「まなびネット」を構築し、利用案内を作成して、学内外からのアクセスを可能としている。さらに、「ポートフォリオ」「教育実習支援」「授業ポスト」の3つのサービスを提供し、学生の利用を図っている【資料39-2】。

【資料39-1】 自主的学習環境スペース（全学共通）設置状況 H29/3/31 現在

棟名	室名・設備状況	利用状況
第一共通棟	自習室A (106)	学習用個人机 64 席
	2F リフレッシュスペース	丸テーブル・椅子
	3F リフレッシュスペース	丸テーブル・椅子
	1F 中庭ウッドデッキ	屋外テーブル・椅子
教育未来館	第1学生自習室	机、椅子、PC、プリンタ、無線LAN、ホワイトボード
	第2学生自習室	
附属図書館	2F 自由閲覧室 32 席 2F 閲覧室 97 席 3F 閲覧室 324 席	無線LAN、情報コンセント、iPad 5 台 月～金 9:00～22:00 or 9:00～17:00 土 11:00～18:00、日祝 11:00～17:00
	2F 玄関入口ラウンジ	無線LAN、テーブル・椅子、TV 飲食・ミーティング可能
	玄関前広場	屋外テーブル・椅子
ICT 教育基盤センター	第1PC ルーム	PC 50 台、無線LAN、可動式机、椅子 利用時間 8:30～17:00 (授業外自習)
	第2PC ルーム	40 席、情報コンセント、無線LAN
	第3PC ルーム	PC30 台、無線LAN 利用時間 8:30～17:00 (授業外自習)
	第4PC ルーム	54 席、情報コンセント、無線LAN
大学会館	1F ホール・共同談話室	無線LAN、開館時間 9:00～20:00
国際交流センター	1F 多目的ホール	丸テーブル 留学生と日本人学生が常時使用可能
第一福利施設	くつろぎラウンジ	テーブル・椅子
第二福利施設	2F 学習スペース	無線LAN、プロジェクター・スクリーン 長机4台 (各2席)、個人机20席 利用時間 9:00～18:00
教育交流館	1F ラーニングcommons I 1F ラーニングcommons II 1F ラーニングcommons III	無線LAN 各種テーブル、椅子、ホワイトボード 各種テーブル、椅子、ホワイトボード 各種テーブル、椅子、ホワイトボード プロジェクター・スクリーン

【資料39-2】まなびネット



【分析結果とその根拠理由】

自主的学習スペースやまなびネット等、学習環境は、ハード・ソフトともに整備され、授業運営と学生への修学支援のために活用されていることから、効果的に利用されていると判断する。

○ 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・「教育実習における学習指導案事例集」データベースや教育実習の事前指導のための映像資料を作成し、Web上でこれらを配信することによって、教育実習の支援を行っている。
- ・教育交流館の整備に伴い、館内に学生の自主的学習を行う場としてのラーニング・コモンズが設置され、大いに利用されている。

【改善を要する点】

特になし

○ 基準ごとの分析

- 4.0. 教職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備並びに図書、学術雑誌等の教育研究上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。

[基準に係る状況]

施設・設備

当教職大学院が主に使用する施設・設備については、平成26年10月に竣工した教育未来館に移転・集約され、教育環境が向上し、効率よく活用されている。

教育未来館における当教職大学院の専用スペースとしては、【別添資料 40-1】のとおり、2階の自習室2室、多目的指導室、学生ロッカー室、サポートオフィス及び特任教員研究室があり、授業で使用する教室は、共用の中講義室(2A)、小中講義室(3A、3B)及び前記の多目的指導室を割り当てている。専用スペースのうち学生の自主的学修スペースとしては、個人学修では自習室や各階のオープンコーナー(共有スペース)を中心に利用しているが、大学で行う模擬授業や連携協力校で行う授業実習の予行、あるいはグループ討議などについては、多目的指導室や共用講義室を利用することもできる。

学修設備としては、【資料 40-1】のとおり、自習室にパソコン、プリンター、コピー機、印刷機、電子黒板などを配置している。

【資料40-1】 教育未来館設置主要機器一覧

場所	機器名	数量	場所	機器名	数量
第1学生自習室	デスクトップパソコン	7	多目的指導室	電子黒板	1
	プリンター	2		短焦点プロジェクター	1
	電子黒板	1		教材提示装置	1
	コピー機	1	講義室 2A、3A、3B、3C	プロジェクター	各1
	拡大機	2			
	丁合機	1			
	印刷機	1			
第2学生自習室	デスクトップパソコン	7	オープンコーナー2	液晶モニター	1
	プリンター	4	教材開発室	製本機	1
	電子黒板	1			
	印刷機	1			

図書、学術資料等(データベース含む)

教職大学院独自で、愛知県公立小・中学校で採択されている教科書や指導書及び掲載情報の活用頻度の高い雑誌31種類【資料40-2】について継続的に購入し、学生自習室に配架することで、教育研究活動時の利便性を高めている。

さらに、本学附属図書館(<http://www.auelib.aichi-edu.ac.jp/>)【別添資料 40-2】は、本学の教育・研究活動を支援するために、本学学生の教育に不可欠な図書・雑誌・情報等を、本学教員の推薦、学生の希望、図書館員の選定により、利用対象や用途を区別して系統的に収集し、図書館システム(学術情報を収集・整理・提供するシステム)を活用して利用者に提供している。また、学内はもとより国内における必要な情報の検索・利用もスムーズに行えるよう、【資料 38-1、38-2、38-3】のとおりレファレンス業務を行っており、電子ジャーナル及び電子ブックについては、附属図書館のWebサイトに閲覧用エリアを設け、どこからでもアクセスできる環境を整備している。蔵書検索については、携帯OPACサービスを導入し、いつでもどこからでも携帯電話からの蔵書検索ができる環境を整備しているとともに、開館時間についても、利用状況を踏まえ延長開館や土・日・祝日開館を行い、利用者サービスの拡大を図っている。

【資料40-2】平成28年度教育実践研究科購入雑誌一覧

(H28.5.1現在)

雑誌名	年間 刊行頻度	出版社	雑誌名	年間 刊行頻度	出版社
たのしい授業	12	仮説社	道徳と特別活動	12	文溪堂
作文と教育	12	本の泉社	生徒指導	15	学事出版
新しい算数研究	12	東洋館出版社	犯罪と非行	4	日立みらい財団
生活教育	12	日本生活教育連盟	ざ ゆーす	1	新科学出版社
歴史地理教育	12	歴史教育者協議会	月刊学校教育相談	14	ほんの森出版
理科の教育	12	東洋館出版社	児童心理	12	金子書房
RikaTan 理科の探検	5	SAMA 企画	季刊教育法	4	エイデル研究所
新英語教育	12	三友社出版	初等教育資料	12	東洋館出版社
体育科教育	12	大修館	中等教育資料	12	ぎょうせい
たのしい体育・スポーツ	12	学校体育研究同志会	子どもを「育てる」 教師のチカラ	4	日本標準
月刊家庭科研究	12	家庭科教育研究者連盟	考える子ども	7	社会科の初志を つらぬく会
教育科学国語教育	12	明治図書	教職研修	12	教育開発研究所
教育科学数学教育	12	明治図書	教育	12	かもがわ出版
授業力&学級統率力	12	明治図書	教職課程	12	協同出版
生活指導	6	明治図書	教員養成セミナー	12	時事通信出版局
道徳教育	12	明治図書	計31種類		

《必要な資料・データ等》

【別添資料40-1】教育未来館建物概要

【別添資料40-2】附属図書館概要

(基準の達成状況についての自己評価：A)

1) 当教職大学院の授業と自主学修のためのスペースが教育未来館に集約され、利便性の高い教育環境を整備している。学生自習室等の自主学修スペースは、個人活動、グループ活動のいずれにとっても、ゆとりのあるもので、ICT機器も充実している。学生が専有閲覧を可能とするよう、教科書、指導書、教育雑誌等も配架しており、附属図書館の蔵書は、教員養成大学にふさわしい量と質があり、開館時間も学生が利用しやすいよう配慮している。

以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

○ 「長所として特記すべき事項」

教育未来館は、本学の「ラーニングコモンズにおけるアクティブラーニング」のための先導的施設であり、教職大学院学生の学修活動が、これを体現し、全学に向けてパイロット的役割を果たしている。

自己点検・評価報告書 2016

2018年2月 発行

編集・発行

国立大学法人愛知教育大学評価委員会

〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢 1

企画課評価係 Tel 0566-26-2128

<http://www.aichi-edu.ac.jp>